

第4期小山市地域福祉計画



令和3年3月
小山市

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化の進行に伴い価値観や生活様式が多様化し、地域住民同士のつながりが希薄になる中、日常の暮らしにおいては、様々な分野の問題が絡み合い、高齢者・障がい者・子ども等の単一の支援制度や施策では解決が困難な、複合的で複雑な生活課題が増加しています。



さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済活動の縮小や、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式の導入により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への対応、子育て家庭の孤立防止、虐待やひきこもりの防止、生活困窮世帯の支援など、地域福祉のあり方についても新たな課題が生じてきています。

また、近年は、本市も大きな被害を受けた令和元年東日本台風など、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、災害時の避難支援や生活の復旧において、近隣同士のつながりや地域の支え合いの大切さが再認識されています。

こうした中、ワンストップ窓口の拡充など行政における包括的な相談支援体制の構築や、地域住民がその地域の課題を把握し、解決に向けて主体的に活動していくという地域共生社会の実現に向けて、行政、社会福祉協議会とともに、地域福祉の担い手として地域住民やボランティア、事業者、関係団体が連携・協働し、みんなで支え合うまちづくりが求められています。

このような社会的背景を踏まえ、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第4期小山市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化」を基本理念とし、「地域福祉の意識づくり・ひとづくり」、「地域で支え合うしくみづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標を掲げております。

今後は、本計画に基づき関連する他の計画や社会福祉協議会が策定する「小山市地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、市民並びに関係団体の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました小山市地域福祉推進懇話会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

小山市長 浅野 正富

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	9
4. 計画の策定体制.....	10
第2章 小山市の地域福祉の現状と課題.....	11
1. 地域福祉を取り巻く小山市の状況.....	12
(1) 人口・世帯の状況.....	12
(2) 高齢者を取り巻く状況.....	16
(3) 障がい者を取り巻く状況.....	18
(4) 子どもを取り巻く状況.....	20
(5) 支援が必要な人の状況.....	23
(6) 地域の状況.....	25
(7) 自殺の状況.....	28
2. 第3期小山市地域福祉計画の取組の推進状況.....	30
3. アンケート調査結果にみえる市民意識.....	31
(1) 調査の概要.....	31
(2) 主な調査結果.....	31
4. 福祉の視点でみた小山市の課題とこれからの方向性.....	34
(1) 地域福祉を取り巻く計画課題.....	34
(2) 施策展開の基本的方向性.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 基本理念.....	38
2. 基本目標.....	39
3. 計画の体系.....	40
4. 地域の範囲.....	42
第4章 地域福祉の推進に向けた取組内容.....	43
基本目標Ⅰ 地域福祉の意識づくり・ひとづくり.....	44
目標1 福祉のこころの醸成.....	44
目標2 市民参加の促進.....	46
目標3 福祉の担い手育成.....	48
基本目標Ⅱ 地域で支え合うしくみづくり.....	50
目標1 地域福祉活動の推進.....	50
目標2 福祉サービスの充実.....	54
目標3 福祉ネットワークの構築.....	63
基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくり.....	66
目標1 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	66

目標2 要配慮者支援体制の整備.....	69
第5章 計画の推進に向けて	71
1. 計画の推進体制.....	72
2. 計画の普及・啓発.....	73
3. 計画の進行管理・評価	73
4. 計画の基本指標.....	74
資料編.....	76
1. アンケート調査の結果.....	77

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

超高齢社会となって久しい我が国では、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増える傍らで、高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケアなど、従来の福祉の仕組みでの対応が困難な複合化した生活課題が深刻化しています。

このような背景から、国では、地域のコミュニティを活性化させることで、住民同士の支え合いである「互助」を促進することによって、複雑化・多様化している住民の課題の早期解決を目指し、さらに困難な課題に対しては、行政等が整備する総合的な窓口・体制によって解決を図るための法整備等を進めています。

本市においては、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、「支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化」を基本理念とする「第3期小山市地域福祉計画」を平成28（2016）年3月に策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

しかしながら、第3期計画の開始以降、高齢者や障がい者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援、災害対応のあり方など、新たに認識された課題を受け止めるための総合的な窓口や課題解決のための総合的な支援体制の構築が喫緊の課題となっています。

一方、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の17の目標が掲げられましたが、この中には、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉に直接・間接に関わる目標も多く含まれています。

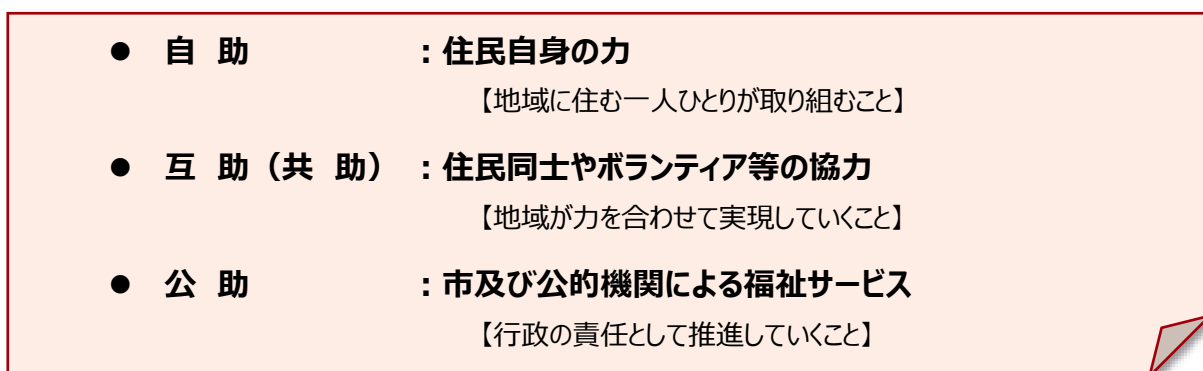
人と人とのつながりの断絶やコミュニティの萎縮を引き起こす新型コロナウイルスを前に社会は今、「新しい生活様式」を模索しています。そうした困難のなかにあっても、本市の地域福祉のさらなる前進を図るため、SDGsの目標を鏡としつつ様々な生活課題に的確に対応する施策と、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策、小山市子どもの貧困撲滅5か年計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」）に基づく成年後見制度利用促進の施策、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」）に基づく再犯防止推進のための施策等を合わせた「第4期小山市地域福祉計画」を策定するものです。

■地域福祉について

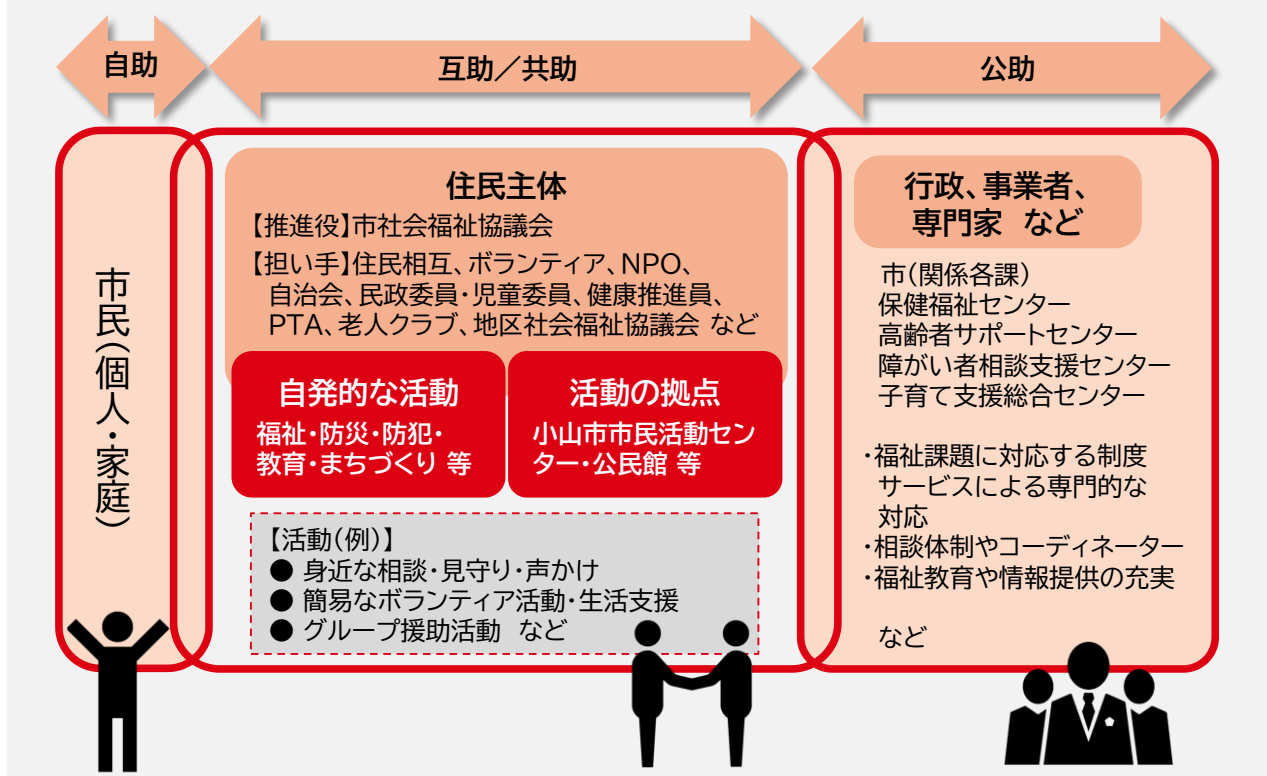
地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家庭、近隣、知人等との関係を保ち、誰もが安心して暮らせるよう、地域において支え合い・助け合う仕組み」と考えられます。

様々な生活課題の解決に向けては、個人や家庭でできることは自分たちで取り組む「自助」、それでも解決できないことは、隣近所やボランティア活動等で助け合う「互助(共助)」、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う「公助」からなる、重層的な取組が必要です。

地域福祉を進めていく上では、特に「互助(共助)」の取組を広げていくことが重要となります。



住み慣れた地域で安心して暮らせる、支え合い・助け合いの仕組み



■SDGs（持続可能な開発目標）について

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

以下に示す17のゴールの中には、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉に直接・間接に関わる目標も多く含まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、「小山市総合計画」を上位計画とした個別計画であるとともに、保健福祉分野の関連計画である「小山市すこやか長寿プラン」、「小山市障がい者プラン 21」、「小山市子ども・子育て支援事業計画」、「第 2 次健康都市おやまプラン 21」、「子どもの貧困撲滅 5 か年計画」等の各計画の上位計画として、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、横断的・総合的な施策を推進するものです。

また、本計画は、以下に示す事項を踏まえるとともに、SDGs として掲げられている国際目標との関係も反映したものととして策定します。

- **栃木県地域福祉支援計画との整合性ある計画**

本計画は、社会福祉法第 108 条の規定による「栃木県地域福祉支援計画」との整合性を図る計画です。

- **避難行動要支援者の支援方策を踏まえた計画**

本計画は、避難行動要支援者の支援方策を踏まえた計画です。

- **生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画**

本計画は、平成 25 年 12 月に公布、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援方策（平成 26 年 3 月の厚生労働省社会・援護局長通知）を包含しています。

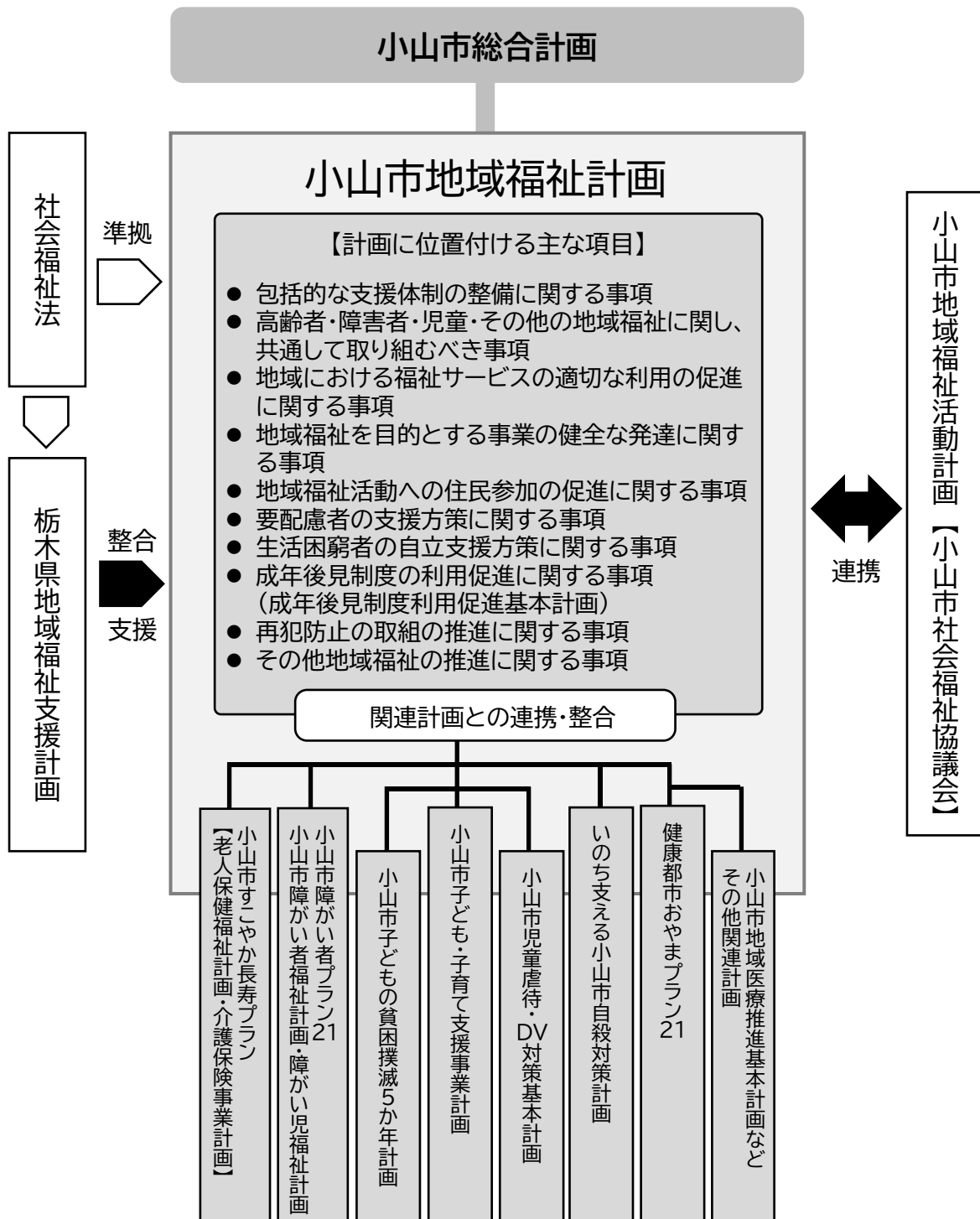
- **成年後見制度利用促進基本計画を盛り込んだ計画**

本計画は、平成 28 年 4 月に公布され翌 5 月に施行された成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

- **小山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携した計画**

本計画は、小山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携して、地域福祉を推進する計画です。

■小山市地域福祉計画と法令、各計画との関係



■ 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

■平成 26 年 3 月 27 日付 社援発第 13 号 厚生労働省社会援護局通知（抜粋）

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- (1) 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- (2) 生活困窮者の把握等に関する事項
- (3) 生活困窮者の自立支援に関する事項
 - ・生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施（生活困窮者自立支援法に基づく支援、関係機関・他制度、多様な主体による支援）、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて

■成年後見制度利用促進法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第14条の3 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■平成 29 年 12 月 12 日付 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会援護局長、厚生労働省老健局長連名による局長通知（抜粋）

市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

- (1) 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方
- (2) 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方
- (3) 日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

年度	平成 28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
小山市 総合計画	第7次 (H28~R2)					第8次 (R3~R7)				
小山市 地域福祉計画	第3期 (H28~R2)					第4期 (R3~R7)				
小山市 すこやか長寿プラン	H27~H29		H30~R2			R3~R5				
小山市 障がい者プラン 21	H27~R2					R3~R8				
小山市 障がい者福祉計画 障がい児福祉計画	H27~H29		H30~R2			R3~R5				
小山市子ども・ 子育て支援事業計画	H27~R1			R2~R6						
小山市子どもの貧困 撲滅5か年計画	H27~R1			R2~R6						
小山市児童虐待・ DV 対策基本計画	H27~R1			R2~R6						
健康都市 おやまプラン 21	H25~R4									
小山市地域医療 推進基本計画	H28~R4									
小山市地域福祉 活動計画 (※)	H28~R2					R3~R7				

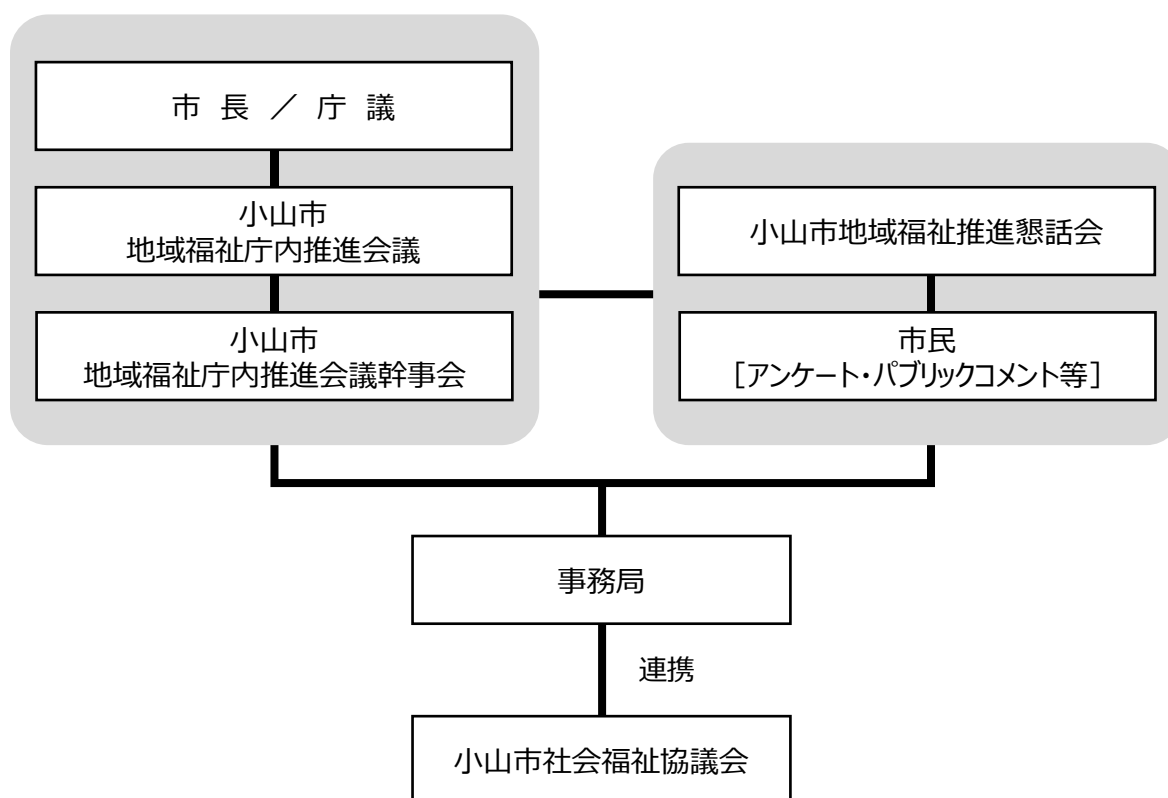
※:小山市社会福祉協議会

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「小山市地域福祉庁内推進会議」を設置するとともに、学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募市民等による「小山市地域福祉推進懇話会」を設置し、行政と市民がそれぞれの役割や施策のあり方を共に検討するなど、行政と市民の協働による計画づくりを行いました。

また、市民及びボランティア経験者へのアンケート調査を行い、地域福祉の観点での市民の状況や地域福祉あり方に関する市民の意見の把握に努め、計画素案作成のための基礎情報として活用いたしました。

さらに計画素案について広く市民からのご意見を伺うためにパブリックコメントを行い、計画書への反映に努めました。



第2章 小山市の地域福祉の現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く小山市の状況
2. 第3期小山市地域福祉計画の取組の推進状況
3. アンケート調査結果にみえる市民意識
4. 福祉の視点でみた小山市の課題とこれからの方向性

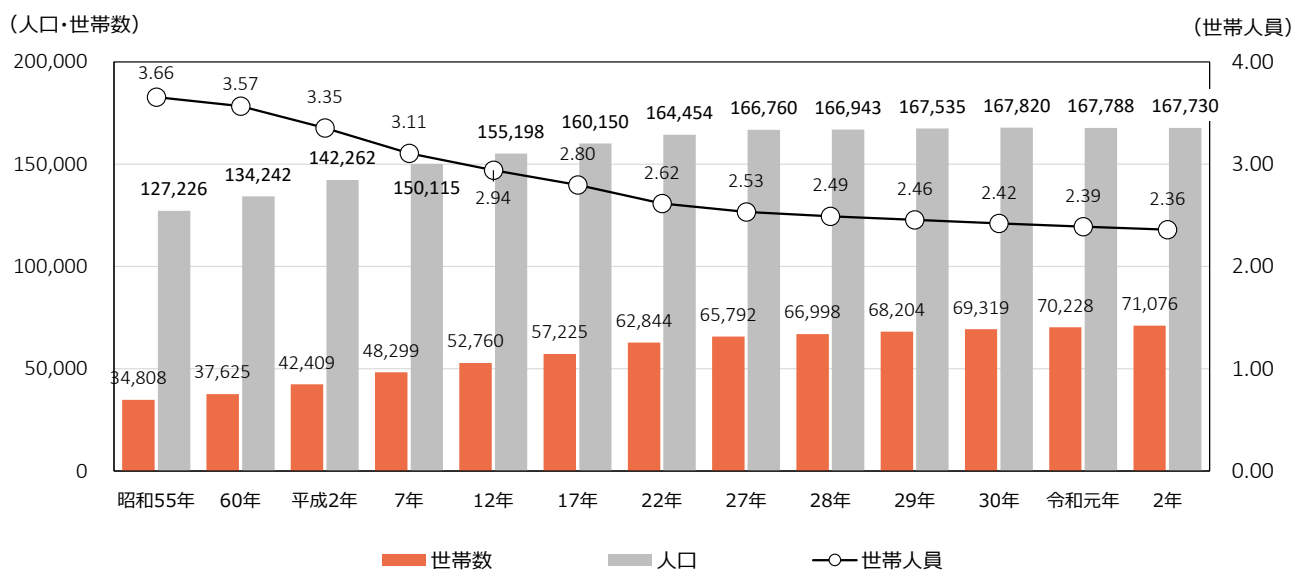
第2章 小山市の地域福祉の現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く小山市の状況

(1)人口・世帯の状況

①人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は、令和2年10月1日現在で167,730人、71,076世帯、一世帯あたりの人員は2.36人となっていますが、人口は平成29年に16万7千人台となって以降、横ばいの状況が続いています。

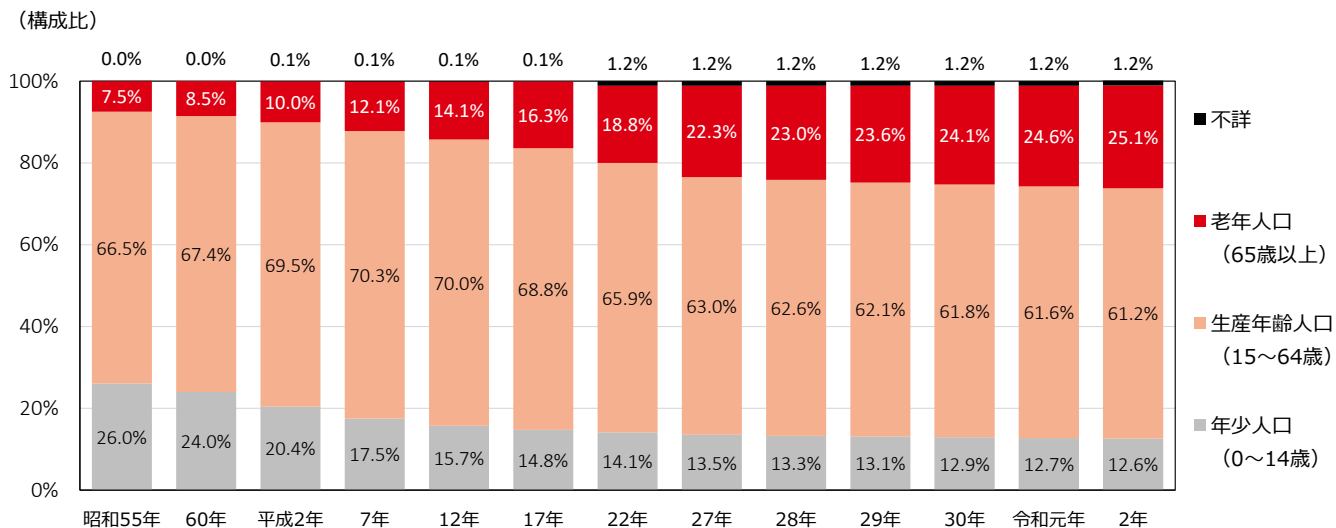


資料：国勢調査(昭和55年～平成27年)、毎月人口調査(平成28年～) 各年10月1日現在

②年齢別人口構成比の推移

小山市における年齢別人口構成の推移を見ると、近年、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少し、65歳以上の老年人口の割合は増加が続いています。

令和2年10月1日現在の栃木県毎月人口調査における年少人口の割合は12.6%、生産年齢人口は61.2%、老年人口の割合（高齢化率）は25.1%となっています。



資料：国勢調査(昭和55年～令和2年)、毎月人口調査(平成29年～) 各年10月1日現在

③地区別の人口の推移

市内10地区別の人口を見ると、令和2年10月1日現在、小山地区が市の総人口の31.7%を占めて最も多く、次いで大谷地区（26.1%）、間々田地区（17.3%）、桑地区（12.4%）などとなっています。

平成7年からの推移を見ると、大谷地区と間々田地区は人口増加が継続する一方で、平成27年から令和2年の間で、小山地区は減少に、豊田地区と桑地区は増加に転じています。

(単位:人、世帯)

地区名	人口	世帯数	世帯人員	人口構成比
小山	53,226	25,060	2.12	31.7%
大谷	43,853	18,666	2.35	26.1%
間々田	28,964	11,584	2.50	17.3%
生井	1,725	629	2.74	1.0%
寒川	1,306	464	2.81	0.8%
豊田	7,131	2,604	2.74	4.3%
中	2,201	791	2.78	1.3%
穂積	4,144	1,903	2.18	2.5%
桑	20,832	7,882	2.64	12.4%
絹	4,348	1,493	2.91	2.6%
全市	167,730	71,076	2.36	100.0%

資料:小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計(令和2年10月1日現在)

(上段:人口 下段:増減率)

地区名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
小山	43,188	46,719	49,508	52,331	53,632	53,226
		8.2%	6.0%	5.7%	2.5%	-0.8%
大谷	34,595	35,473	38,051	40,441	42,438	43,853
		2.5%	7.3%	6.3%	4.9%	3.3%
間々田	24,905	25,990	26,703	27,095	28,060	28,964
		4.4%	2.7%	1.5%	3.6%	3.2%
生井	2,652	2,534	2,323	2,121	1,907	1,725
		-4.4%	-8.3%	-8.7%	-10.1%	-9.5%
寒川	1,999	1,909	1,761	1,653	1,495	1,306
		-4.5%	-7.7%	-6.1%	-9.6%	-12.6%
豊田	8,189	7,833	7,644	7,407	7,086	7,131
		-4.3%	-2.4%	-3.1%	-4.3%	0.6%
中	3,108	2,963	2,775	2,637	2,465	2,201
		-4.7%	-6.3%	-5.0%	-6.5%	-10.7%
穂積	5,253	5,083	4,952	4,679	4,258	4,144
		-3.2%	-2.6%	-5.5%	-9.0%	-2.7%
桑	20,335	21,013	20,938	20,953	20,678	20,832
		3.3%	-0.4%	0.1%	-1.3%	0.7%
絹	5,891	5,681	5,495	5,137	4,741	4,348
		-3.6%	-3.3%	-6.5%	-7.7%	-8.3%
全市	150,115	155,198	160,150	164,454	166,760	167,730
		3.4%	3.2%	2.7%	1.4%	0.6%

資料:国勢調査(各年10月1日現在)、令和2年は小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計(10月1日現在)

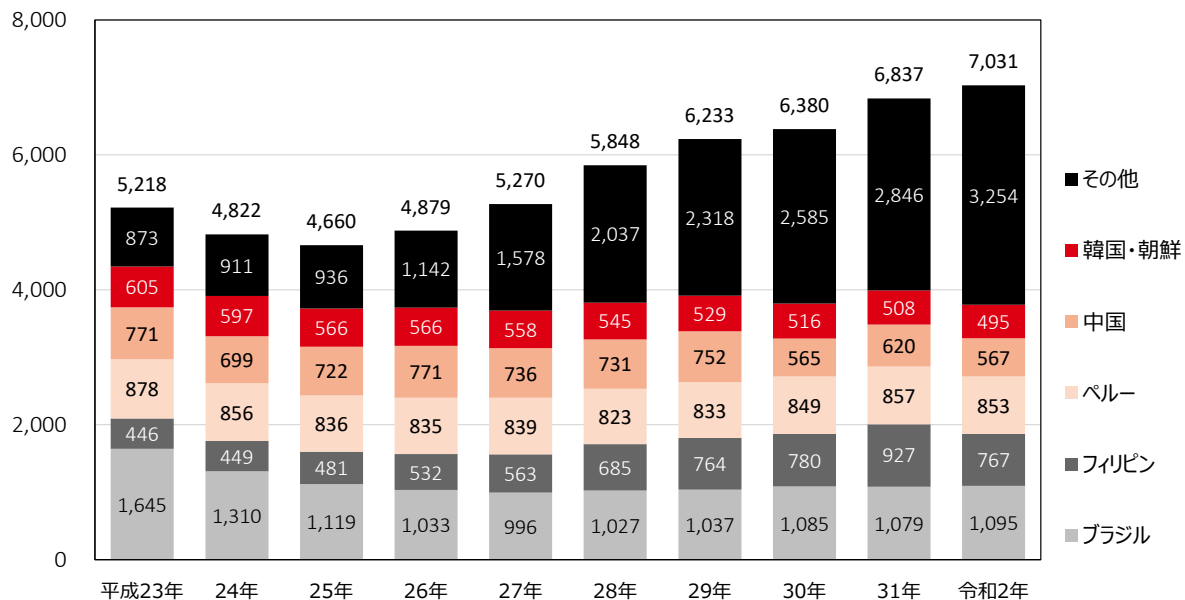
④外国人の状況

本市の令和2年4月1日現在の外国籍市民は7,031人で、国籍ではブラジルが1,095人と最も多く、次いでペルーが853人、フィリピンが767人となっています。

総数は平成25年以降年々増加しています。

■外国人登録人数

(人)



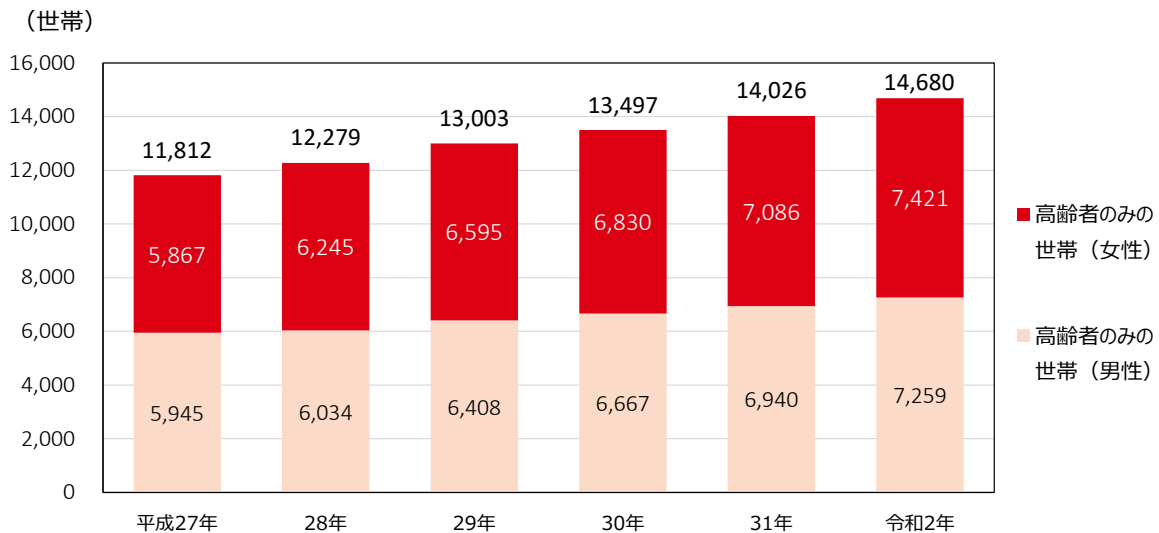
資料:市民課(各年4月1日現在)

(2)高齢者を取り巻く状況

①高齢者のみ世帯の状況

本市の令和2年4月1日現在の高齢者のみの世帯は14,680世帯で、うち男性の世帯は7,259世帯、女性の世帯は7,421世帯となっています。

平成27年からの推移を見ると、総数では2,868世帯の増加で、うち男性世帯が1,314世帯の増加、女性世帯が1,554世帯の増加となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

②介護認定の状況

本市の要支援と要介護認定を受けている人は、令和2年3月31日現在で6,250人と、平成27年から481人増加しました。増加数が多いのは要介護1(248人)と要介護4(113人)で、要支援1と要介護5はそれぞれ52人と41人減少しています。

(単位:人)

	平成27年	令和2年	増減数
要支援1	885	833	-52
要支援2	864	935	71
要介護1	1,160	1,408	248
要介護2	861	936	75
要介護3	749	816	67
要介護4	712	825	113
要介護5	538	497	-41
合計	5,769	6,250	481

資料:保健福祉事業の概要(各年3月31日現在)

③刑法犯認知件数

本市の刑法犯に関する被害者数は、平成28年度以降年々減少しており、令和元年度には1,397人となっています。また、被害者のうち、およそ10%は65歳以上の高齢者が占めています。

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
小山市全体被害者数（人）		1,675	1,810	1,729	1,503	1,397
うち65歳以上の被害者	人数（人）	146	223	168	149	143
	比率（%）	8.7	12.3	9.7	9.9	10.2

資料：小山警察

(3)障がい者を取り巻く状況

①各種障がい者手帳の交付状況

本市の令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は4,301人で、1級が1,380人（32.1%）と最も多く、次いで4級が1,084人（25.2%）となっています。

総数は、平成28年度以降、4,300人台で、総人口に占める割合も2.6%前後で安定した推移となっています。

■身体障害者手帳交付状況

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度
合計	4,633	4,348	4,313	4,362	4,312	4,301
1級	1,618	1,518	1,505	1,545	1,533	1,380
構成比 (%)	34.9	34.9	34.9	35.4	35.6	32.1
2級	825	755	748	747	724	699
構成比 (%)	17.8	17.4	17.3	17.1	16.8	16.3
3級	607	566	551	556	566	516
構成比 (%)	13.1	13.0	12.8	12.8	13.1	12.0
4級	1,003	953	954	946	933	1,084
構成比 (%)	21.6	21.9	22.1	21.7	21.6	25.2
5級	260	243	244	249	242	289
構成比 (%)	5.6	5.6	5.7	5.7	5.6	6.7
6級	320	313	311	319	314	333
構成比 (%)	6.9	7.2	7.2	7.3	7.3	7.7
手帳所持者対 総人口比率 (%)	2.79	2.61	2.58	2.61	2.58	2.57

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

（参考／等級は重度の側から1級→6級の6段階）

本市の令和2年4月1日現在の療育手帳（知的障害者手帳）所持者数は1,233人で、B2が410人と最も多く、次いでB1が346人となっています。

総数は、平成29年度以降ゆるやかに増加しており、総人口に占める割合も令和2年度には0.74%と、平成29年度から0.09ポイント増加しています。

■療育手帳（知的障害者手帳）交付状況

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度
合計	1,176	1,218	1,089	1,145	1,177	1,233
重度	510	528	416	439	456	474
A1（最重度）	155	164	126	136	140	143
A2（重度）	338	348	281	294	307	322
A（最重度・重度）	17	16	9	9	9	9
中軽度	666	690	673	706	721	759
B1（最重度）	364	396	344	350	348	346
B2（重度）	300	292	327	354	371	410
B（最重度・重度）	2	2	2	2	2	3
手帳所持者対 総人口比率（%）	0.71	0.73	0.65	0.68	0.70	0.74

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

本市の令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,186人で、2級が705人と最も多く、次いで1級が308人となっています。

総数は、平成27年以降増加が続いており、総人口に占める割合も令和2年度には0.71%と、平成27年度から0.23ポイント増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付状況

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度
合計	792	892	903	959	1,096	1,186
1級（重度）	152	199	214	230	278	308
2級（中度）	528	571	574	614	680	705
3級（軽度）	112	122	115	115	138	173
通院公費負担利用者 自立支援医療（精神通院）	1,825	1,915	1,895	2,119	2,265	2,394
手帳所持者対 総人口比率（%）	0.48	0.54	0.54	0.57	0.65	0.71

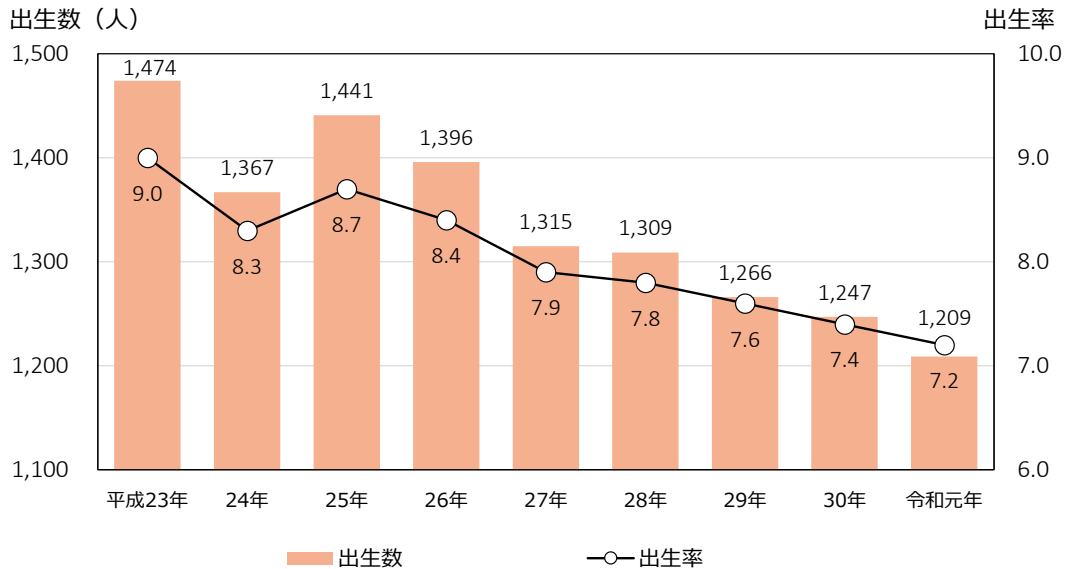
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

(4)子どもを取り巻く状況

①出生数と出生率の推移

本市の令和元年の出生数は1,209人、出生率（人口千人あたりの出生数）は7.2となっており、出生数、出生率とも減少傾向が続いています。

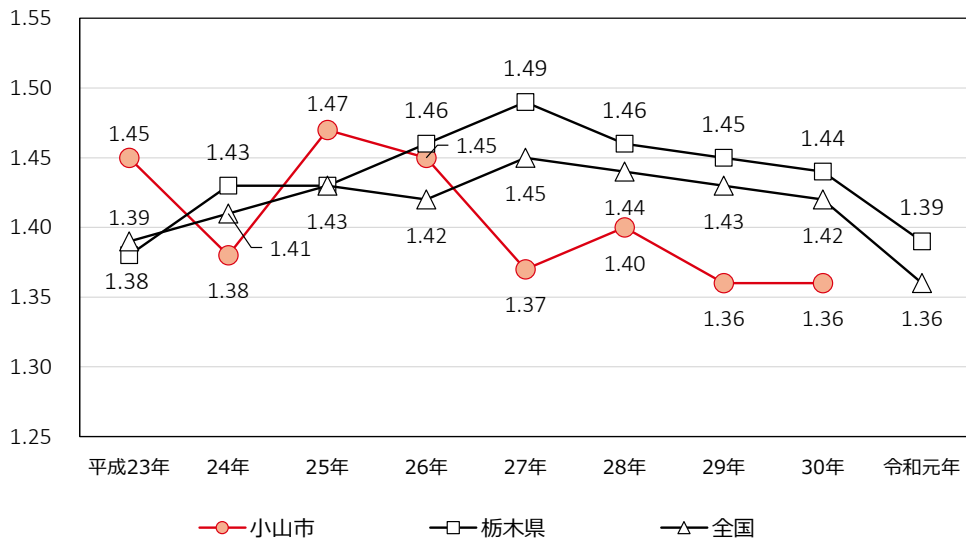
■出生数と出生率



資料: 栃木県人口動態統計

本市の平成30年の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数）は1.36で栃木県や全国よりも低く、平成25年以降、減少傾向が続いています。

■合計特殊出生率



資料: 栃木県人口動態統計

②子育て支援事業の推進状況

本市のファミリー・サポート・センターの会員数は、平成 27 年度以降、提供会員、依頼会員とも年々増加し、令和元年度には合計で 968 人となっています。一方、利用件数は平成 27 年度から平成 29 年度まで減少していましたが、その後は増加に転じ、令和元年度には 2,247 件となっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
会員数	提供会員（人）	137	139	140	140	144
	依頼会員（人）	639	657	693	714	725
	両方会員（人）	98	103	102	98	99
	合計（人）	874	899	935	952	968
利用件数（件）		2,846	2,315	1,673	1,962	2,247

資料：子育て家庭支援課（各年度 3 月 31 日現在）

本市の地域子育て支援拠点事業は、平成 29 年度以降 7 か所（保育園に併設している拠点 5 か所、子育て支援総合センター内の子育てひろば及び出張ひろば）で実施しており、令和元年度の月平均の利用人数は 1,595 人となっています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
実施施設数（か所）	8	8	7	7	7
月平均利用人数（人）	2,447	2,260	2,010	2,284	1,595

資料：子育て家庭支援課（各年度 3 月 31 日現在）

本市の子育てひろば事業は、令和元年度において市内 10 か所で行われており、令和元年度の利用者数は子どもが 7,440 人、保護者が 7,164 人、合計 14,604 人で、前年度からは 4,777 人減少しました。

また、各地区で月 2 回実施している 8 か所の子育てひろばの月平均利用人数は平成 27 年度から平成 30 年度まで 500~600 人台で推移していましたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2 月と 3 月に利用を一時休止したため、394 人と前年から 150 人減少しました。

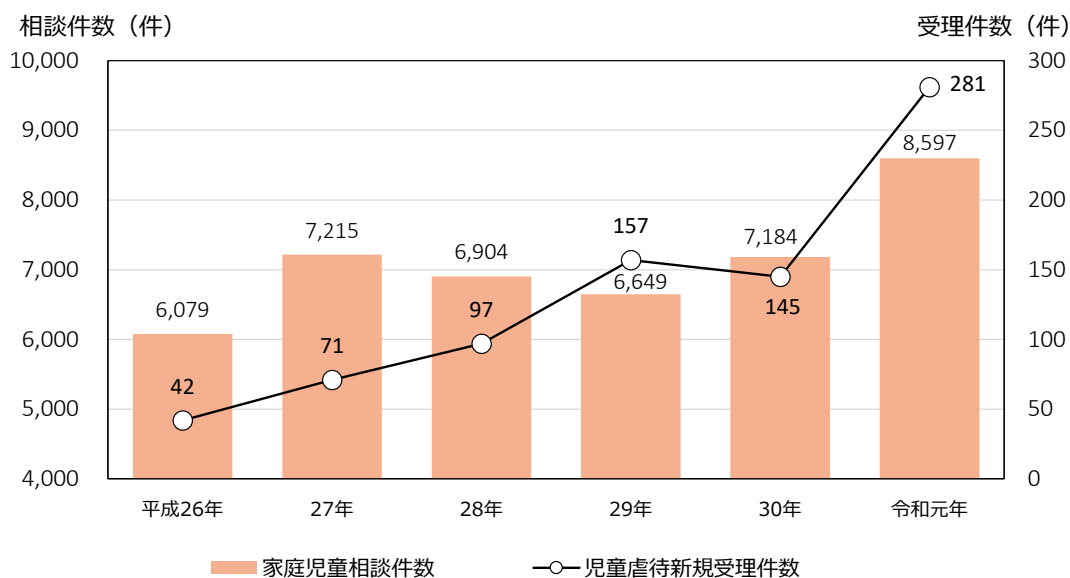
■子育てひろば事業の利用状況（各地区で月 2 回実施している子育てひろば）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
実施施設数（か所）	8	8	8	8	8
月平均利用人数（人）	642	654	542	544	394

資料：子育て家庭支援課（各年度 3 月 31 日現在）

③児童虐待の状況

本市の家庭児童相談件数、児童虐待新規受理件数は、平成 26 年以降増加傾向にあり、平成元年にはそれぞれ 8,597 件、281 件となっています。

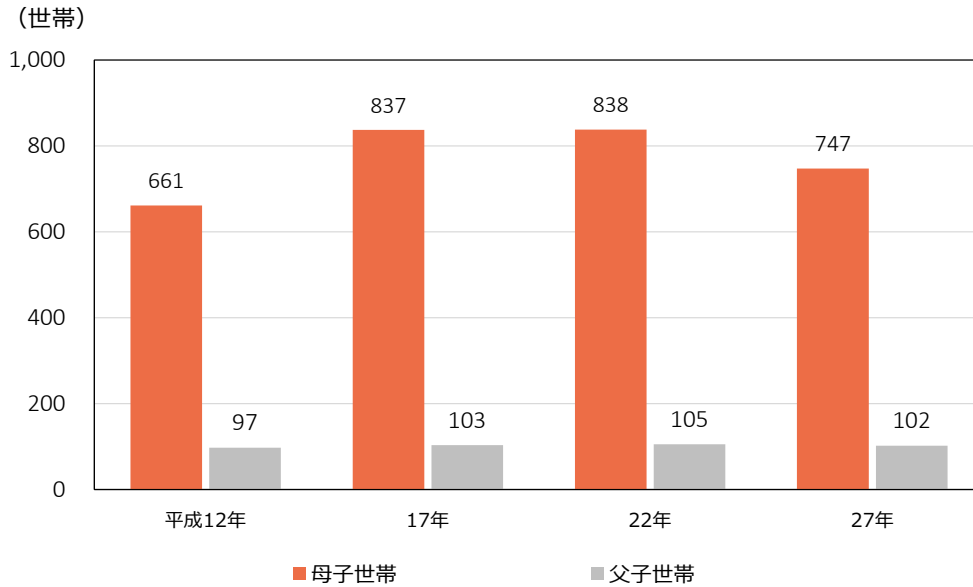


資料：子育て家庭支援課

(5)支援が必要な人の状況

①母子・父子世帯の状況

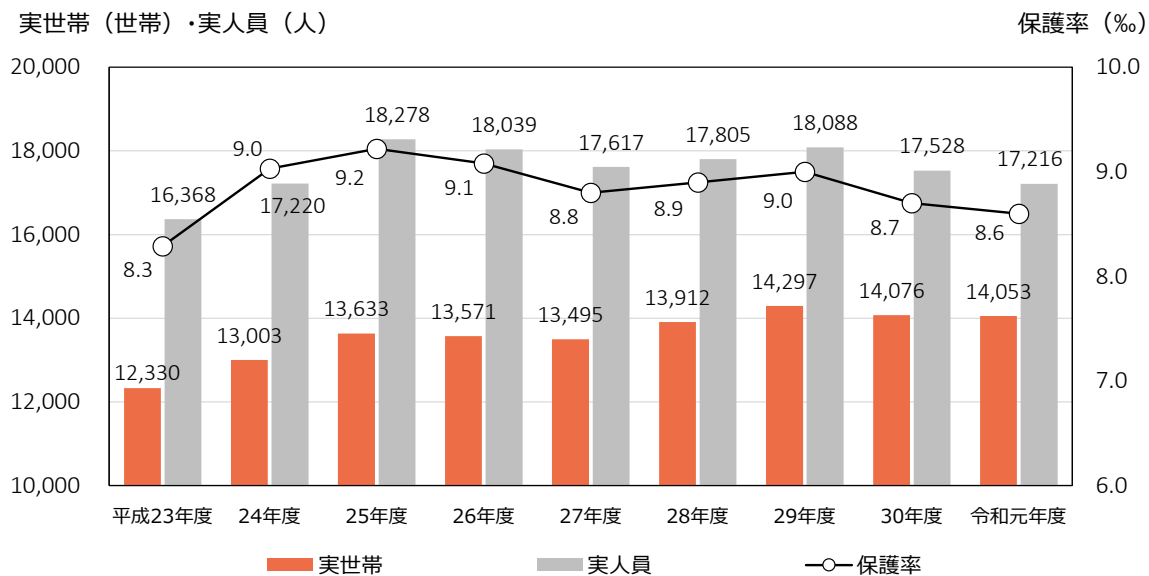
本市の平成 27 年の国勢調査における母子世帯数は 747 世帯で 5 年前の平成 22 年から 91 世帯減少しました。一方、父子世帯数は、平成 12 年以降、概ね 100 世帯で推移しています。



資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

②生活保護の状況

本市の令和元年度における生活保護の受給実世帯数は 14,053 世帯、実人員は 17,216 人、保護率は 8.6%となっており、平成 29 年度以降、いずれも減少傾向にあります。

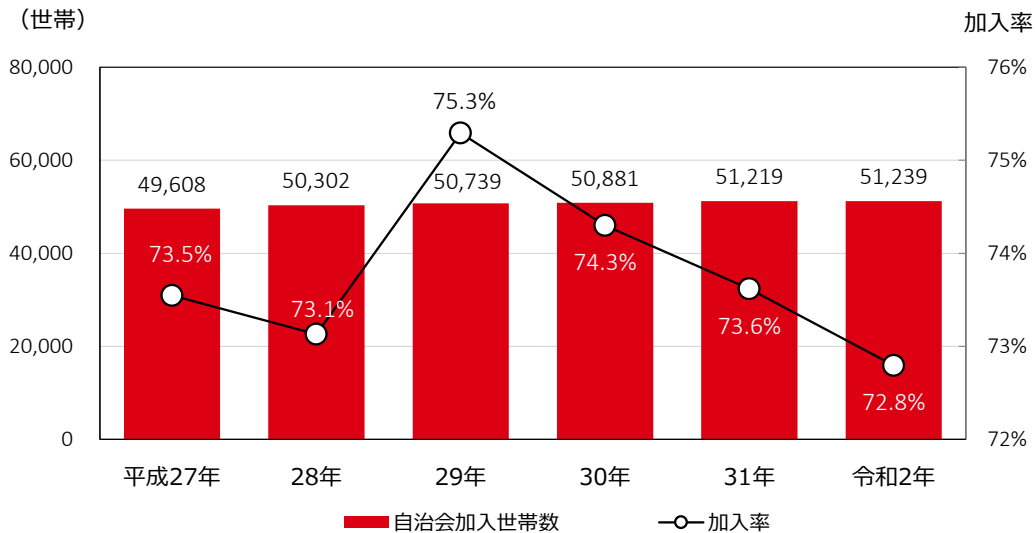


資料:福祉課(実世帯・実人数は1か月平均の延べ数)

(6)地域の状況

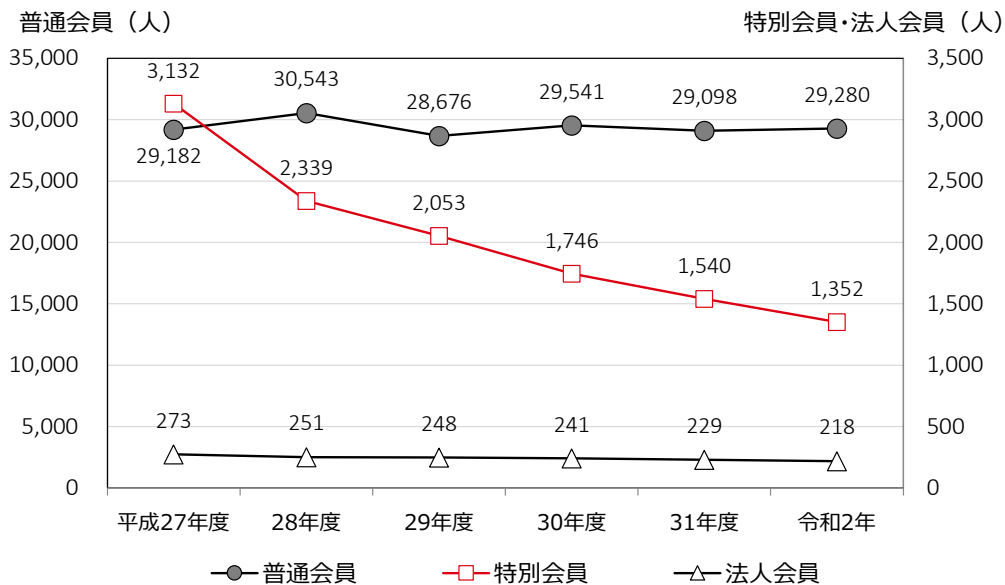
①自治会加入世帯数及び加入率の状況

本市の令和2年4月1日時点の自治会加入世帯数は51,239世帯で加入率は72.8%となっています。平成27年以降、加入世帯数はゆるやかに増加していますが、加入率は平成29年以降、年々減少しています。



②小山市社会福祉協議会会員の加入状況

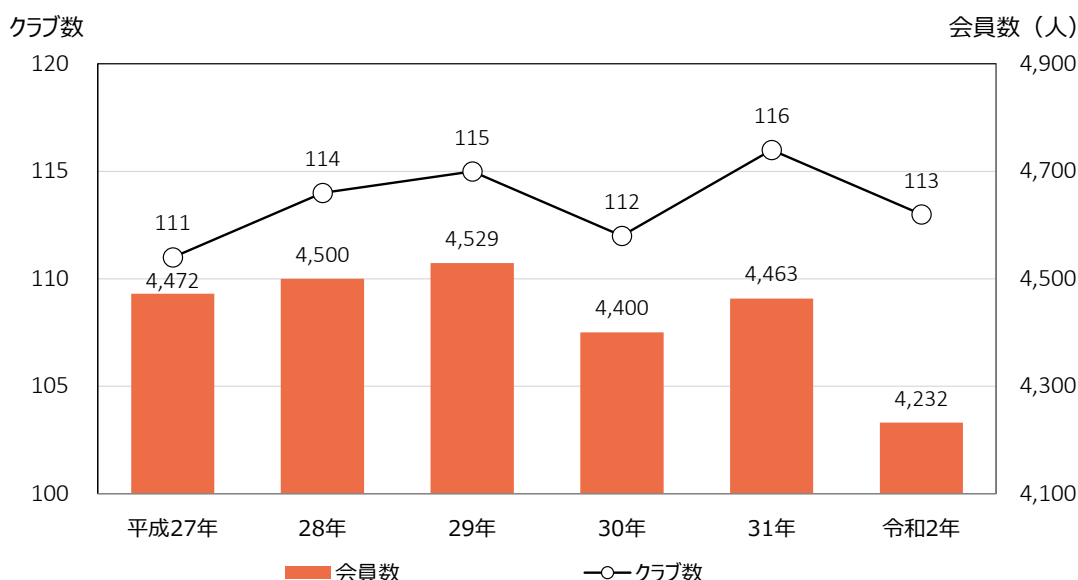
令和2年3月31日現在の小山市社会福祉協議会の会員数は、普通会員が29,280人、特別会員が1,352人、法人会員が218人となっており、平成27年以降、特別会員数の減少が続いています。



資料:小山市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

③老人クラブ数と会員数の状況

本市の令和2年4月1日現在の老人クラブ数は113で、会員数は4,232人となっています。平成27年以降、クラブ数、会員数とも増減が繰り返されています。



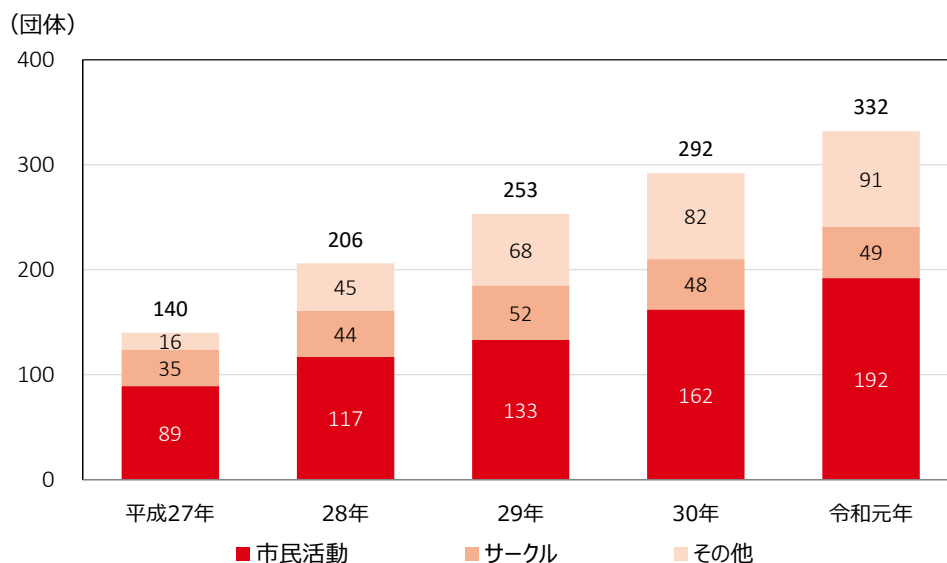
資料:高齢生きがい課(各年度4月1日現在)

④市民活動・ボランティア活動の状況

市民活動センターの利用登録団体数は、平成27年4月に登録のリセットを行って以降年々増加しています。令和2年7月に登録の更新を行い、9月30日現在で229団体となっています。

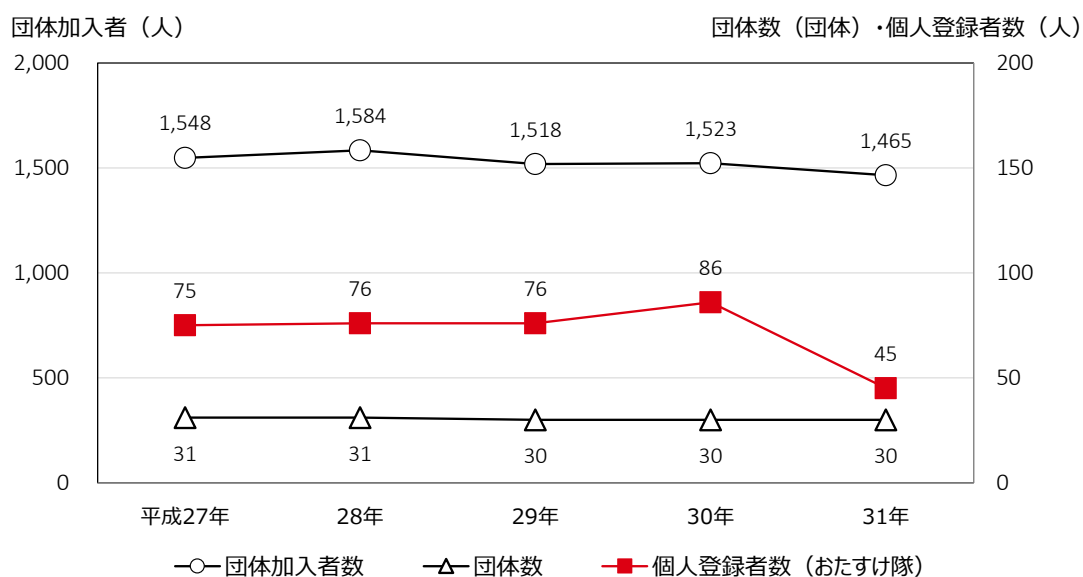
平成31年に社会福祉協議会にボランティア登録している団体数は30、加入者数は1,465人となっています。平成27年以降、団体数に大きな変化はありませんが、加入者数はゆるやかな減少傾向にあります。

■市民活動センター利用登録団体数



資料:小山市市民生活安心課(各年3月31日現在)

■社会福祉協議会ボランティア登録数



資料:社会福祉協議会(各年度4月1日現在)

⑤民生委員・児童委員の状況

本市の令和2年10月1日現在の民生委員・児童委員数は291人となっています。

■地区別の民生委員・児童委員数 (令和2年)

(単位:人)

小山北	小山東	小山中央	小山旭	小山城南	大谷北	大谷中南部	美田	間々田	乙女寒川生井	桑絹	合計
23	18	21	22	19	37	28	25	30	24	44	291

資料:福祉課(令和2年10月1日現在)

⑥保護司の状況

本市の令和2年10月1日現在の保護司数は男性36人、女性22人で合わせて58人となっています。

■地区別の保護司数 (令和2年)

(単位:人)

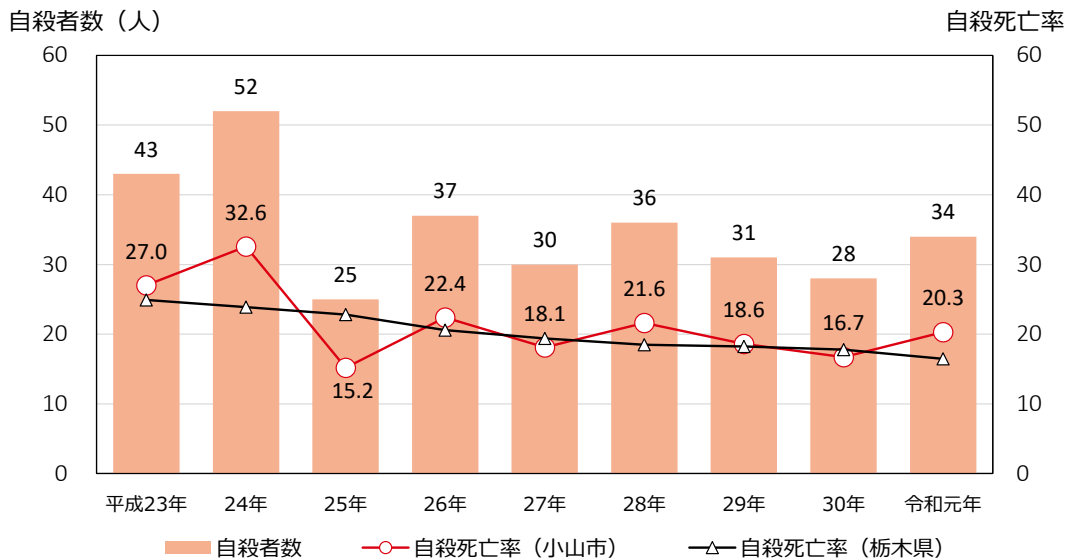
区分	小山・大谷地区	美田地区	間々田地区	桑絹地区	合計
男	15	5	11	5	36
女	13	2	5	2	22
合計	28	7	16	7	58

資料:福祉課(令和2年10月1日現在)

(7)自殺の状況

本市の令和元年の自殺者数は34人で、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は20.3となっています。自殺者数は平成25年に前年から半減しましたが、その後は30人前後で増減を繰り返しており、自殺死亡率も20前後で推移しています。

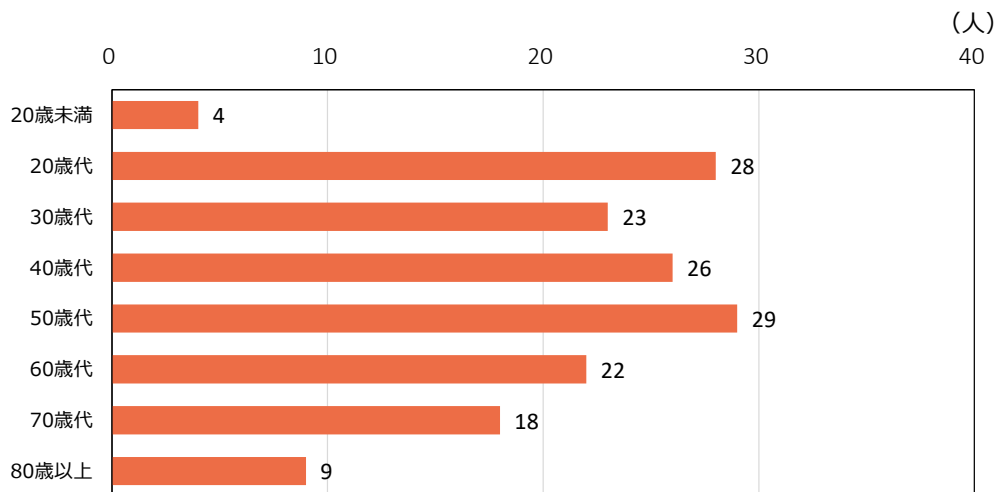
■小山市の自殺者数と自殺死亡率



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の平成27年から令和元年の自殺者を年齢別にみると、50歳代が29人と最も多く、次いで20歳代が28人、40歳代が26人などとなっています。

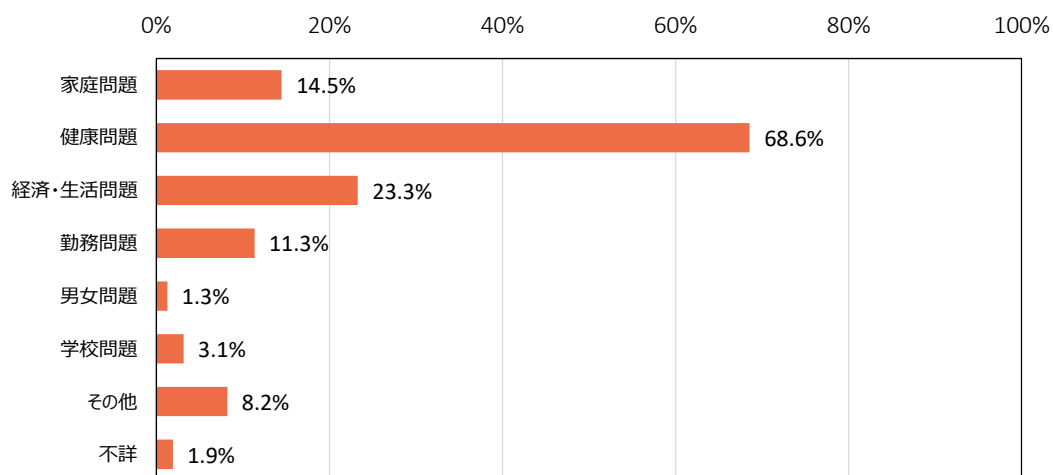
■平成27年～令和元年の小山市の年代別自殺者数



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の平成 27 年から令和元年の自殺の原因別の割合をみると、健康問題が 68.6%と最も多く、次いで経済・生活問題が 23.3%、家庭問題が 14.5%などとなっています。

■平成 27 年～令和元年の小山市の自殺の原因別の割合



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. 第3期小山市地域福祉計画の取組の推進状況

第3期小山市地域福祉計画の令和元年度の実績調査結果は次のとおりとなっています。

基本目標	計画体系	事業数 ※担当課 レベル	評価結果（達成率）				事業 完了
			100% 以上	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満	
Ⅰ 地域福祉の 意識づくり・ ひとづくり	Ⅰ-1 福祉のこころの醸成	5	3	0	0	2	0
	Ⅰ-2 市民参加の促進	4	1	2	1	0	0
	Ⅰ-3 福祉の担い手の育成	3	0	2	1	0	0
Ⅱ 地域で支え 合うしくみづ くり	Ⅱ-1 地域福祉活動の推進	9	2	7	0	0	0
	Ⅱ-2 福祉サービスの充実	19	9	4	3	3	0
Ⅲ 安全で安心 して暮らせる まちづくり	Ⅲ-1 ひとにやさしいまちづくりの推進	3	2	0	0	0	1
	Ⅲ-2 安全で安心なまちづくりの推進	6	2	2	1	1	0
合 計		49	19	17	6	6	1

3. アンケート調査結果にみえる市民意識

本計画策定の基礎資料として、市民の意識や地域福祉活動の実態を把握するために、『『小山市地域福祉計画』策定のためのアンケート調査』を実施しました。概要は次のとおりです。（詳細は資料編に記載しています）

(1)調査の概要

調査の対象	【一般市民】 市内在住の 18 歳以上の方の中から無作為で抽出された 1,500 人 【ボランティア経験者】 市内在住の 18 歳以上でボランティアの経験のある方の中から無作為で抽出された 500 人
調査の方法	【一般市民】 郵送による調査票の配布と回収 【ボランティア経験者】 各団体を通じた配布・回収
調査の期間	【一般市民】 令和 2 年 1 月 10 日（金）～令和 2 年 2 月 3 日（月） 【ボランティア経験者】 同上の期間内
回収状況	【一般市民】 配布数 1,500 票 回答数 618 票 回答率 41.2% （参考：前回調査 34.0%） 【ボランティア経験者】 配布数 500 票 回答数 387 票 回答率 77.4% （参考：前回調査 75.6%）

※「前回調査」は、平成 26 年に実施されたアンケート調査

(2)主な調査結果

■問 2 地域との関わり合いについて

- 一般市民の隣近所とのおつきあいの程度では、「何でもとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し助け合える人がいる」が 30.7%、「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」が 29.1%となっており、前回調査と比較すると、つきあいの程度は少しずつ希薄化する方向へシフトしている。
- 隣近所の活動への参加意向については、一般市民の 40.8%が「時間に余裕があれば参加したい（参加者として）」と回答。ボランティア経験者は 41.6%が「企画・運営に参加したい」と回答しているが、前回調査と比較すると 8 ポイント近く低下している。
- 地域で支え合う関係の必要性については、一般市民の 27.0%が「必要だと思う」と回答し、「あった方がよいと思う」を合わせると 86.1%となるが、前回調査と比較すると「必要だと思う」が 6 ポイント近く低下している。
- 災害時に地域で支え合うために必要と思うことでは、前回調査と同様「日頃からの近所同士の交流」が 65.4%、「地域の避難行動要支援者などを記載した名簿や地図の作成・情報共有」が 48.5%で上位を占めるが、前回調査と比較すると、回答の割合はともに大幅に低下している。

■問3 ボランティア・NPO 活動について【一般市民】

- ボランティア活動を今までしたことがない一般市民は 75.9%で前回から微減。
- 今後「活動してみたい」と「条件が整えば活動してみたい」は 43.1%で前回調査と比較すると 6 ポイント弱低下している。
- 活動したくない理由としては、「仕事で忙しい」が 40.0%、「どのように参加すればよいのか分からない」と「人間関係などの煩わしさがある」がともに 27.2%。「どのように参加すればよいのか分からない」は前回から 8 ポイント強低下しているが、「人間関係などの煩わしさがある」は 7 ポイント弱上昇している。

■問3 地域活動やボランティアなどの活動状況について【ボランティア経験者】

- 地域活動をする上での住民の協力者の必要性を「感じる」は 51.9%、「どちらかといえば感じる」は 38.0%。前回調査と比較すると、「感じる」割合はやや低下している。
- 地域活動の負担感を「強く感じている」は 10.1%、「感じている」は 27.6%、「あまり感じていない」は 53.2%。前回調査と比較すると、「感じていない」が倍増し、「感じている」はほぼ半減している。
- 困っていることでは、「メンバーの高齢化」、「地域の付き合いの希薄化」、「若い人が参加しやすい活動がない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が上位を占め、前回と同様。ただし、前回調査と比較すると「メンバーの高齢化」の回答は 8 ポイント近く上昇している。

■問4 福祉施策について

- 福祉サービスの情報入手について、一般市民では「ほとんどできていない」は 39.6%、「あまりできていない」は 40.5%。前回調査と比較すると、「ほとんどできていない」は 4 ポイント強低下し、「できている」側の回答が上昇している。
- 現在の相談体制については、一般市民の 34.8%が「不満」または「やや不満」と回答しているが、前回調査と比較すると 2 ポイント弱低下。不満の理由としては、「利用の仕方がわからない」が 62.8%で最多となっている。
- 福祉サービスの提供のあり方について、一般市民では「受益者負担増があっても公的サービスで担うべき」が 29.6%で最多。ボランティア経験者では「ボランティア団体・NPO などが中心的担い手になるべき」が 35.9%で最多となっている。
- 地域の福祉活動に参加しやすくするために必要なことについて、一般市民の 50.0%は「困っている人や助け合いの場に関する情報を得やすくする」と回答、35.8%は「地域での福祉活動の重要性の周知」と回答、32.0%は「ボランティア等の活動拠点の整備」と回答。前回調査とほぼ同じ結果。
- 福祉関連分野で市に特に力を入れてほしい施策について、一般市民の 38.5%は「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉」と回答、31.7%が「移動の自由の確保」、30.6%が「救急医療体制の維持」と回答。前回調査と比較すると、「移動の自由の確保」が 8 ポイント余り上昇し、「救急医療体制の維持」は 10 ポイント以上の大幅な低下となっている。

■問5 福祉関係の各事業について

- 事業の認知度について、一般市民では「民生委員・児童委員」、「こども医療費助成制度」、「いきいきふれあいセンター」がそれぞれ83.8%、67.2%、63.9%で上位を占めている。前回調査と比較すると、上位の項目は変わらず、認知度は5ポイント前後上昇している。

■問6 地域福祉の方向性について

- 一般市民が利用したい福祉サービスでは、「外出の際の移動支援」が54.2%で最多。次いで「一人暮らしの高齢者の見守り」が44.5%、「買い物や薬の受け取り等の代行」が40.3%。前回調査と比較すると、「外出の際の移動支援（前は、外出時の付き添い）」が2倍以上に上昇している。
- 介護ボランティアのようなポイント制度について、一般市民では「わからない」が39.2%、ボランティア経験者では「興味があるので、利用したい」が38.5%でそれぞれ最多。前回調査と比較すると、一般市民の「わからない」の回答は変わらず、ボランティア経験者の「興味があるので、利用したい」の回答は、ほぼ8ポイント低下している。

■問7 幸福感について

- 幸福度の平均点は、一般市民が10点中6.6点、ボランティア経験者が7.7点とボランティア経験者の方が高い。前回調査と比較すると、一般市民は0.3点の低下、ボランティア経験者は0.1点の上昇となっている。
- 幸せにとって大切だと思うことについて、一般市民では「心が安らぐ時間を持つこと」が56.1%、「体を動かしたり運動したりできること」が48.7%、ボランティア経験者では「体を動かしたり運動したりできること」が54.8%、「家庭、職場、地域で、自分の役割があること」が47.0%と違いが表れている。

4. 福祉の視点でみた小山市の課題とこれからの方向性

社会情勢の変化や第 3 期計画の取組状況、アンケート調査結果や各種統計情報等から、第 4 期計画に向けた計画課題と施策展開の方向性を以下に示します。

(1) 地域福祉を取り巻く計画課題

全国的に少子高齢化・人口減少社会を迎え、核家族化の進行とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、市民のライフスタイルや価値観・意識の多様化による地域のコミュニティやつながりが希薄化し、ひきこもりや 8050 問題が社会問題となっています。

加えて、毎年のように発生する自然災害を受け、住民の防災意識が高まり、地域力の強化や行政の支援が求められています。

そこで、地域福祉計画では、高齢者や障がい者、子どもなど、各福祉分野に加えて、要配慮者の支援方策及び生活困窮者自立支援方策、成年後見制度利用促進方策、子どもの貧困対策に関する事項を踏まえて、地域福祉の観点から横断的な取組を推進していく必要があります。

【高齢者】

高齢者においては、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進する観点により、介護予防や健康づくりの一体的な実施としての地域支援事業の効果的な推進や、2025年・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等をふまえたサービス基盤、人的基盤を整備すること等を通して、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

また、認知症高齢者が増加しており、徘徊や引きこもり、虐待、孤立死などの問題に対して、成年後見制度や権利擁護事業の実施、地域における高齢者等の見守り体制や交流の場づくり、日常生活支援の充実を図っていく必要があります。

【障がい者】

障がい児者の特性や発達に合わせて能力や可能性が伸ばせるよう、関係機関の連携した支援が受けられる体制づくりと、その家族の総合的な支援の充実を図る必要があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活することができるよう、地域での生活を支える基盤の整備など、障がい者の地域移行を推進する必要があります。

そして、障がいのある方への差別や虐待の防止、成年後見制度の活用など、権利擁護体制づくりを推進する必要があります。

【子ども】

子どもを安心して生み育てられる地域づくりに向けては、子育て支援や世代間交流の充実とともに、DVや児童虐待等の早期発見・早期対応の対策を図る必要があります。

また、子どもの貧困対策に向けては、教育や生活の支援、保護者に対する就労支援体制の充実を図る必要があります。

【要配慮者】

東日本大震災、平成 27 年関東東北豪雨災害、令和元年東日本台風などを教訓として、高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の把握と情報の共有、迅速かつ適切な避難体制の充実を図る必要があります。

【生活困窮者】

失業者や若者の非正規就労の増加等により、生活保護受給者が増加しており、生活困窮者が可能な限り自立するための相談支援体制や就労支援等の充実を図る必要があります。

(2)施策展開の基本的方向性

● 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの意識啓発と理解促進が重要であり、住民が相互に協力して、それぞれの役割を果たし、主体的に関わりを持つことにより、地域におけるつながりや支え合いを強め、ともに生きる社会に向けた環境づくりを図る必要があります。

そのため、市民の地域福祉への関心・意識の向上やボランティア活動など地域福祉活動への参加を促進するとともに、学校や家庭での教育を通じて、福祉や思いやりの心を醸成する取組の充実を図る必要があります。

また、民生委員・児童委員やボランティア団体・NPO法人など、地域福祉活動の担い手が高齢化していることから、人材の育成・確保とともに、若い世代の参画や団塊の世代の知識や経験を活かした参画、地域社会の一員として企業の参画を促進する仕組みづくりが必要です。

● 地域で支え合うしくみづくり

【地域福祉活動】

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる社会を構築するためには、自助はもちろんのこと、共助、公助の3つが相互に補い合い、みんなで地域生活を支える視点から福祉施策の展開が求められています。

そのため、地域における社会的なつながりや共に支え合う関係づくりのためには、地域住民がふれあい・交流する機会や場づくりを大切にしたコミュニティを形成する必要があります。

【福祉サービス・ネットワーク】

公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、個別分野ごとの福祉サービスでは十分対応が出来ない複合的な課題に対しては、地域住民が主体的に関わりながら、行政、企業・事業者、福祉施設等など関係機関が連携・協力し合う仕組みづくりが求められています。

また、市民の健康、保健、医療、福祉に対するニーズは多様化・複合化していることから、利用者主体の福祉サービスの実現に向けて、福祉に関する必要な情報提供の充実と、身近な生活圏での総合的な相談体制づくりが必要です。

さらに、生活課題を抱える人の早期発見や、支援を必要とする人を福祉サービスにつなげられるよう、保健、医療、福祉など関係機関による横断的な課題解決を図る体制の強化と、地域コミュニティを含めた多様なネットワーク機能の充実を図る必要があります。

● 安全で安心して暮らせるまちづくり

誰もが安全で安心して生活や円滑な移動ができるよう、公共施設や公共交通機関をはじめとした、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーやユニバーサルデザインの推進とともに、高齢者や障がいのある人の外出支援など、人にやさしいまちづくりが求められています。

また、子どもの通学路の安全確保や高齢者の見守り支援など、地域の防犯活動を推進するとともに、災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備・強化を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系
4. 地域の範囲

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の上位に位置する「第7次小山市総合計画」の【生活環境・保健福祉】分野におけるまちづくりの目標である「みんなの「絆」を大切に、安全・安心で健康なくらしづくり」は、令和3年度に始まる第8次計画にも引き継がれました。

これを受け、第4期小山市地域福祉計画においても、第3期計画の理念を引き継ぎ、計画の基本理念を次のとおりとします。

支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化

地域福祉の推進にあたっては、家庭や地域の中で、福祉サービスを必要としている人も、今は必要としない人も、年齢や障がいの有無などには関わらず、すべての市民が、一人ひとりが自分らしい生活を送り、住み慣れた地域で安心して暮らせる思いやりあふれるまちを目指して、支えあう地域の輪を広げます。

そのためには、自分のことは自分でする「自助」、隣近所の助け合いである「互助」、ボランティアや団体・事業者などと協働で行う「共助」を進め、これらを行政による「公助」で支援していく、地域に根ざした福祉文化を創り育てていく必要があります。

この計画の基本理念である「支え合おう地域の輪 創り出そう福祉文化」は、市民一人ひとりによって、よりよい小山市とするために、そして住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域福祉の推進のために、市民、自治会、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、事業者、そして行政が連携することが大切です。

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの柱を基本目標として、具体的な施策を展開します。

基本目標Ⅰ

地域福祉の意識づくり・ひとづくり

地域におけるつながりの希薄化が進み、コロナ禍で人と人の交流にも制約が加わるなか、地域福祉の原点である「互助」について改めて確認し、地域住民の福祉意識の醸成・高揚を図るとともに、地域活動を担う人材・リーダーの育成とボランティア活動の活性化を図ります。

基本目標Ⅱ

地域で支え合うしくみづくり

高齢者世帯や核家族世帯、一人親世帯など、老々介護や孤立、貧困などの深刻な問題を抱えた人、抱えていても、支援を求める声をあげることのできない人が地域にいます。そうした人の生活と尊厳を守るために、地域における見守りや支え合いのしくみづくりを進めていきます。

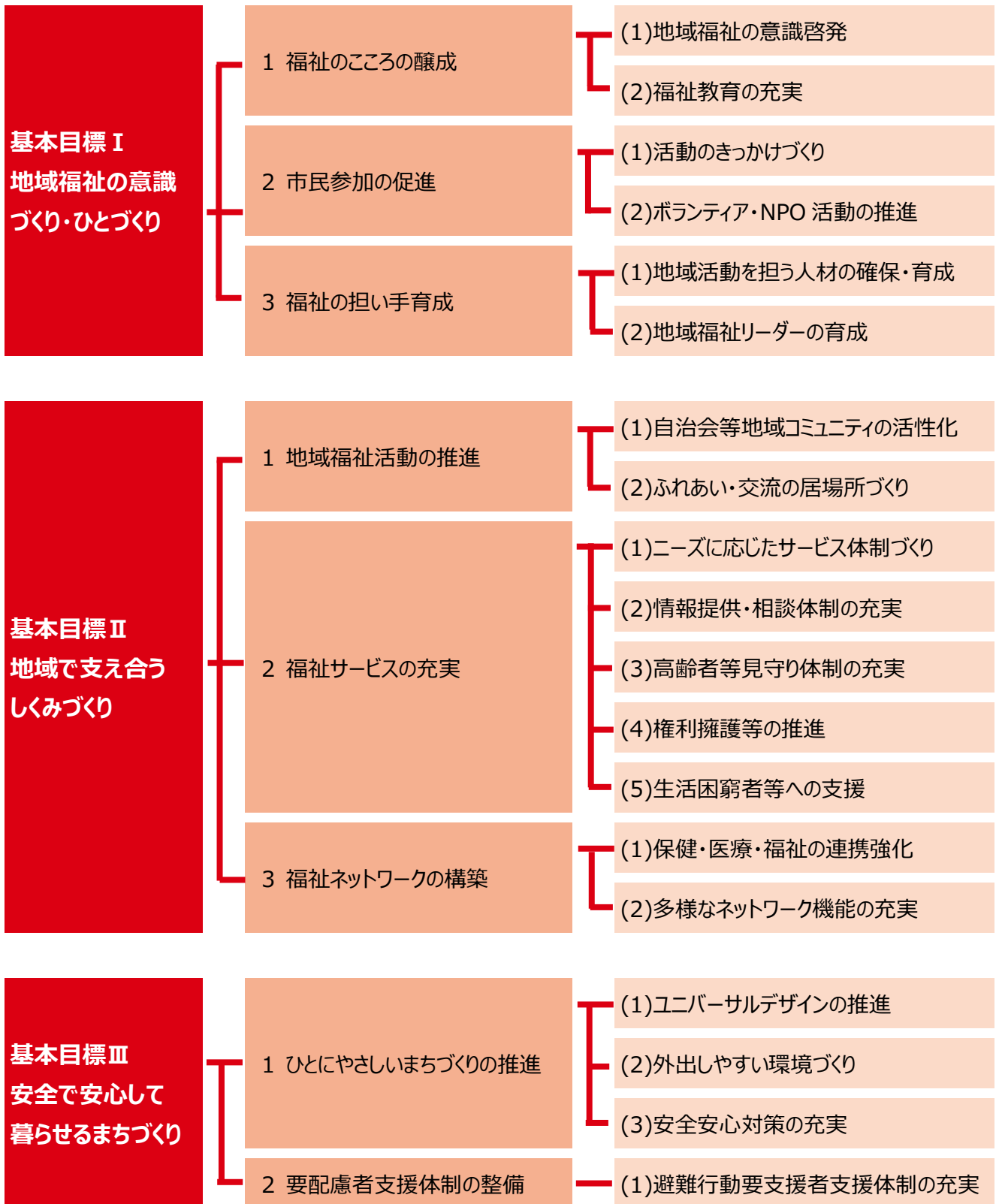
基本目標Ⅲ

安全で安心して暮らせるまちづくり

急速に高まる「移動支援」へのニーズは、高齢者の買い物や通院のためだけでなく、交流の場への参加にも及んでいます。犯罪や災害から人々の生活を守ることに加えて、人と人とのつながり・地域の輪の視点も添えて、すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3. 計画の体系

第4期計画における地域福祉の推進に向けた取組の体系は次のとおりです。



主な取組

※●印：重点事業 ★印：基本指標設定事業

・福祉情報の提供と活動事例紹介 ・出前講座

・あいさつ運動の推進 ・サマーボランティアスクール

● ボランティア養成講座事業

● ★ ボランティアコーディネート ・市民活動センター活性化事業

・介護ボランティア支援事業 ● ★ 認知症サポーター養成講座 ・手話通訳者等養成講習会

・★ 民生委員・児童委員研修事業

・思桜会育成事業 ・民生委員・児童委員事業 ・★ 健康推進員事業 ・地区社会福祉協議会の推進

・いきいきふれあい事業 ・友愛サロン事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育てひろば事業
● 屋内子どもの運動遊び場「キッズランドおやま」事業

・★ 放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室推進事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

● ★ 高齢者サポートセンター ・小山市障がい児者基幹相談支援センター ・小山市地域生活支援拠点事業 ・多機関協働による包括的相談支援事業
・小山市子育て支援総合センター ● 子ども家庭総合支援拠点整備事業 ● 母子健康包括支援センター設置運営事業 ・暮らしのなんでも相談事業

・★ 高齢者見守り訪問事業 ● 生活支援体制整備事業

・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業

● ★ 生活困窮者自立支援事業 ● 子どもの貧困撲滅対策事業

・地域包括ケアシステム推進事業 ● 在宅医療・介護連携推進事業 ● ★ 地域医療推進事業

・再犯防止推進事業

・交通バリアフリー化推進事業 ・高齢者の住宅改修支援事業

・★ コミュニティバス運行事業

● ★ 市民生活安全安心推進事業 ・小山市安全安心情報配信事業 ・スクールガード・リーダーの配置 ・老朽危険空き家等対策事業

● ★ 避難行動要支援者支援事業 ● 自主防災組織の設立育成事業

4. 地域の範囲

本市では、行政や社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者などを主体とする「大圏域（市全体のエリア）」、地区社会福祉協議会やボランティア・NPO 団体などを主体とする「中圏域（福祉圏域エリア）」、市民一人ひとりや隣近所、自治会などを主体とする「小圏域（隣近所・自治会など）」からなる圏域を設定し、重層的な体制で地域福祉を推進してきました。

本計画においても、地域の範囲はこれまでと同じ3圏域とし、地域福祉活動の効果的な展開を図ります。



第4章 地域福祉の推進に向けた取組内容

基本目標Ⅰ 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

基本目標Ⅱ 地域で支え合うしくみづくり

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくり

第4章 地域福祉の推進に向けた取組内容

基本目標 I 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

目標1 福祉のこころの醸成

生活形態の変容や少子高齢化の進行により地域社会での交流が減少し、互いを思い合う心を育む機会が少なくなっています。地域福祉を推進していくためには、市民の一人ひとりが地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心を持つことが必要です。



(1) 地域福祉の意識啓発

【施策の方向性】

市民一人ひとりが、相手への思いやりの心や尊敬の気持ちを育み、地域社会の一員として地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加していくよう、意識啓発を図ります。

また、障がいのある人や高齢者など、すべての人が、その人らしく、ともにいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」理念の更なる普及に努めます。

さらに、日常生活のなかで住民同士の助け合いや交流が活発に行われるよう、地域福祉に関する取組や活動事例の紹介など情報提供に努めます。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
福祉情報の提供と活動事例紹介	広報やホームページ等により、地域福祉やボランティア活動に関する様々な情報、身近な活動事例の紹介などの情報提供を行います。	小山市 小山市社会福祉協議会
出前講座	市民の要望に応じて、高齢者や障がい者等を地域で支え合うまちづくり等に関する講座を実施します。	小山市 小山市社会福祉協議会

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で、地域での出来事に関心を持つように心がけます。 ○広報や回覧板に目を通すように心がけます。 ○市や団体からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○タイムリーで分かりやすい福祉情報の発信に努めます。 ○様々な場において福祉やボランティアなどに関する啓発を行い、市民の活動への参加と福祉意識の高揚を図ります。 ○社協だより「ふれあい」の充実とともに、ホームページ等を活用して地域の情報や身近な活動事例を発信できるよう、関係機関・団体等の連携を図ります。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページを活用し、ボランティア活動や地域福祉活動のPRを通じた周知・啓発をするとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。 ○福祉に関するイベントや講座などを実施し、福祉意識の高揚を図ります。 ○本計画の概要版や地域福祉に関するパンフレット等の配布を行います。

(2)福祉教育の充実

【施策の方向性】

学校や福祉施設等におけるボランティア活動などの体験学習や福祉教育の機会充実に努め、児童・生徒や幅広い世代の市民にボランティア・地域福祉活動への理解と参加の促進に努めます。

また、関係機関や団体と連携して、社会のモラルやマナーの向上に努めます。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
あいさつ運動の推進	市民一人ひとりが、あいさつ・声かけを日頃から行うことにより、「暮らしやすい小山」を市民協働で築いていくため4月・10月に強調月間を設け「小山市あいさつ運動」を推進します。	生涯学習課
サマーボランティアスクール	小学生・中高生を対象に、福祉に対する理解を深め、ボランティアや他者理解について学ぶことを目的にボランティアスクールを開講します。	小山市社会福祉協議会

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するよう心がけます。 ○地域や団体等において、福祉について学ぶ機会を主体的に設けます。 ○障がい者やその家族との交流を行うなど、幼い頃から福祉教育を進めます。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの頃から福祉やボランティアについて学ぶ機会を積極的に提供します。 ○子どもから大人まで幅広い世代で、福祉への理解の輪を広げ、活動に参画する市民を増やしていくため、福祉教育活動を実践します。 ○学校、家庭、地域、社会福祉協議会がつながりを持ち、日常生活や身近な地域の中で体験し考える機会を設けます。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達の豊かな成長を促進するため、福祉教育を推進します。 ○生涯学習等を通じ、地域づくり・まちづくりを担う人材の育成に関する学習を支援します。

目標2 市民参加の促進



福祉活動をはじめとしたまちづくりへの市民参加・参画は必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にし、地域福祉の体制を整えていくためには、行政サービスだけでなく、地域の様々な人や団体が積極的に関わっていくことが必要です。

(1)活動のきっかけづくり

【施策の方向性】

地域の行事や交流活動、福祉イベントなどの機会を通じて、高齢者や子ども、障がい者等が互いに理解し合いながら、福祉意識の高揚を図ります。

また、講演会や講座、イベント、体験学習などを開催し、市民が福祉に関心を持ち、理解を深め、活動のきっかけとなる機会の充実を図ります。

さらに、ボランティアなどの活動情報を提供し、市民が気軽に相談でき、参加できるボランティアや地域福祉活動の機会の充実を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
ボランティア養成講座事業	市民がいつでも気軽にボランティア活動に取り組むことができるよう、活動への参加のきっかけとなる講座・体験学習等を充実させます。	市民生活安心課 (市民活動センター) 小山市社会福祉協議会

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な講座やイベント、ボランティア活動に積極的に参加します。 ○家族がボランティア活動に参加する場合はできる限り協力します。 ○ボランティア活動等には、家族・友人・知人にも声を掛けて一緒に参加します。 ○自治会や地域の関係団体と一緒に取り組みます。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに応じた講座や体験学習等を開催します。 ○参加しやすい講座やイベント等を企画・実施するなど、住民の地域活動への参加を増やし、交流活動の充実を図ります。 ○口コミや友人の紹介で広げる草の根運動、関係団体等と協働による事業の企画・PRを行います。 ○講座修了生がスムーズに活動を実践していけるよう、適切な支援を行います。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・NPO団体など、市民活動団体の活動状況をイベントや多種の媒体を通じ市民に情報を発信し、活動参加へのきっかけづくりを行います。 ○ボランティア育成に関する講座を実施します。 ○市民活動センターや社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成に努めます。

(2) ボランティア・NPO 活動の推進

【施策の方向性】

「市民活動センター」を市民活動やボランティア・NPO活動の総合的な支援・情報・交流の拠点として、ボランティア・NPO活動に関する相談・情報提供の充実を図ります。

また、市民がボランティア活動を行う際のノウハウ等を提供するとともに、地域のボランティアニーズの把握と、ボランティアのコーディネート等の専門性向上を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
ボランティアコーディネート	ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人とをより効果的に結びつけられるよう、ボランティア登録者の紹介・斡旋等を行います。	小山市社会福祉協議会
市民活動センター活性化事業	市民活動センターを市民活動、ボランティア・NPO活動の拠点として、更なる充実、活性化を進め、情報誌やSNSの発信、研修会の実施等により、市民活動やボランティア・NPO活動に関する支援・情報発信・交流を図ります。	市民生活安心課 (市民活動センター)

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	○地域の中で活動するボランティア・NPO団体と積極的に交流を図ります。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	○ボランティア・NPO団体などの主体的な取組を支援します。 ○ボランティアに関する情報収集・発信の充実や、適切なコーディネートにより、安心して活動できる環境整備を進めます。 ○市民活動センターやボランティア・NPO団体などと連携し、協働して地域福祉を推進します。
■ 市が取り組むこと	○ボランティア・NPO団体との協力と連携を進め、これらの活動を支援します。 ○ボランティア・NPO団体などの資質向上を図るため、各種講座を開催します。

目標3 福祉の担い手育成



地域活動や行事を行う際のリーダーや役員が高齢化してきているとともに、人材が不足しています。そのため、地域における交流や福祉活動を活発にするためには、リーダーとなる人材を育成することが必要です。

(1)地域活動を担う人材の確保・育成

【施策の方向性】

新たな福祉課題に適切に対応できる福祉サービスを提供していくため、多様性に富んだボランティア・地域福祉活動を担う人材の確保と育成を図ります。

また、地域において主体的に活動する担い手として、行政やボランティア・NPO団体、関係機関等とのつなぎ役となる地域福祉リーダーの育成を図ります。

さらに、市民の中から人材を発掘、育成し、地域福祉活動につなげていくため、個々の専門的スキルの習得を支援する研修会や講座の充実を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
介護ボランティア支援事業	いきいきふれあい事業及び高齢者の福祉に寄与する団体において活動するボランティアを登録します。	高齢生きがい課
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知度の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を行います。	高齢生きがい課
手話通訳者等養成講習会	聴覚障がい者のコミュニケーションの向上を促進する目的で、手話通訳者を養成するための講習会を開催します。	福祉課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○各自が意識を高め、進んで役員や係を引き受けるよう心がけます。 ○リーダー育成の講座などに積極的に参加するよう心がけます。 ○リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体で支え合います。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の理解を深め、福祉活動への協力者や実践する人材を増やします。 ○地域の福祉課題やニーズの把握とともに、個々のボランティア・関係団体と地域をつなぎ、地域に出やすい環境をつくります。 ○ボランティアの養成講座や活動を通して、地域の福祉活動を推進するリーダー的な役割を担う人材を育成します。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○知識や技術の習得を支援するため、研修会や各種講座等を行います。 ○地域づくりやコミュニティのリーダー育成を目指した講座等を行います。

(2)地域福祉リーダーの育成

【施策の方向性】

地域に根ざした活動をしている団体、先進的・意欲的に取り組んでいる市民等を、地域の中で主体的かつ先導的に活動する地域福祉の担い手として、行政やボランティア・NPO団体、関係機関等とのつなぎなどの役割を果たすリーダーとして育成するとともに、活躍できる環境づくりに努めます。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
民生委員・児童委員 研修事業	地域における福祉活動の充実を図るため、民生委員・児童委員の資質向上のための研修会や意見交換を開催します。	福祉課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 学び得た福祉の知識や技術を地域福祉の実践のなかで発揮するよう努めます。○ 福祉やボランティア等に関する知識や技能等の向上に努めます。○ 知識や技術、意欲を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけます。○ 役割分担することで、各人の負担を軽減します。
■ 社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 一人でも多くの市民が参加できる環境づくりに努めます。○ 新たな人材を発掘し、様々な年代のリーダー育成を図ります。○ 市民の自主的な活動を継続できる体制づくりに努めます。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○ 知識や技術の習得を支援するため、研修会や各種講座等を行います。○ 地域づくりやコミュニティのリーダー育成を目指した講座等を行います。

基本目標Ⅱ 地域で支え合うしくみづくり

目標1 地域福祉活動の推進



多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、自治会やボランティア・NPO団体、地区社会福祉協議会等の地域の活動は重要な役割を担っています。これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていくことが必要です。

(1)自治会等地域コミュニティの活性化

【施策の方向性】

身近な地域の単位である自治会や老人クラブ等への加入促進を図り、地域住民の交流やつながりを強め、誰もが参加できる地域活動を推進します。

また、民生委員・児童委員や健康推進員などが地域で活動しやすい環境を整え、市民への周知やPRにより活動の展開を図ります。

さらに、地域福祉を推進する上で中心的な役割を担い、地域に身近な立場で住民主体の活動を行う地区社会福祉協議会の活動の活性化を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
思桜会育成事業	単位老人クラブ数の増加及び老人クラブ会員の加入促進のため、自治会に協力を要請するとともに、市広報等の活用により加入促進を図ります。	高齢生きがい課
民生委員・児童委員事業	地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員が適切に活動を展開できるよう研修を実施するとともに、広報等で民生委員の活動をPRします。	福祉課
健康推進員事業	身近な地域での保健予防並びに健康推進事業の普及啓発など、地域の実態に応じた健康づくり活動を行います。	健康増進課
地区社会福祉協議会の推進	未設置地区での地区社会福祉協議会の設立を促進するとともに、各地区での福祉活動の推進と、地区社会福祉協議会の連絡・連携を図ります。	小山市社会福祉協議会

【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会や老人クラブに加入するよう心がけます。 ○自治会に加入していない人に対しては、加入するよう働きかけます。 ○自治会の行事を工夫するなど、現在加入していない人でも入りたくなるような魅力的な活動を行うよう、自治会活動のあり方を見直します。 ○回覧板を回すときに声かけをするなど、日頃から隣近所との交流に努めます。 ○地域の行事などへの参加を呼びかけ合い、顔見知りになるように努めます。 ○社会福祉協議会の活動を知るよう心がけます。 ○会員制度への理解と協力を心がけます。 ○一人ひとりが社会福祉協議会事へ参加や協力することを心がけます。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会など中圏域における活動や、自治会など小圏域における活動を支援し、ともに支え合う地域づくりの取組の活性化を図ります。 ○地域福祉を推進する中核的な組織として、独自性と専門性を発揮した質の高い地域支援を行います。 ○地域の課題解決に向けて、地区社会福祉協議会を基盤に地区別懇談会の開催や地区別福祉プランの策定等を推進します。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の中心となる自治会の加入促進を図ります。 ○自治会の福祉活動や、単位老人クラブの活動を支援します。 ○市民による自主運営講座の開催や、学習成果を活かした地域づくり・まちづくりを支援します。 ○社会福祉協議会への支援強化と連携を進めます。

(2)ふれあい・交流の居場所づくり

【施策の方向性】

多様な世代が、気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりを推進します。

また、生涯学習やサークル、健康づくり、介護予防等の活動を通じて、市民がボランティアや地域福祉活動に関心を持ち、自主的に参加できるよう、知識の普及啓発と活動の場や機会の提供に努めます。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
いきいきふれあい事業	高齢者の社会参加を促し、閉じこもりの解消による介護予防を図るため、地域の高齢者が定期的に集い交流できる場として、いきいきふれあいセンター（市内31ヶ所）で体操や手芸、教養講座等を実施します。	高齢生きがい課
友愛サロン事業	老人クラブにおいて、身近な地域の居場所に気軽に集い、仲間とのふれあいを通して、高齢者の健康づくり、閉じこもりや介護予防を図ります。	高齢生きがい課
地域子育て支援拠点事業	保育園・所の専用の部屋や庭において、保育士等による育児相談や子育て親子の交流、情報提供等を行います。	こども課
子育てひろば事業	身近な地域での親子のふれあいや交流、仲間づくりの機会を提供するため、子育てひろば、子育てサロンや子育てサークルなどの地域で支え合う子育て支援の活動を促進します。	こども課 子育て家庭支援課
屋内子どもの運動遊び場「キッズランドおやま」事業（民設民営）	小山駅西口再開発ビル内に設けた、子どもの屋内運動・遊び場で、子どもや子育て世代同士のふれあい・交流の機会の提供を図ります。	子育て家庭支援課

【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各自が隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所付き合いを大切にしよう心がけます。 ○家族・友人・知人にも声を掛けて一緒に参加します。 ○地域の行事などを通し、地域交流を行います。 ○地域の行事は、日程や時間帯、内容など、多くの人が参加しやすい開催方法を検討します。 ○高齢者、障がい者やその家族などが気軽に集い、交流できる場をつくれます。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のふれあい事業や世代間交流事業等の開催を支援します。 ○若い世代や学生が地域で活動できる場を設けるなど、誰もが気軽に参加し楽しめるような工夫や声かけを行い、関係団体と協働による交流活動の充実を図ります。 ○いきいきふれあいセンター等の既存の活動とつながりを持ち、効果的な連携を図ります。 ○地域や市民同士のつながりや結びつきを強めるため、地区社会福祉協議会等を中心に、誰もが気軽に集まれるふれあい・交流型活動を推進します。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・NPO団体等の活動を広く発信し、交流の場となるイベントを支援します。 ○市民が地域のイベントに参加し地域交流が図れるよう、各地域でのイベント情報の広報などを行います。

目標2 福祉サービスの充実

各種福祉サービスの量の確保、質の向上とともに、利用者の立場に立った適切な福祉サービスを提供する体制を整える必要があります。また、地域の身近なところで総合的・包括的な相談が受けられる体制の充実とともに、保健・医療・福祉に関わる関係機関との連携強化を図る必要があります。

近年、生活保護受給者は増加し、受給者の生活保護からの脱却に向けた取組の重要性が増しており、生活保護に至る前の段階の支援や、生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援の強化が求められています。



(1) ニーズに応じたサービス体制づくり

【施策の方向性】

核家族化や地域との関係の希薄化、子育てニーズの多様化や育児の孤立化等の課題を踏まえ、子育て家庭の支援と児童の健全育成を図ります。

また、子どもたちが放課後等集える安全な居場所づくりの充実を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ります。	こども課
放課後子ども教室推進事業	学校に通う児童を対象に、空き教室等を活用した安全で安心して過ごせる活動拠点を、地域住民の参画を得て運営します。異学年・多世代との交流をはかりながら勉強・スポーツ・文化的活動など多様な体験ができます。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けがほしい方（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい方（提供会員）が会員になり、地域の中で子育てする会員組織の相互援助活動を行います。	子育て家庭支援課

【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会の一員として積極的に地域活動に参加します。 ○近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。 ○家族や親族、隣近所での助け合いを大切にします。 ○誰でも参加しやすい行事や活動を企画します。 ○地域で住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。 ○学校等と連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。 ○地域内の団体間での情報交換や情報共有に取り組みます。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、公民館、子ども育成会、地域のボランティア等と連携・協力した関係づくり等に取り組めます。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の公共施設、学校の余裕教室等の活用など、気軽に集まり、活動しやすい地域拠点づくりを支援します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 ○学校や企業、福祉施設等と地域住民との交流を促進します。

(2)情報提供・相談体制の充実

【施策の方向性】

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）や障がい児者基幹相談支援センター、子育て支援総合センターなど、専門的な相談窓口や情報提供体制の強化、横断的な連携・ネットワークにより、福祉サービスの向上と充実を図ります。

また、市民が地域福祉に関して必要な情報のほか、保健・福祉に関する制度やサービス、健康づくりやボランティア活動等に関する情報について、広報、ホームページ、小山行政テレビ、おーラジ、各種パンフレット等、多様な手段を活用した情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
高齢者サポートセンター （地域包括支援センター）	市内6カ所の高齢者サポートセンターにおいて、高齢者やその家族の相談に応じ、高齢者の日常生活に関する課題の把握や支援を行うための各種事業を実施します。	高齢生きがい課
小山市障がい児者基幹 相談支援センター	障がい者やその家族の相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉課
小山市地域生活支援 拠点事業	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、その方が住み慣れた地域で安心して暮らせるような体制をつくり、地域の方や関係機関等と連携した地域づくりを行います。	福祉課
多機関協働による包括的 相談支援事業	相談支援包括推進員を配置し、支援に関わる関係機関をつなぎ、包括的、継続的な相談支援を行います。 また、制度の狭間にある人への支援として、ひきこもり状態にある本人、家族への相談窓口を明確にし、関係機関との連携した支援体制を構築いたします。	福祉課
小山市子育て支援総合 センター	子育て支援相談室「ほほえみ」において、子育てに関する相談や情報提供のほか、子育てひろば「すまいる」、一時預かり、小山市ファミリーサポートセンター事業を行います。	子育て家庭支援課
子ども家庭総合支援拠点 整備事業	子どもとその家庭等を対象に、専門的な相談や必要な調査、訪問等による継続的な支援を中心として担う組織として、子ども家庭総合支援拠点を整備します。	子育て家庭支援課
母子健康包括支援センタ ー設置運営事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象として予防的な視点を中心に、実情把握、各種相談への対応、必要に応じ個別支援プランの策定等を実施し、健全な児童の育成を目指します。	健康増進課

<p>暮らしのなんでも相談事業 (コミュニティソーシャルワーク推進体制の構築)</p>	<p>様々な生活課題を抱える要支援世帯の早期発見に努めるとともに、地域の困りごとや暮らしの相談に対応し、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援を行います。 また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、情報の共有化や地域のネットワークづくり、支え合いの仕組みづくりを進めます。</p>	<p>小山市 小山市社会福祉協議会</p>
-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○知り得た情報を必要な人に伝え共有します。 ○各自が隣近所の人や、民生委員・児童委員などに関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。 ○不安や悩みがある場合、一人で悩まずに誰かに相談するよう心がけます。 ○地域の中で、家族や隣近所の人との相談を気軽に聞けるような場を設けるようにします。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルインクルージョン（排除ではなく、社会の構成員として包み支え合えるような社会福祉の構築）の理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。 ○要配慮者の早期発見や地域のネットワークづくりに取り組みながら、地域福祉力の向上を図ります。 ○社会福祉協議会の役割や事業を広く市民に周知するため、社協だよりの活用や地域の行事等への参加など、P R活動を強化します。 ○地域福祉を支える社会福祉協議会会員制度の普及・啓発を図ります。 ○関係機関・団体との情報交換、関係団体間の交流を図ります。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な相談相手として、民生委員・児童委員などの活動を促進します。 ○日常生活の悩みや困りごとに対する各種相談に応じるとともに、周知を図ります。 ○市の各種相談や社会福祉協議会、その他関係機関や専門機関との連携を深め、相談体制を強化します。

(3)高齢者等見守り体制の充実

【施策の方向性】

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、地区社会福祉協議会等が連携・協力して一人暮らしの高齢者や障がいのある人の見守りや声かけなど安否確認を行うなど、地域の特性や実情に応じた取組を推進します。

また、高齢者等の買い物などの付き添いや日常の生活支援など、地域住民やボランティア・NPO 団体等が連携した取組を促進します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
高齢者見守り訪問事業	見守り訪問希望の一人暮らし高齢者宅の訪問や、あいさつや声かけ、外からのさりげない見守りを通して、安否確認や心身状態の変化を把握し、必要に応じて高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員と連携をとり対応します。 また、市内の民間事業所と連携し高齢者見守り活動を推進します。	高齢生きがい課
生活支援体制整備事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者に対して、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを提供する体制の充実を図ります。	高齢生きがい課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが近所付き合いを大切にします。 ○近所の独居高齢者などに気を配り、声かけなどを行うよう心がけます。 ○地域の見守り活動等に参加するように心がけます。 ○隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談、連絡・通報します。 ○万が一の時、迅速に対応できるよう、日頃から連絡先などを確認し合います。 ○声かけ・自宅訪問・見守り活動などを地域のボランティアや自治会等の既存の団体が連携して行うよう検討します。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃のあいさつ、気づき、近所付き合いの大切さについて、事例紹介等を活用した啓発を行います。 ○高齢者等一人ひとりの地域での生活を支えるために、地域住民やボランティア等による見守りや日常の生活支援活動を推進します。 ○高齢者見守り訪問事業や地区社会福祉協議会と連携して、各地区の実情に応じた見守り活動の検討を進めます。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○住民による地域ぐるみでの見守り体制を整備します。

(4) 権利擁護等の推進

【施策の方向性】

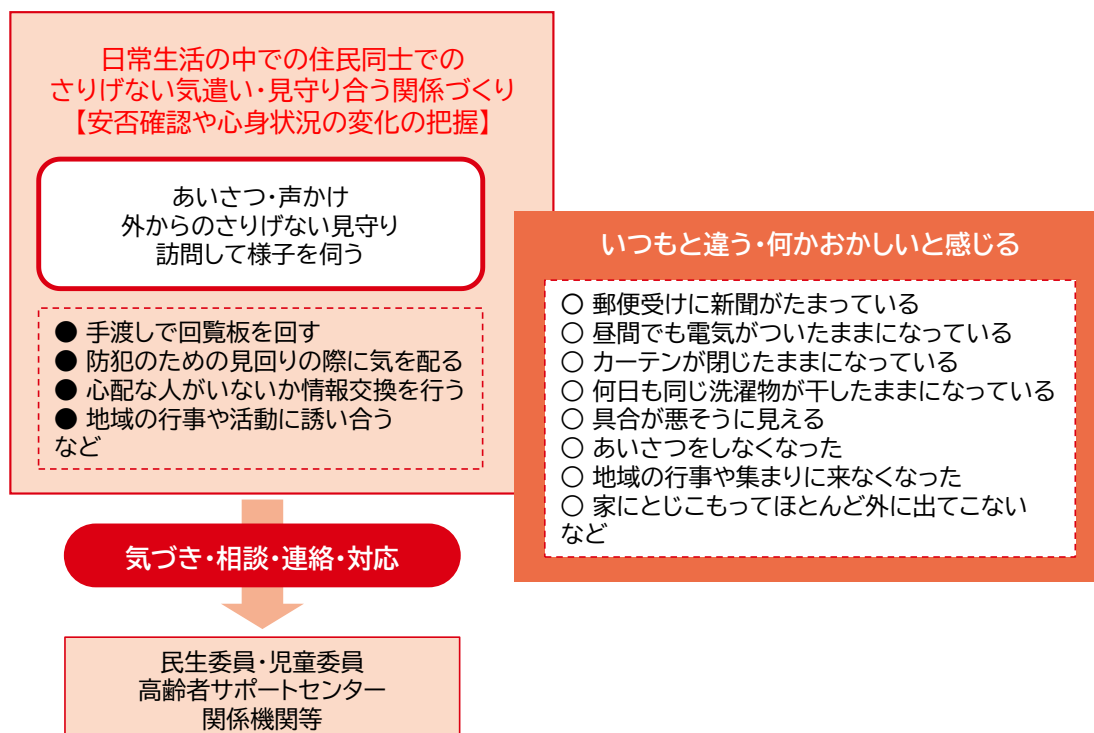
認知症等で判断能力が十分でない人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や公共料金の支払い手続き等の支援を行う権利擁護に関連する事業について、市民への周知を図るとともに、市と社会福祉協議会、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）等が連携して利用促進を図ります。

高齢者や児童の虐待、DVなどに関する情報提供や相談の充実を図るとともに、地域住民や関係機関等との連携協力による早期発見と早期対応、未然防止、適切な保護と支援を迅速に行うための体制・ネットワークづくりを進めます。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者など本人に判断能力が不十分な方で、親族がおらず申立が必要な場合、市長による家庭裁判所への後見人の選任の申立や、申立に要する費用負担が難しい場合にその費用の負担や後見人報酬の助成を行います。	高齢生きがい課 福祉課
日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）	判断能力が不十分な高齢者等に対して、関係者・関係機関と連携し、「あすてらす おやま」における日常的な金銭管理、書類等預かりサービス、福祉サービスの利用援助等の支援を行うほか、成年後見制度を含め他制度を活用しながら適切な援助を行います。	小山市社会福祉協議会

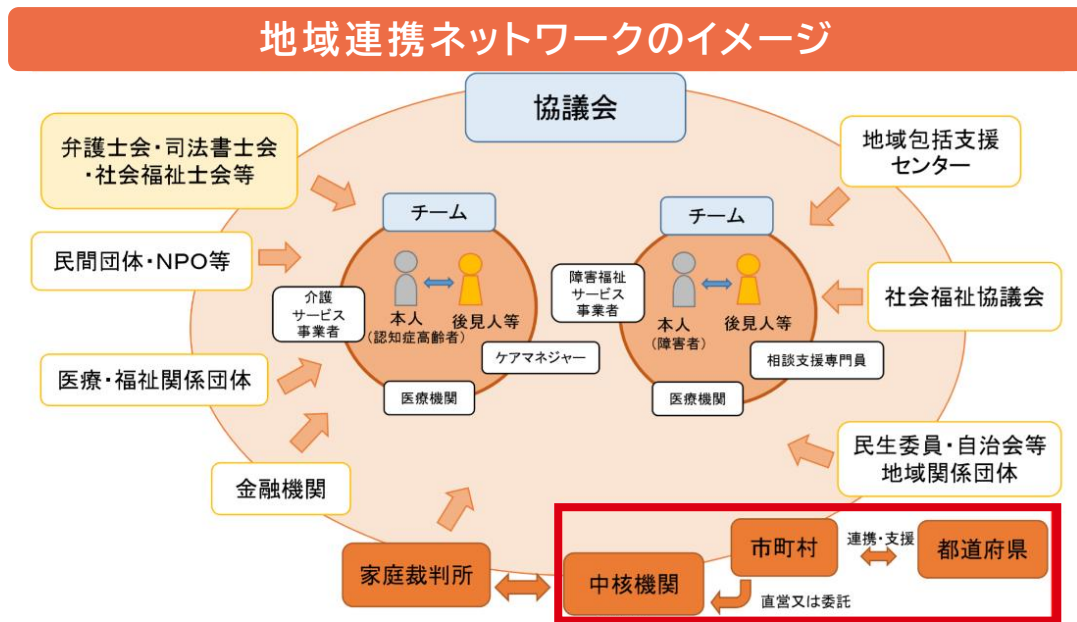
■ 地域の見守り活動



【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について知るよう心がけます。 ○ 各自が必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用するよう心がけます。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの福祉情報を様々な方法で発信するとともに、高齢者や障がい者など、情報収集等が困難な方に対する権利を擁護し、地域での生活を支援します。 ○ 「あすてらすおやま」や成年後見制度の利用を支援します。 ○ 市民後見人の育成を通し、認知症や障がいのある方を地域ぐるみで支援できる体制づくりを推進します。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を図るとともに、利用の促進を行います。 ○ 成年後見制度の利用促進を図るため、「中核機関」・「協議会」・「チーム」を構成要素とする地域連携ネットワークを構築し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携することで、本人を地域で支えます。 ○ 地域連携ネットワークの中心的な機関として成年後見制度に関する相談支援や広報、市民後見人の養成、申立てに係る支援、各関係団体との連携、調整等を行う中核機関を設置します。 ○ 成年後見制度の利用が必要な方の状態に応じた後見活動が行えるよう、学識経験者や法律・福祉の専門職団体、医療、地域、金融等の関係機関との連携強化策や地域課題の検討・調整などを行う協議会を設置します。 ○ 地域での生活が困難な方の権利を擁護するため、虐待や困難事例への対応について自分らしい生活が維持できるよう支援を行います。

【成年後見制度の利用促進を図るための地域連携ネットワーク】



●地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできるネットワーク体制を構築します。

●中核機関の設置

市が関係機関と連携協力し、地域連携ネットワークの中心的な機関として、成年後見制度の普及啓発や相談支援等の実施に加え、成年後見制度が必要な市民を把握し制度の利用促進を図る中核機関を設置します。

中核機関では、広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）、相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）、利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行）、後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）の4つの役割を担います。

●協議会の設置

中核機関を中心に、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、地域関係者、金融機関、病院関係者等で構成し、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じたチーム支援を行うとともに、関係機関との連携強化策などの地域課題の検討・調整などを行う協議会を設置します。

●「チーム」での支援

成年後見制度利用が必要な本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

(5)生活困窮者等への支援

【施策の方向性】

生活保護世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、地域社会の一員として生活を送ることができるように支援します。また、生活困窮者に対し、包括的な支援が継続的に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

子どもの貧困撲滅に向けて、地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となった子どもの貧困対策を推進します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成を行います。また、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の住居確保給付金を支給します。	福祉課
子どもの貧困撲滅対策事業	「子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づき、見えにくい貧困状況にある子どもを早期発見し、生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援等により、早期解決を図ります。	子育て家庭支援課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○身近に支援が必要な人がいれば、気に掛けて積極的な見守りや助け合いをご近所同士で行います。 ○異変や問題に気付いた場合は、市役所や児童相談所等の専門機関に相談、連絡します。 ○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。 ○民生委員・児童委員等との連携・協力を強化します。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で支援を必要とする人を把握、様々な相談に対応し、生活課題の早期発見に努めます。 ○様々な不安や悩みを抱えている人を適切な機関につなぎ、早期解決に結び付けます。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・NPO団体、学校、福祉施設、企業等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークづくりに取り組みます。 ○関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。 ○福祉・税・医療保険・水道・ガス等、市役所内の各部署・機関の連携を図り、生活に困窮している人の早期支援体制を整えます。

目標3 福祉ネットワークの構築



高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進する観点により、介護予防や健康づくりの一体的な実施としての地域支援事業の効果的な推進や、今後の介護需要等をふまえたサービス基盤、人的基盤を整備すること等を通して、地域共生社会の実現を図っていきます。

(1)保健・医療・福祉の連携強化

【施策の方向性】

高齢者等が住み慣れた地域で、健康で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、すべての市民が必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療の充実と地域完結型医療体制の整備を進めていきます。

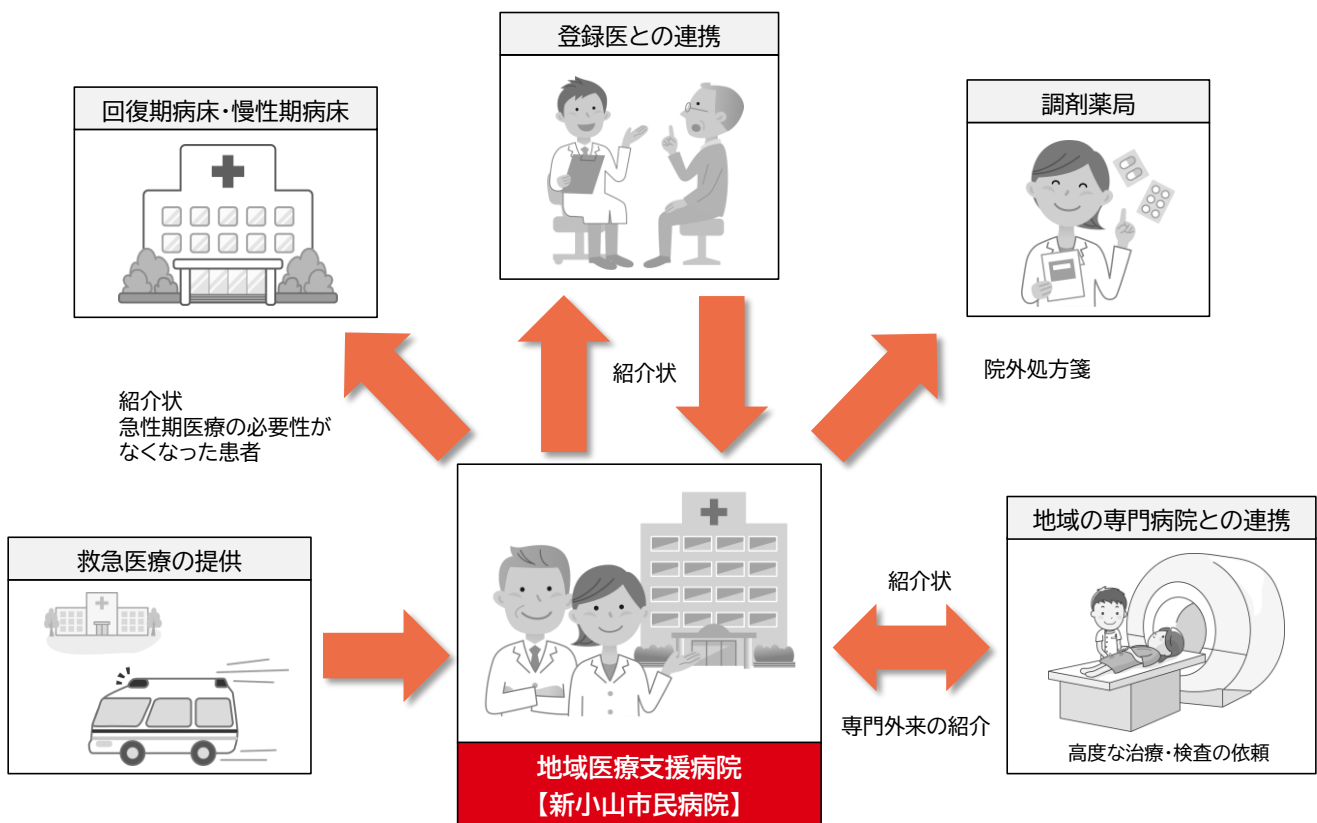
【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
地域包括ケアシステム推進事業	高齢者等が尊厳を持って、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護予防・医療・福祉まで切れ目のない包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）づくりや地域ケア会議の充実、関係機関の連携強化を図ります。	高齢生きがい課
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療・介護にかかわる関係者間の連携を推進します。	高齢生きがい課
地域医療推進事業	「地域医療を守り育てる条例」及び「地域医療推進基本計画」に基づき、住み慣れた地域で、すべての市民が必要な医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医や医療機関の役割分担に関する啓発や多機関・多職種協働による在宅医療・介護を含む地域完結型医療体制の整備を進めていきます。また、安心して適切な救急医療を受けられる体制の充実を図ります。	健康増進課

【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<p>○保健・医療・福祉・介護の情報を集めて、必要時に活用していきます。</p> <p>○かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つようにします。</p> <p>○地域の各種団体同士の交流を持ち、連携していきます。</p>
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<p>○市や自治会、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉に関わる地域の機関と連携を図ります。</p>
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<p>○自治会とボランティア・NPO団体との連携を進め、コミュニティ相互の交流と支援体制を構築します。</p> <p>○市民活動センターや社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報の発信とニーズの集約によるボランティアコーディネート機能の充実を図るなど、ネットワークを構築します。</p> <p>○社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域福祉活動を推進します。</p> <p>○様々な分野にわたる多面的な支援を図るため、保健・医療・福祉の連携体制を構築します。</p>

■ 地域医療のイメージ図



(2)多様なネットワーク機能の充実

【施策の方向性】

認知症高齢者や知的障がい者及び精神障がい者など本人に判断能力がない方や不十分な方、あるいは薬物依存、クレプトマニア(窃盗症)などの症状を有する人の中には、更生への思いがあるにもかかわらず、犯罪を繰り返してしまうなどの課題を抱えた人がいます。

市では、再犯防止に向けた取組として、保護観察中の就労要支援者の雇用や、犯罪歴があるため定職に就くことが困難な方の雇用に協力する「協力雇用主」の公共工事等の競争入札においての優遇など、再犯防止のための雇用の確保につながる施策を実施しており、平成28年6月には、更生保護に取り組む保護司による更生保護活動の拠点として、小山保護区保護司会更生保護サポートセンターを設置し、保護観察中の方が安心して相談ができる体制を整えています。

これらのように、就労支援や活躍の場の確保を目的とした福祉以外の様々な分野との連携を図り、また、関連する専門機関や関係団体等と協力し、自立への支援に向けた相談支援体制づくりに努めます。

また、各種イベントでの周知啓発を行い、地域における再犯防止の意識の醸成に努めます。

さらに、支援が必要な人に制度や就労支援の場など必要な情報が届くよう、多様な手段を活用した情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
再犯防止推進事業	国の「再犯防止計画」や県の「再犯防止推進計画」を踏まえ、本市の実情に応じた再犯防止のための取組を推進します。	市民生活安心課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	○再犯の防止に関する情報に触れたり、「社会を明るくする運動」などの行事に参加し、再犯防止についての理解を深めます。 ○保護司や更生保護女性会などの活動を知り、支援できることについて考えます。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	○自立への支援に向けた相談業務を充実させます。 ○市や関連する専門機関との連携を図ります。
■ 市が取り組むこと	○再犯防止とそのための活動に関する周知・啓発を行い、再犯防止に関する意識が地域に醸成するよう努めます。 ○小山保護区保護司会更生保護サポートセンターとの連携を強化し、非常勤の国家公務員として犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司や、更生保護女性会など更生保護に関わる民間の協力者や団体などの活動を支援します。 ○保健医療や福祉サービスを必要とする人が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、利用の促進を進めます。

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくり



目標1 ひとにやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者だけでなく、誰もが住み慣れた地域で暮らすには、市民の誰もが安心して外出し、自由に行動できるひとにやさしい社会環境の整備が不可欠です。そのためには、行動を妨げるバリアとなっているものを取り除くとともに、公共交通機関等による移動手段の確保が重要です。

(1)ユニバーサルデザインの推進

【施策の方向性】

高齢者や障がい者など、誰もが安心して生活できる生活環境を整えるため、道路・公園、交通拠点等における段差解消などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備化を推進し、安全で快適な歩行空間のネットワーク化を図ります。

また、高齢者などが居住する住宅において、段差の解消や手すりの設置など、住まいのバリアフリー化を促進します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
交通バリアフリー化推進事業	道路や歩道の段差解消等のバリアフリー整備により、人にやさしい快適な歩行者空間の整備を図ります。	道路課 都市計画課
高齢者の住宅改修支援事業	住まいの段差の解消や手すりの設置など、住宅改修等に関する相談、介護保険制度を活用した住宅改修費の支給を行います。	高齢生きがい課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	○点字ブロックに駐輪をしたり路上や障がい者等専用駐車場に駐車をしたりしないよう心がけます。 ○自治会などの地域の組織で、危険箇所の点検を行います。 ○段差の解消や手すりの設置など住まいのバリアフリーデザインを進めます。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	○福祉教育や体験学習等を通じ、ユニバーサルデザインへの理解を深めます。
■ 市が取り組むこと	○ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備に努めます。 ○道路・公園などのバリアフリー化を推進します。 ○安全・安心で快適な住まいづくりに関する情報提供や周知・PR に努めます。

(2)外出しやすい環境づくり

【施策の方向性】

市民が気軽に外出できるよう、コミュニティバス（市街地路線バス）の運行と、デマンドバスにより、利用者のニーズに対応した公共交通サービスの確保を図ります。

また、移動が困難な高齢者や障がい者などを、地域住民やボランティア等が協力して送迎する外出支援の確保を検討します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
コミュニティバス運行事業	市街地路線バス及び地域デマンドバスの運行により、高齢者等の公共交通サービスの確保を図ります。	都市計画課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○コミュニティバスを利用するようにします。○出かける際に近所の人に声をかけ、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心がけます。○地域で外出困難な方がいる場合は、地域のお店で配達サービスを行うことなどを検討します。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○移動・外出に関わる地域の福祉ニーズや社会資源等の実情を踏まえ、市民相互の支え合い・助け合いを基盤とした外出支援のあり方を検討します。○各地区の実情に応じた活動が実施できるよう、地区社会福祉協議会等の活動を支援します。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○利便性の高いコミュニティバスの運行に努めます。○一人ひとりのニーズに応じた外出支援ができるよう、移送サービスや福祉有償送迎サービスの充実を図ります。

(3)安全安心対策の充実

【施策の方向性】

地域の防犯について、広報活動などを通じて市民の防犯意識や関心を高めるとともに、自主防犯パトロール隊など、市民による組織づくりと活動展開を促進します。

スクールガード・リーダーの配置や学校安全ボランティアによる通学路巡回、青色回灯搭載車によるパトロールなど、交通事故や犯罪等の被害から子どもを守るための取組を推進します。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
市民生活安全安心推進事業	自主防犯パトロール隊による地域の防犯活動を促進します。	市民生活安心課
小山市安全安心情報配信事業	高齢者や女性・子どもなど登録者に、防犯・交通安全に関する情報をメールで発信し、注意喚起を行います。	市民生活安心課
スクールガード・リーダーの配置	通学路の安全確保のため、中学校区及び義務教育学校区ごとにスクールガード・リーダーを配置し、学校安全ボランティアの方々への指導・助言等を行います。	教育総務課
老朽危険空き家等対策事業	老朽化し、倒壊等の危険性のある空き家等の適正な維持管理を促進します。	建築指導課

【役割分担】

■ 市民・地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯パトロール隊や子どもの登下校見守りボランティア、地域の見守り活動等に参加するように心がけます。 ○声かけ・自宅訪問・見守り活動などを地域のボランティアや自治会等の既存の団体が連携して行うよう検討します。
■ 社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者一人ひとりの生活を支えるための見守りや安否確認、緊急時の対応等を行う地域の見守り活動などを推進します。 ○地域の防犯意識を高め、安全・安心な地域づくりを進めるため、啓発活動・情報の共有化を図ります。
■ 市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ○市民自らの安全を確保するために、防犯に対する知識の普及や意識の高揚を図るなど、市民が行う防犯の実践を支援します。 ○自主防犯パトロール隊の育成強化、青色回灯搭載車両による防犯パトロールの拡大に努めます。 ○子どもを見守り育てる地域ボランティアの掘り起こしなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を整備します。

目標2 要配慮者支援体制の整備



市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりには、地震、火災などの災害に備え、防災体制の一層の充実を図るとともに、地域ぐるみの防災活動の充実を図っていく必要があります。特に高齢者や障がい者など災害時の避難に支援を必要とする人への災害時の避難協力体制づくりの充実が必要です。

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実

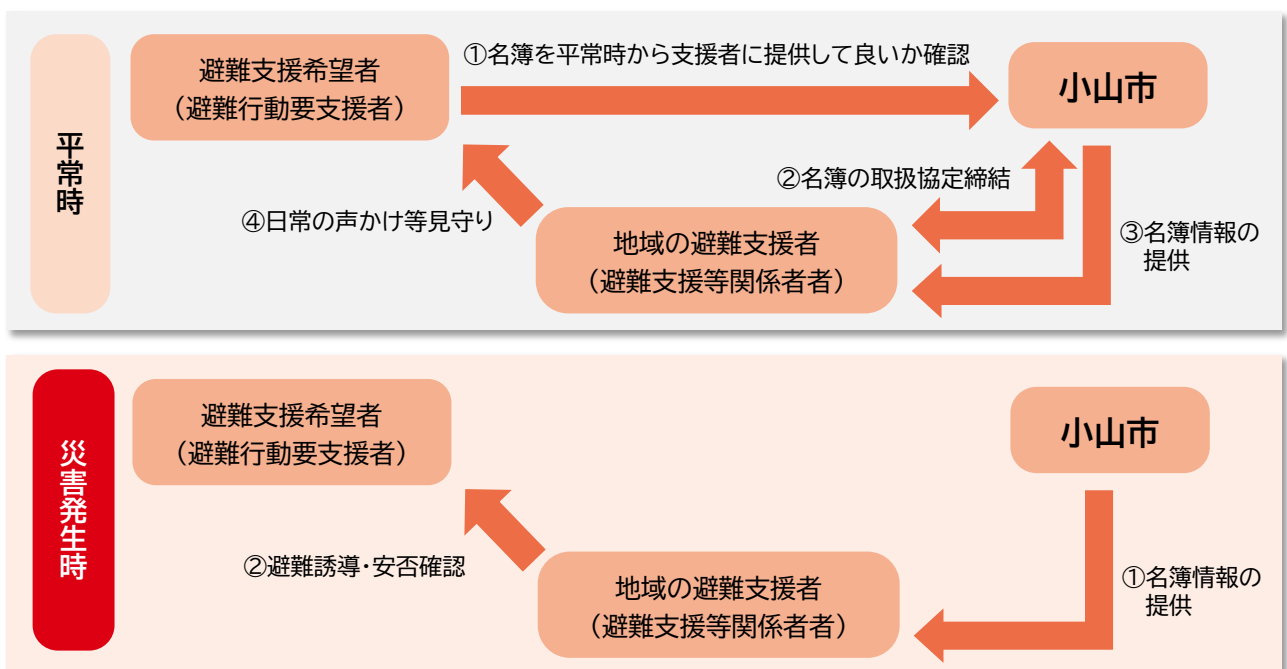
【施策の方向性】

高齢者や障がい者など配慮が必要な人で、災害が発生した場合に自ら避難することが難しく特に支援を必要とする人(避難行動要支援者)について、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等と連携し、平常時から見守り活動や相談・支援活動を通じて、個人情報保護を図りながら、情報を関係機関等と共有することにより、災害など緊急時の助け合い活動などを行います。

【主な取組】

施策事業名	事業概要	所管
避難行動要支援者支援事業	高齢者や障がい者など避難行動要支援者についての情報や状況の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成・管理し、災害時に迅速で円滑な救助や安否確認を行える体制を整備します。	福祉課
自主防災組織の設立育成事業	災害発生時に円滑な応急活動や避難・救援活動を実施する自主防災組織の設立及び育成を図ります。	危機管理課

■ 避難行動要支援者の避難支援のイメージ図



【役割分担】

<p>■ 市民・地域が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○近所の独居高齢者などに気を配り、声かけなどを行うよう心がけます。 ○声かけ・自宅訪問・見守り活動などを地域のボランティアや自治会等の既存の団体が連携して行うよう検討します。 ○自主防災組織を設立し、災害時の助け合い活動や具体的な備え・対応を検討します。 ○日ごろから避難場所や防災設備を確認するなど災害に備えるよう心がけます。 ○地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう心がけます。 ○自治会単位などで防災訓練、災害発生時のマニュアルの作成、防災マップの作成など災害時に備える体制を整えます。 ○災害ボランティアセンターの役割について理解を深めます。
<p>■ 社会福祉協議会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者一人ひとりの生活を支えるための見守りや安否確認、緊急時の対応等を行う地域の見守り活動などを推進します。 ○避難行動要支援者一人ひとりの生活を支えるための見守りや安否確認、緊急時の対応等を行う地域の見守り活動などを推進します。 ○災害時に備えたボランティアの育成や、平常時から関係機関・団体との連携強化や情報交換に努めます。 ○災害をテーマとした防災福祉教育を小圏域単位で開催します。 ○災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、平常時の取組を進めます。
<p>■ 市が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種啓発を通して市民の防災知識や意識の普及に努めます。 ○高齢者や障がい者などに配慮した避難行動要支援者対策を進めます。 ○自主防災組織の重要性を啓発し、育成・強化に努めます。 ○必要な地域のハザードマップの作成を行うほか、避難行動計画の周知などを行い、避難体制を確立します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画の普及・啓発
3. 計画の進行管理・評価
4. 計画の基本指標

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

地域福祉は、地域で生活している市民を中心として、自治会や福祉関係団体等、福祉サービス事業者等が担い手となり、小山市と小山市社会福祉協議会の支援のもとで、それぞれの役割を果たすことで推進されるものです。

それぞれの担い手に期待される役割や、行政、社会福祉協議会の役割は次のとおりです。

●市民やボランティア

市民やボランティア等は、地域社会の一員としての自覚と地域や福祉への関心を持ち、地域の中の生活課題の発見に努め、地域の中で連携しながら課題解決を図ることが求められています。そのため、日頃から、あいさつや声かけ、身近な交流を実践し、困ったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

●自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、地域を住みやすい環境にしていくための自主的な協働活動を展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担うことが期待されます。

●福祉サービス事業者

地域における社会福祉法人等の福祉サービス事業者は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、サービスの質の確保や事業内容に関する情報公開等が求められています。

また、福祉施設等は、平時においては地域交流の場、災害時には福祉避難所としての機能の役割なども期待されています。

●行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、庁内における福祉に関係する部署間をはじめ、市民、ボランティア・NPO 団体、福祉に関係する事業者や社会福祉協議会などと相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

●社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

2. 計画の普及・啓発

地域福祉を効果的に推進するためには、地域福祉の担い手が、本計画が目指す地域福祉の方向性や取組を理解・共有することが必要です。

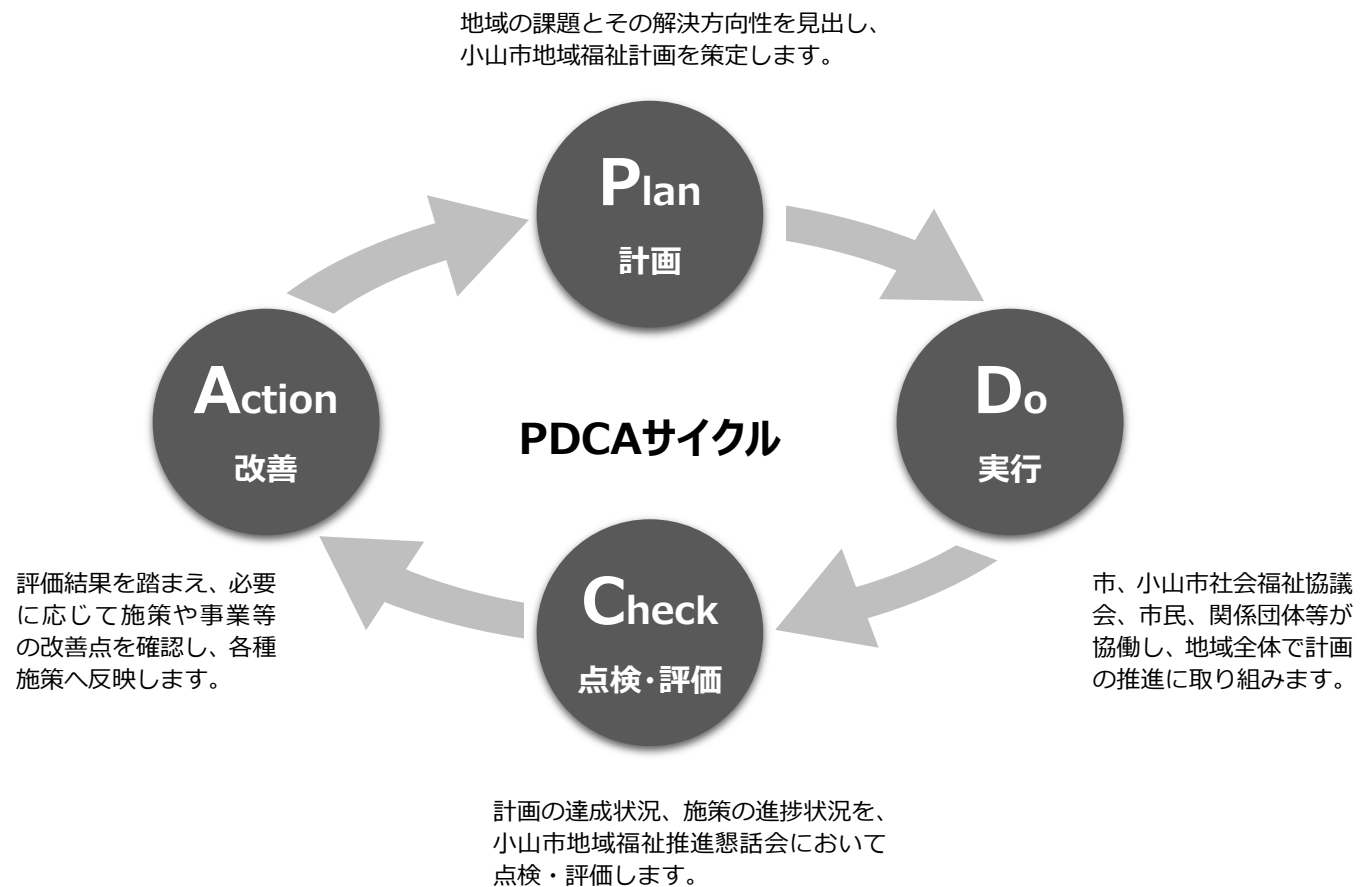
そのため、小山市や小山市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を通じて計画を公開するとともに、福祉に関するイベント等、様々な機会を活用し、周知に努めます。

3. 計画の進行管理・評価

第3期計画に続き、本計画においても進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、施策の推進（D：Do）、進捗の評価（C：Check）、見直し・改善（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップは、「小山市地域福祉推進懇話会」が担い、国の社会福祉制度改革の動向や県の地域福祉支援計画の内容を踏まえるとともに、小山市の福祉関連計画との整合の観点も合わせて、各取組の点検・評価を行います。

また、評価の結果等は、市の広報やホームページ等を活用して公開し、広く市民へ周知していきます。



4. 計画の基本指標

主な施策事業に関する基本指標は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

■ Ⅰ－２ 市民参加の促進 (2) ボランティア・NPO活動の推進

施策名 ボランティアコーディネート					
基本指標	ボランティアコーディネート件数	現状値 【R2】	265件	目標値 【R7】	300件

■ Ⅰ－３ 福祉の担い手育成 (1) 地域活動を担う人材の確保・育成

施策名 認知症サポーター養成講座					
基本指標	認知症サポーター数	現状値 【R2】	16,680人 (R2.12)	目標値 【R7】	24,500人

■ Ⅰ－３ 福祉の担い手育成 (2) 地域福祉リーダーの育成

施策名 民生委員・児童委員研修事業					
基本指標	民生委員・児童委員全員を対象にした研修会、講演会等の参加率	現状値 【R2】	78.2%	目標値 【R7】	90.0%

基本目標Ⅱ 地域で支え合うしくみづくり

■ Ⅱ－１ 地域福祉活動の推進 (1) 自治会等地域コミュニティの活性化

施策名 健康推進員事業					
基本指標	健康推進員の延べ活動人数	現状値 【R2】	5,423人	目標値 【R7】	5,500人

■ Ⅱ－２ 福祉サービスの充実 (1) ニーズに応じたサービス体制づくり

施策名 放課後児童健全育成事業					
基本指標	公設学童保育館利用者の満足度	現状値 【R2】	95.5%	目標値 【R7】	98.0%

■ Ⅱ－２ 福祉サービスの充実 (2) 情報提供・相談体制の充実

施策名 高齢者サポートセンター					
基本指標	高齢者サポートセンターの認知度	現状値 【R2】	57.1%	目標値 【R7】	70.0%

■ Ⅱ－２ 福祉サービスの充実 (3) 高齢者等見守り体制の充実

施策名 高齢者見守り訪問事業					
基本指標	見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数	現状値 【R2】	60 自治会	目標値 【R7】	257 自治会

■ Ⅱ－２ 福祉サービスの充実 (5) 生活困窮者等への支援

施策名 生活困窮者自立支援事業					
基本指標	相談者の状況に応じた支援プログラムの作成件数	現状値 【R2】	62 件	目標値 【R7】	200 件

■ Ⅱ－３ 福祉ネットワークの構築 (1) 保健・医療・福祉の連携強化

施策名 地域医療推進事業					
基本指標	かかりつけ医普及率	現状値 【R2】	73.0%	目標値 【R7】	80.0%

基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくり

■ Ⅲ－１ ひとにやさしいまちづくりの推進 (2) 外出しやすい環境づくり

施策名 コミュニティバス運行事業					
基本指標	コミュニティバスの1日の利用者数 (14路線)	現状値 【R2】	2,049 人	目標値 【R7】	2,700 人

■ Ⅲ－１ ひとにやさしいまちづくりの推進 (3) 安全安心対策の充実

施策名 市民生活安全安心推進事業					
基本指標	自主防犯パトロール隊数	現状値 【R2】	100 団体	目標値 【R7】	110 団体

■ Ⅲ－２ 要配慮者支援体制の整備 (1) 避難行動要支援者支援体制の充実

施策名 避難行動要支援者支援事業					
基本指標	避難行動要支援同意者名簿への登録者数	現状値 【R2】	1,828 人	目標値 【R7】	2,500 人

資料編

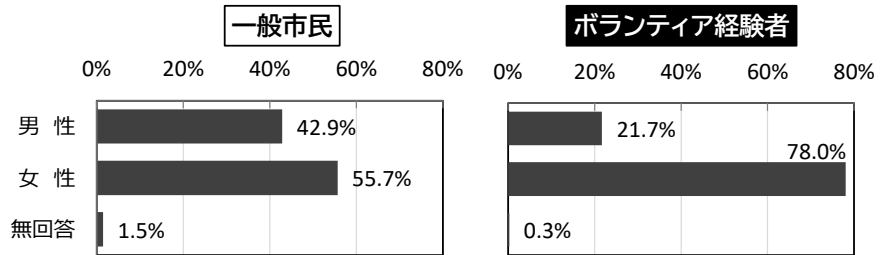
1. アンケート調査の結果

以下の調査結果のグラフにおける「%」値は、回答者の総数（N）に対する、各選択肢への回答者数の割合で、小数点以下第2位を四捨五入して求めています。

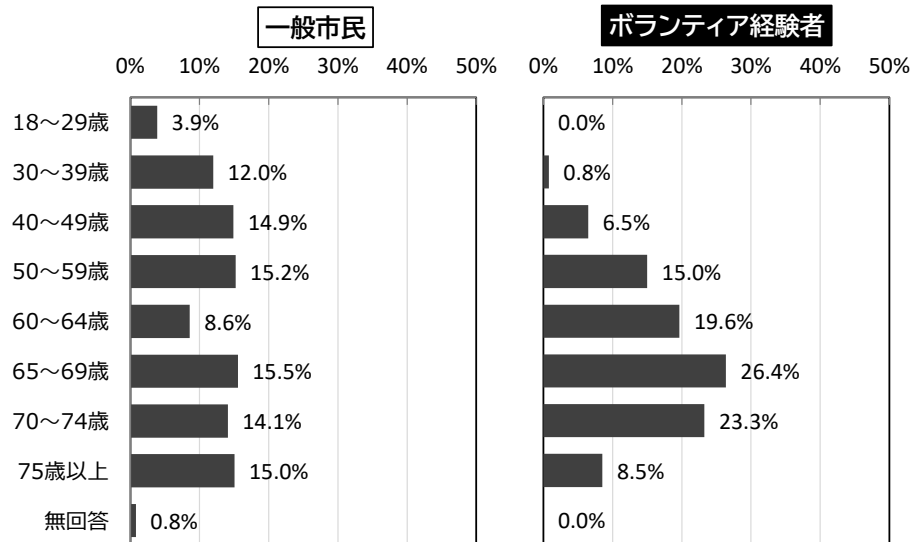
Nの値は、グラフ中に記載のない場合、一般市民は618、ボランティア経験者は387です。

問1 あなたご自身のことについて

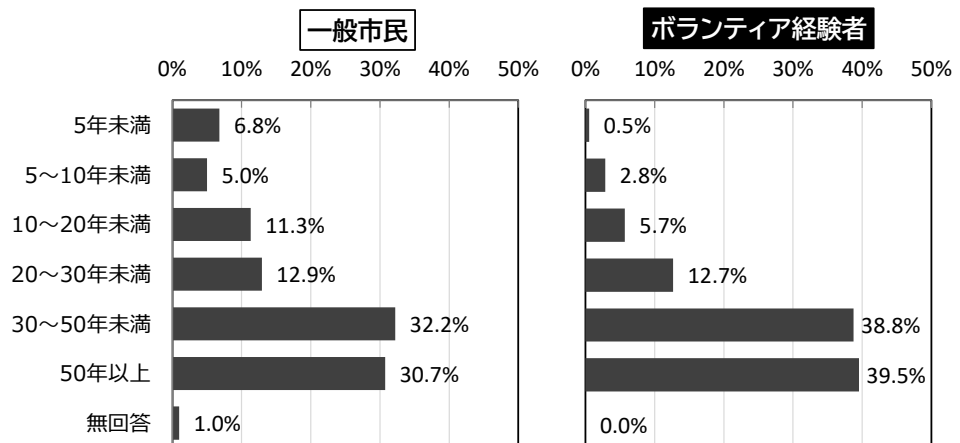
(1)あなたの性別はどちらですか。



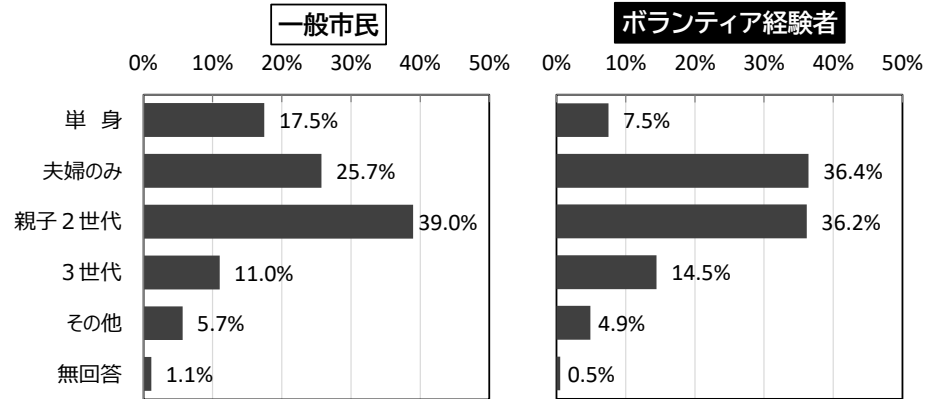
(2)あなたの年齢はおいくつですか。



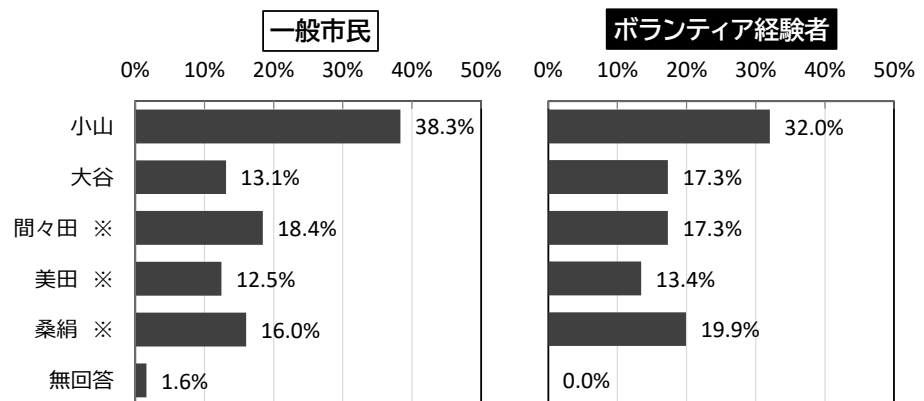
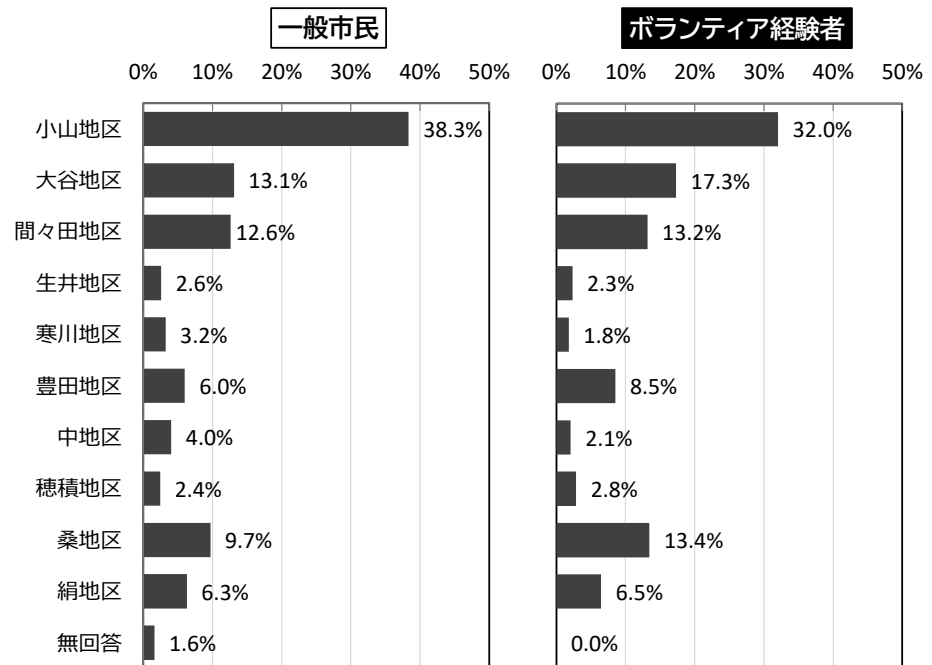
(3)小山市内にお住まいになって何年になりますか。



(4)あなたの現在のお住まいの家族構成をお答えください。



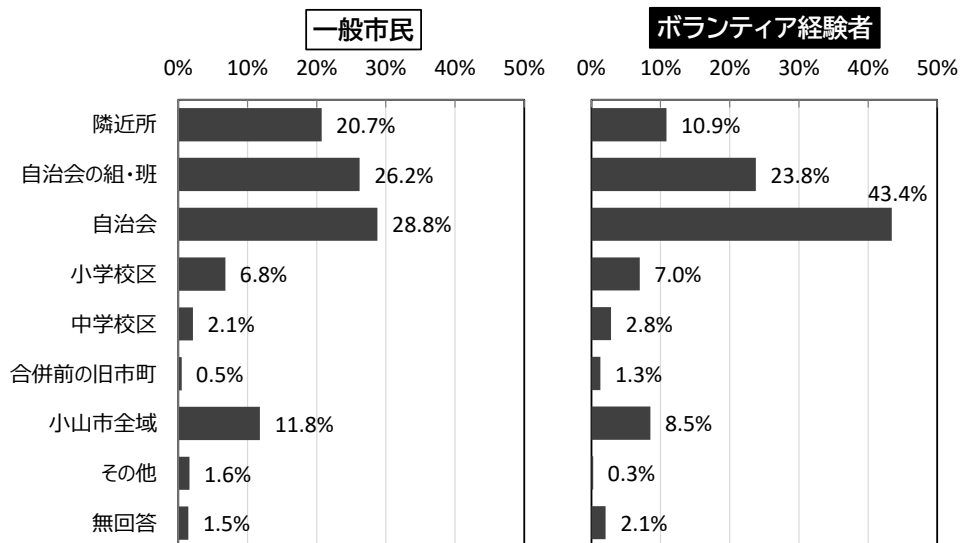
(5)あなたのお住まいの地区はどちらですか。



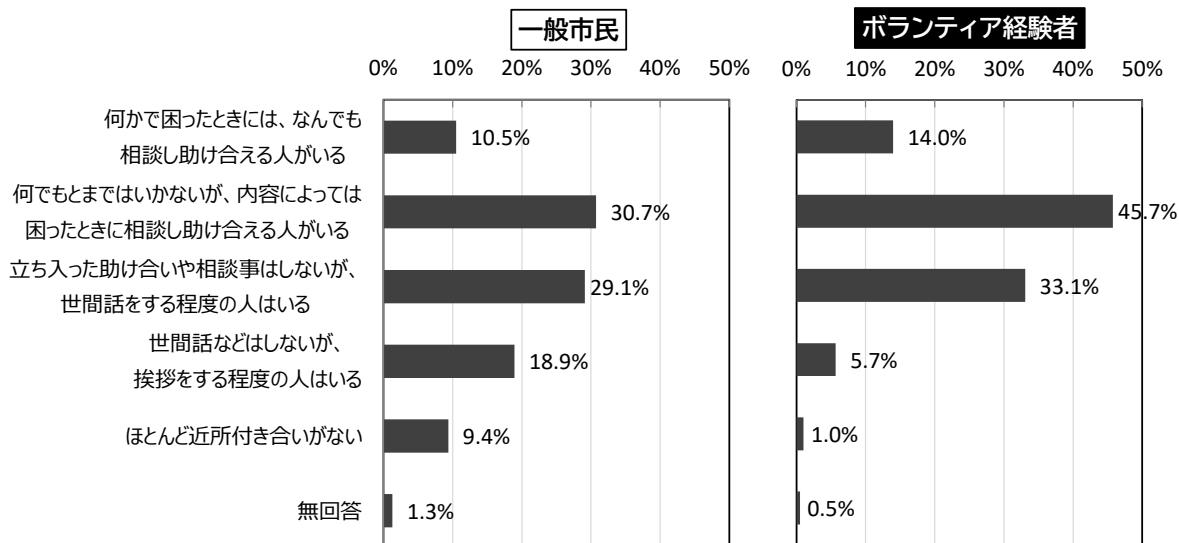
※間々田：間々田、生井、寒川地区
 美田：豊田、中、穂積地区
 桑絹：桑、絹地区

問2 地域との関わり合いについて

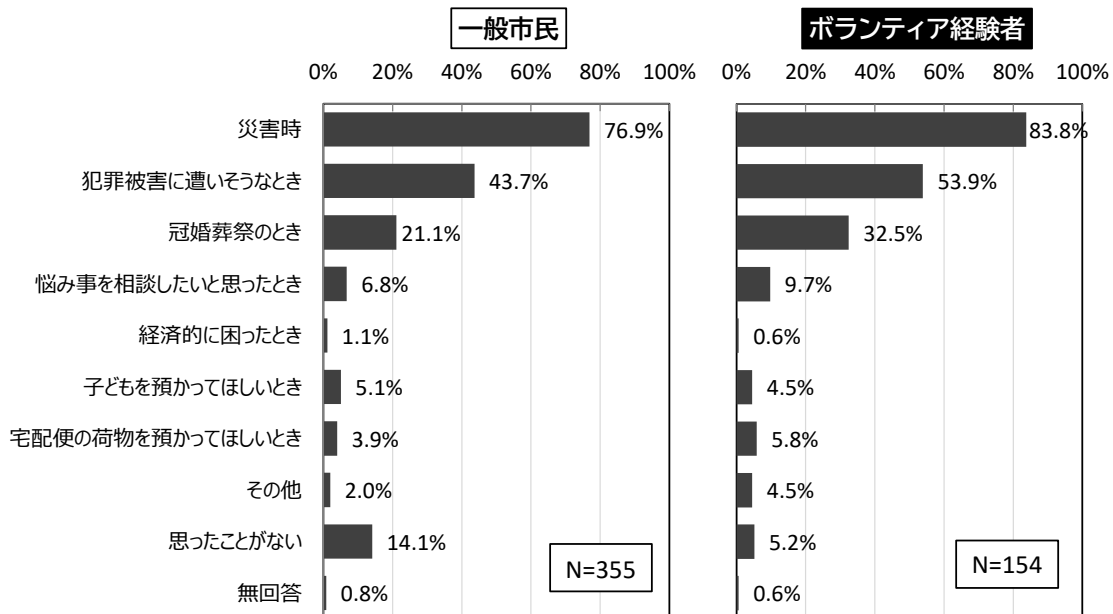
(1)あなたの考える「地域」とは、どの範囲ですか。



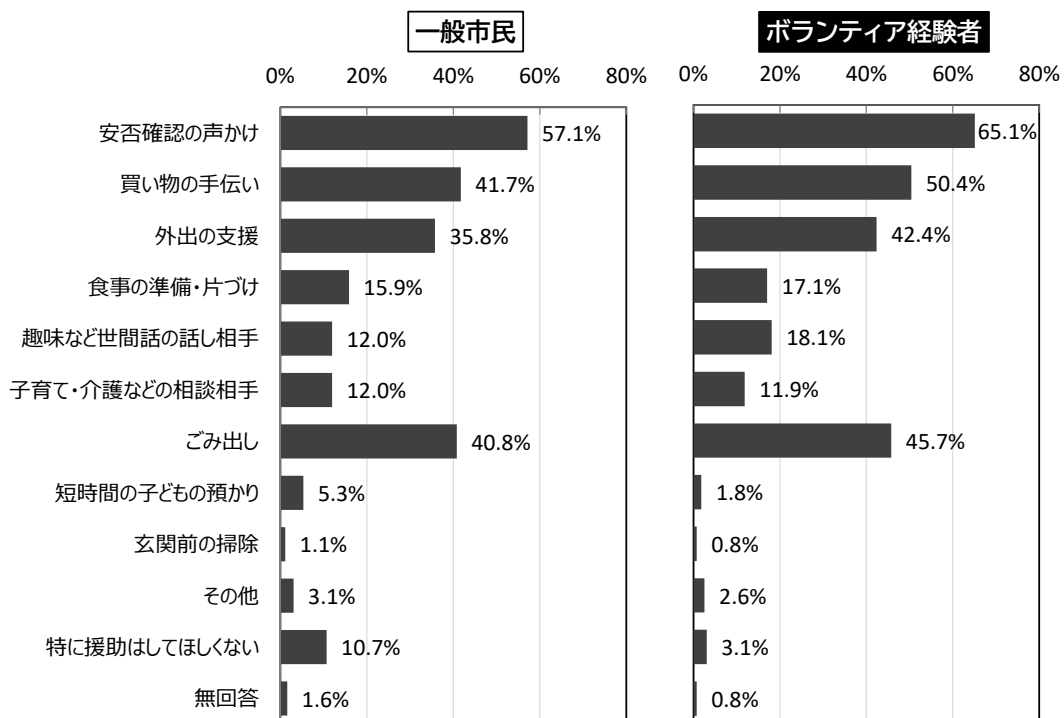
(2)隣近所に、どの程度のおつきあいをしている方がいますか。



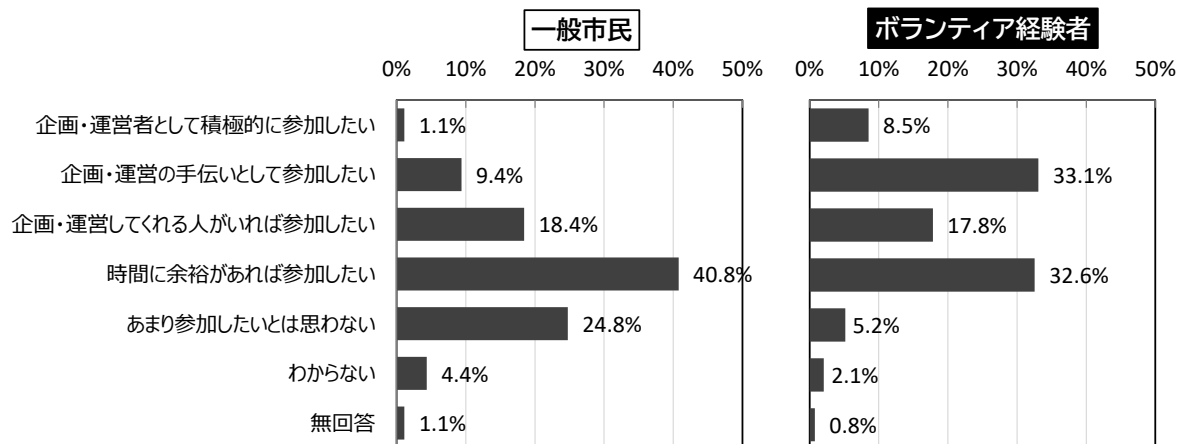
※(2)で「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はいる」、「ほとんど近所付き合いがない」を選んだ方
 (3)あなたは、どんな時に、隣近所に助け合える人がいれば良かったと思いますか。【複数回答】



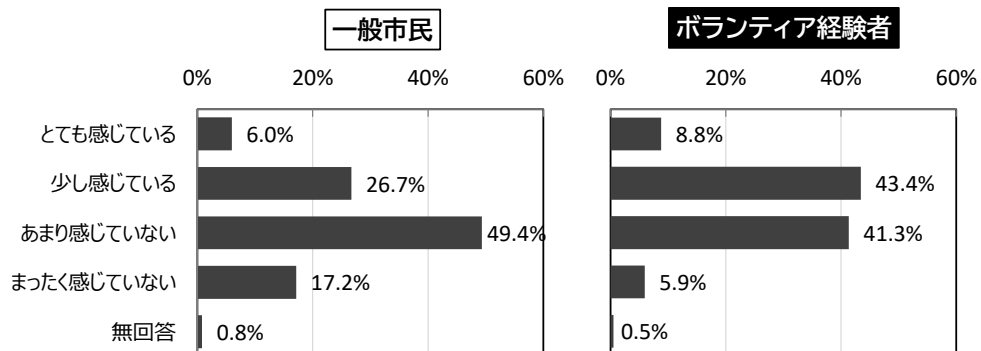
(4)あなたは、日常生活が不自由になった時、地域でどのような援助をしてほしいと思いますか。
 【複数回答:3つまで】



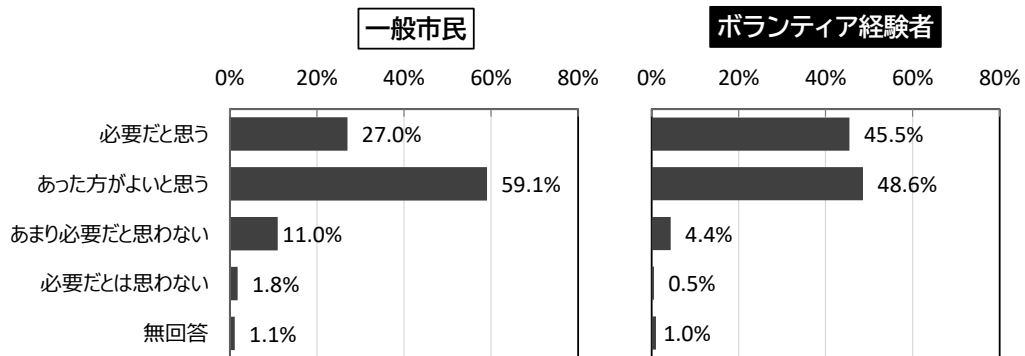
(5)あなたは、自治会・公民館・老人会等による隣近所での活動には、どのように参加したいと思えますか。



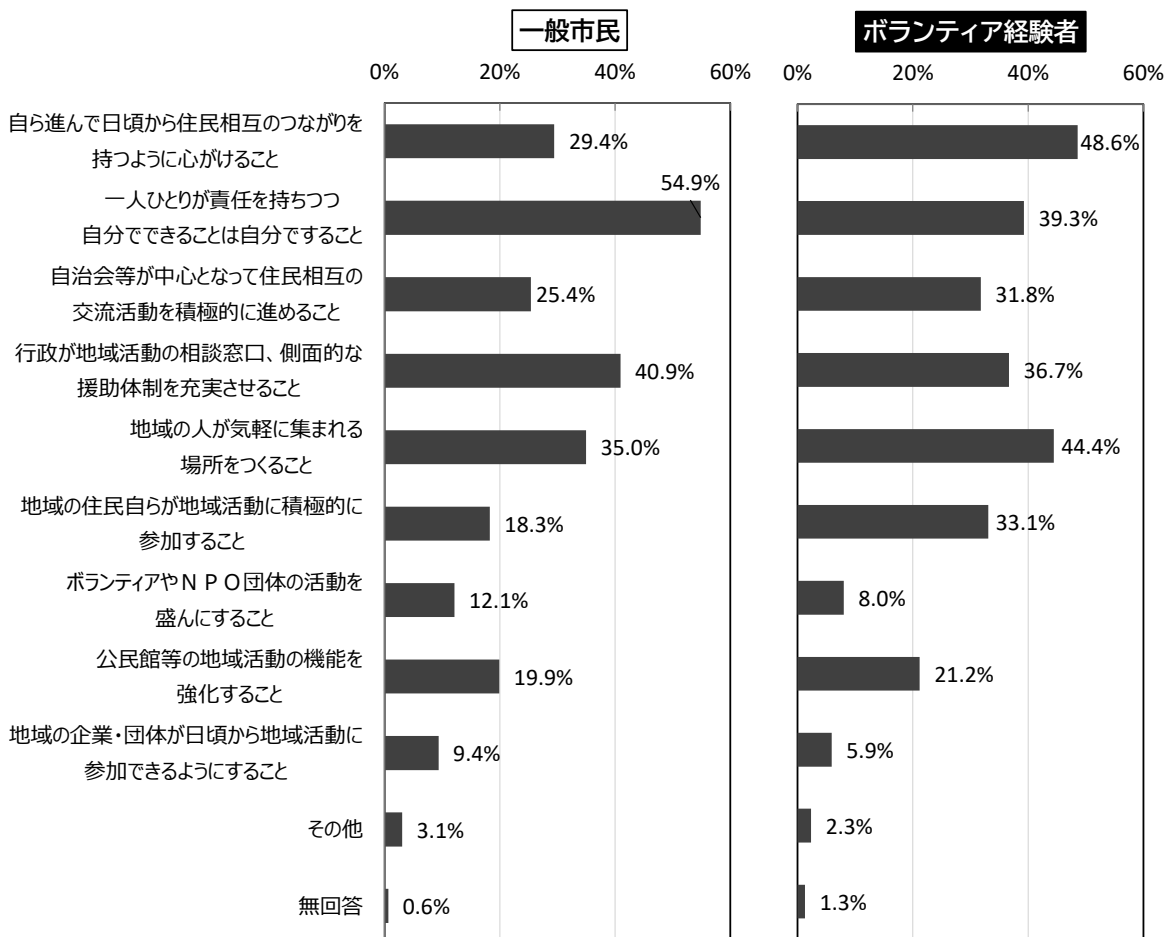
(6)あなたのお住まいの地域では、子ども、高齢者、障がいのある人を含めて、お互いの生活を地域の中で支え合っていると感じていますか。



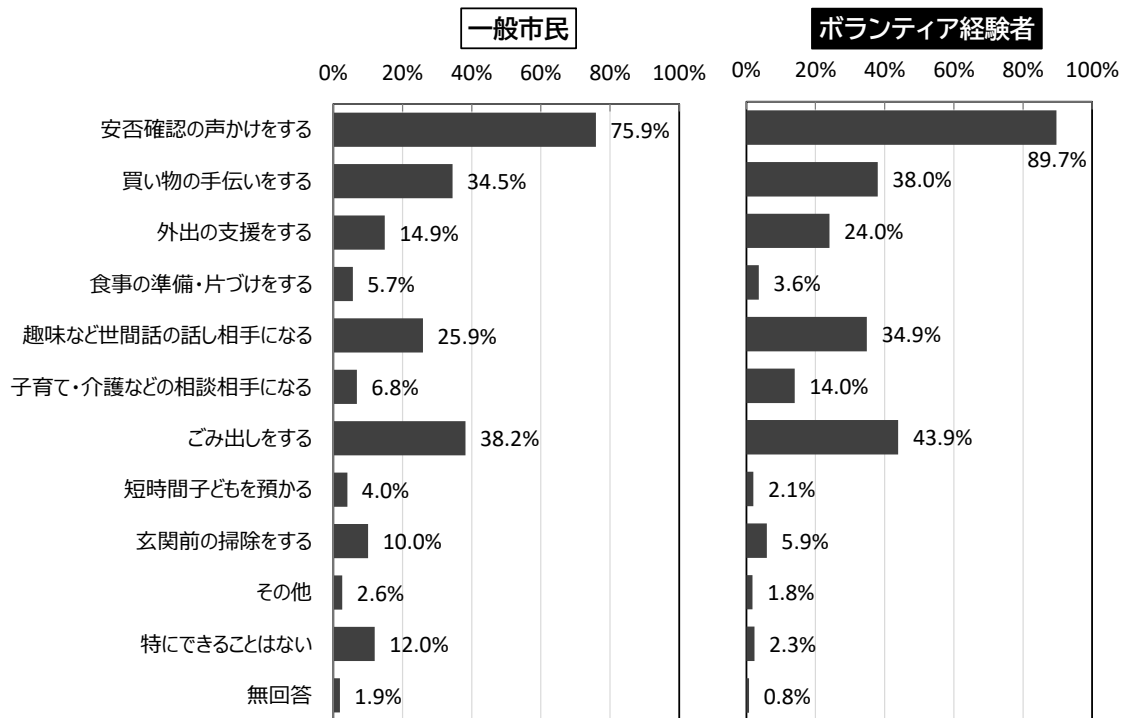
(7)あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。



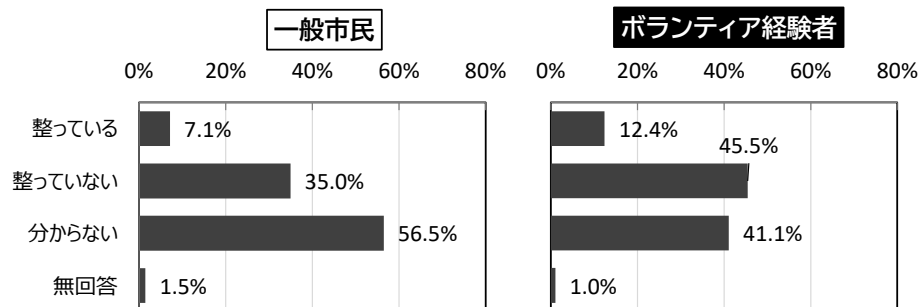
(8)あなたは、地域社会の問題に対する住民相互の協力のためには、どのようなことが必要だと考えますか。【複数回答:3つまで】



(9)あなたは、隣近所の方に、どのような援助ができると思いますか。【複数回答:3つまで】

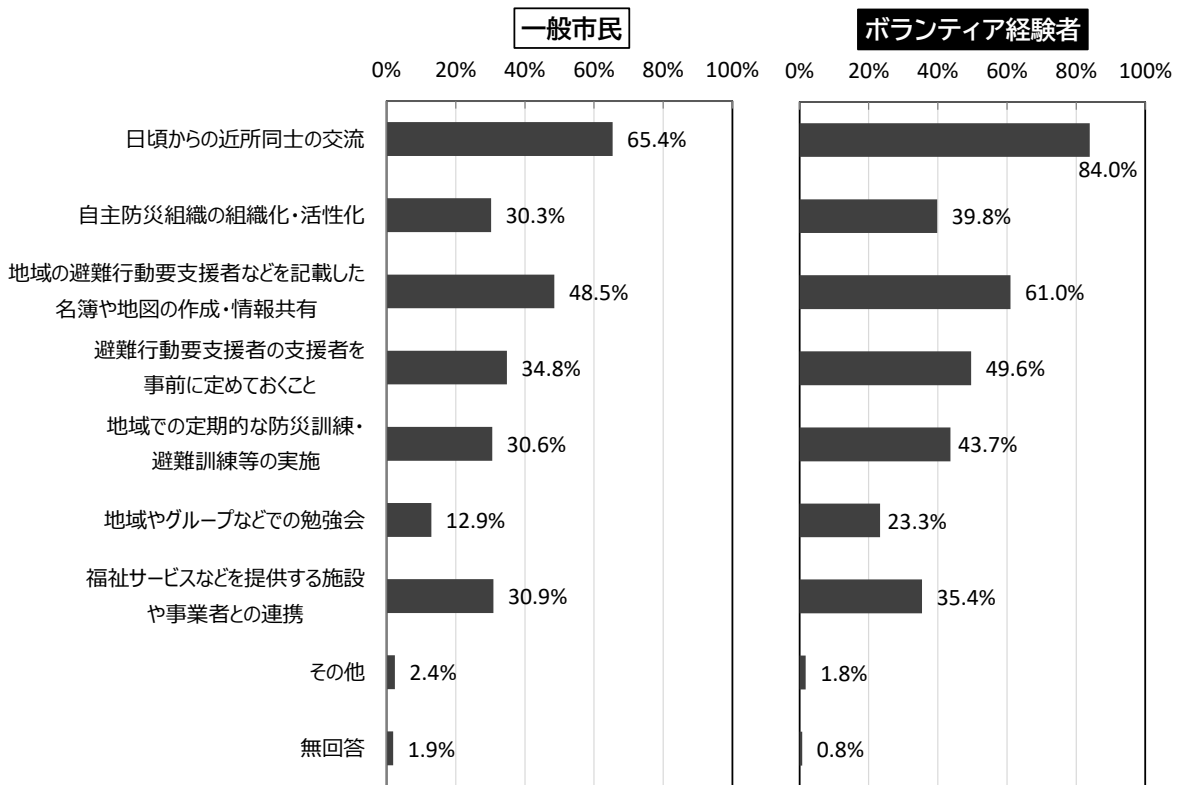


(10)あなたの住んでいる地域では、避難行動要支援者の避難を支援する体制が整っていると思いますか。

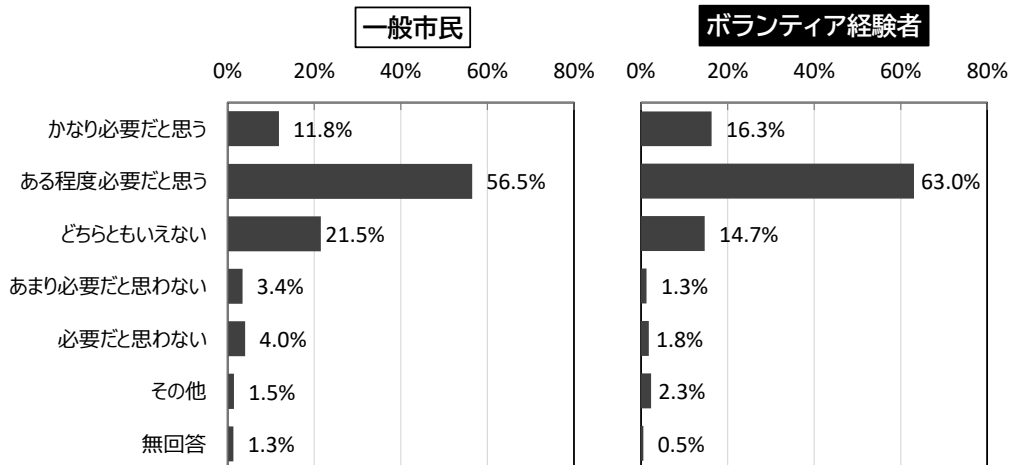


(11)災害時に地域で支え合うためには、地域住民としてどのようなことが必要だと思いますか。

【複数回答】



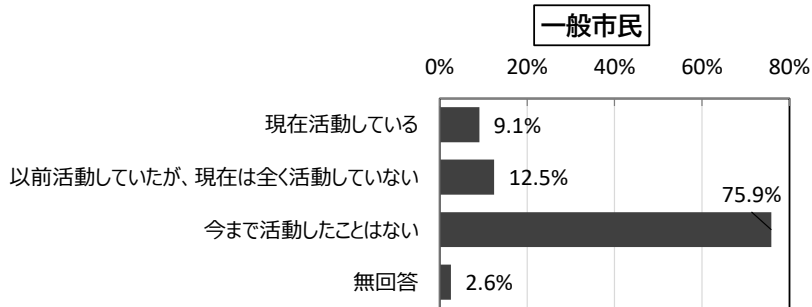
(12)大規模災害等への備えとして、地域で個人情報を共有することは必要だと思いますか。



【一般市民向け】

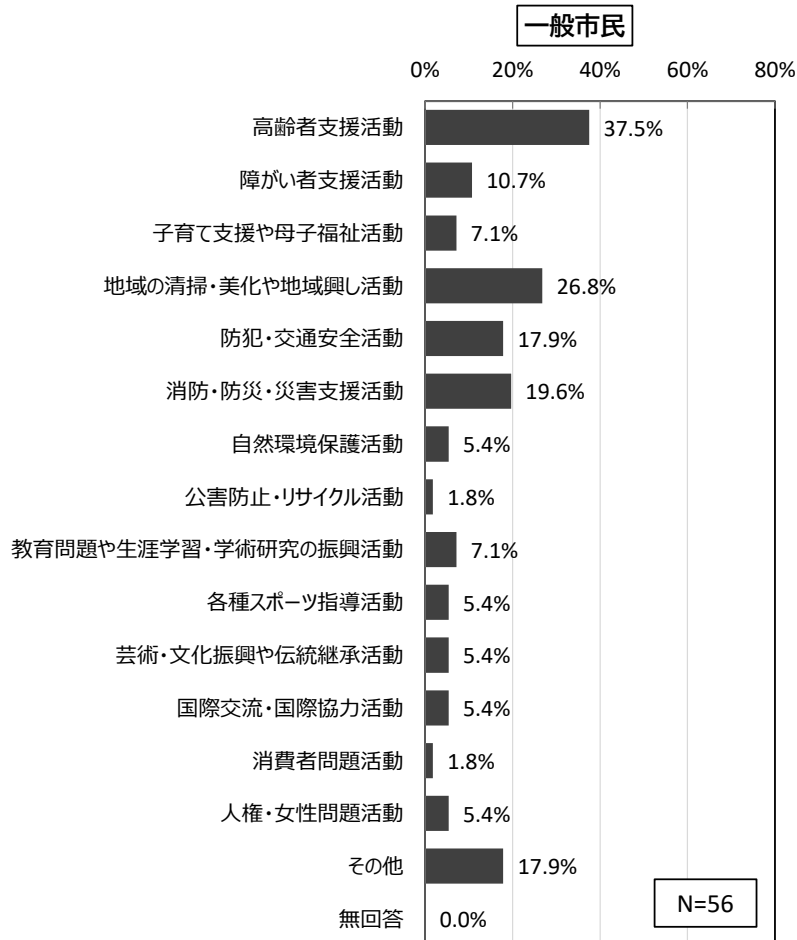
問3 ボランティア・NPO 活動について

(1)あなたは、これまでにボランティア団体や NPO 団体に活動したことはありますか。



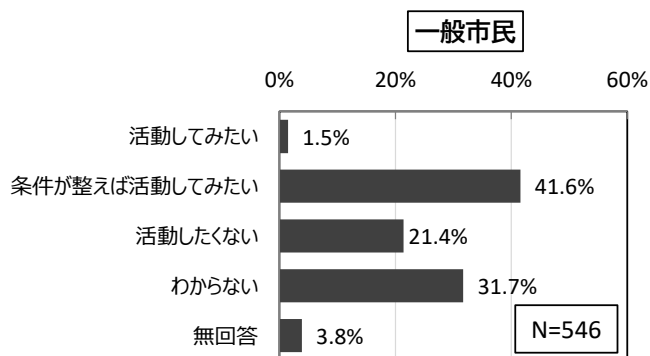
※(1)で「現在活動している」を選んだ方

(2)現在あなたは、どのような活動をしていますか。【複数回答】



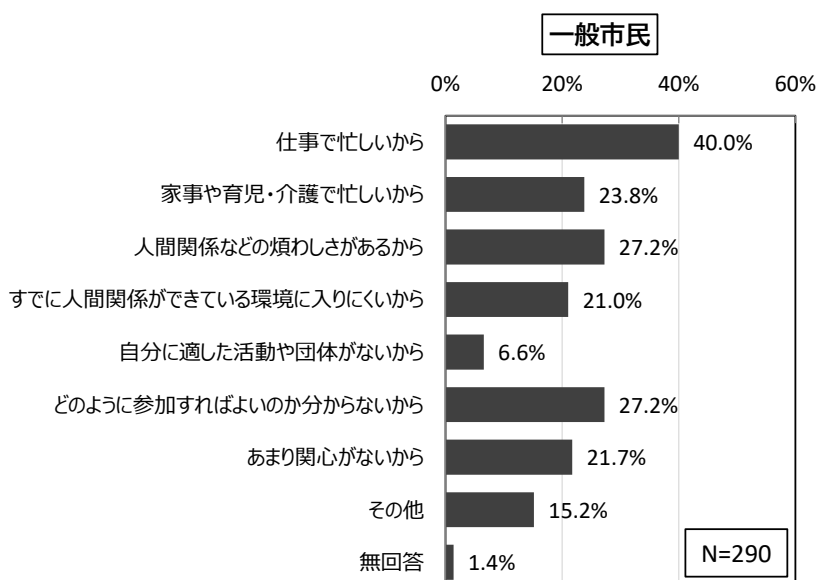
※(1)で「以前は活動していたが、現在は全く活動していない」または「今まで活動したことはない」を選んだ方

(3)今後あなたは、ボランティア団体やNPO 団体に、活動してみたいと思いますか。

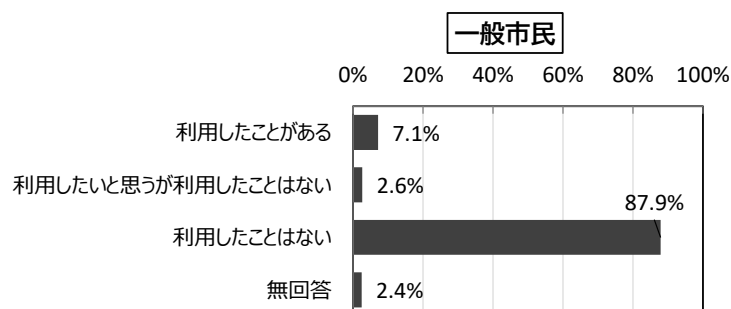


※(3)で「活動したくない」または「わからない」を選んだ方

(4)その理由は何ですか。【複数回答】



(5)あなたはこれまでに、ボランティア団体やNPO 団体のサービスを利用したことがありますか。

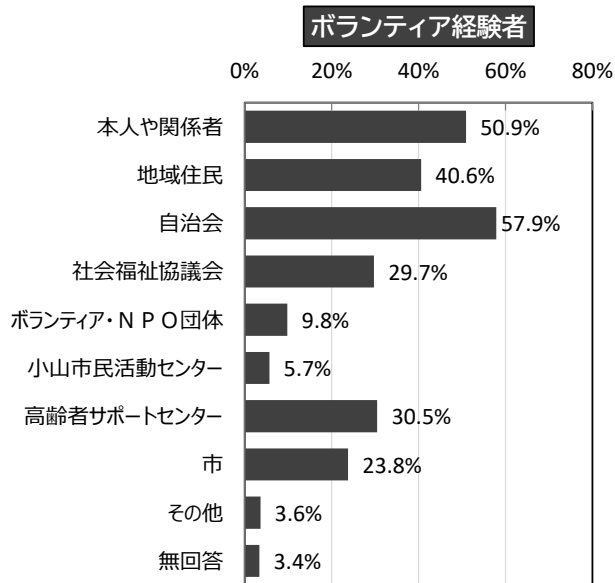


【ボランティア経験者向け】

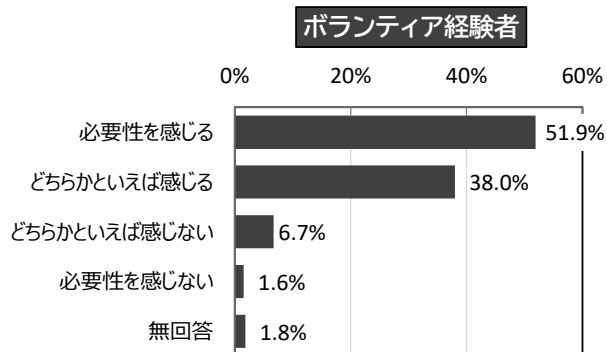
問3 地域活動やボランティアなどの活動状況について

(1)あなたが地域で活動を行う上で、市民からの要望や相談をどこから把握されていますか。

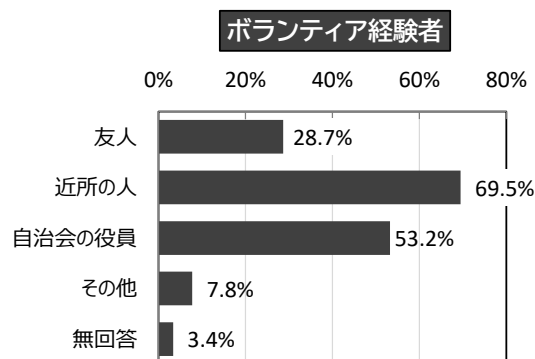
【複数回答】



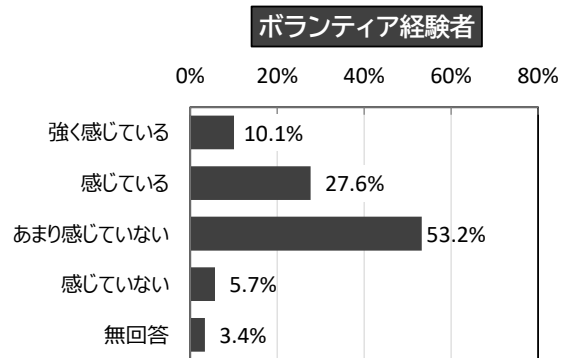
(2)-1 あなたが活動を行うにあたって、地域住民の中で協力者の必要性を感じますか。



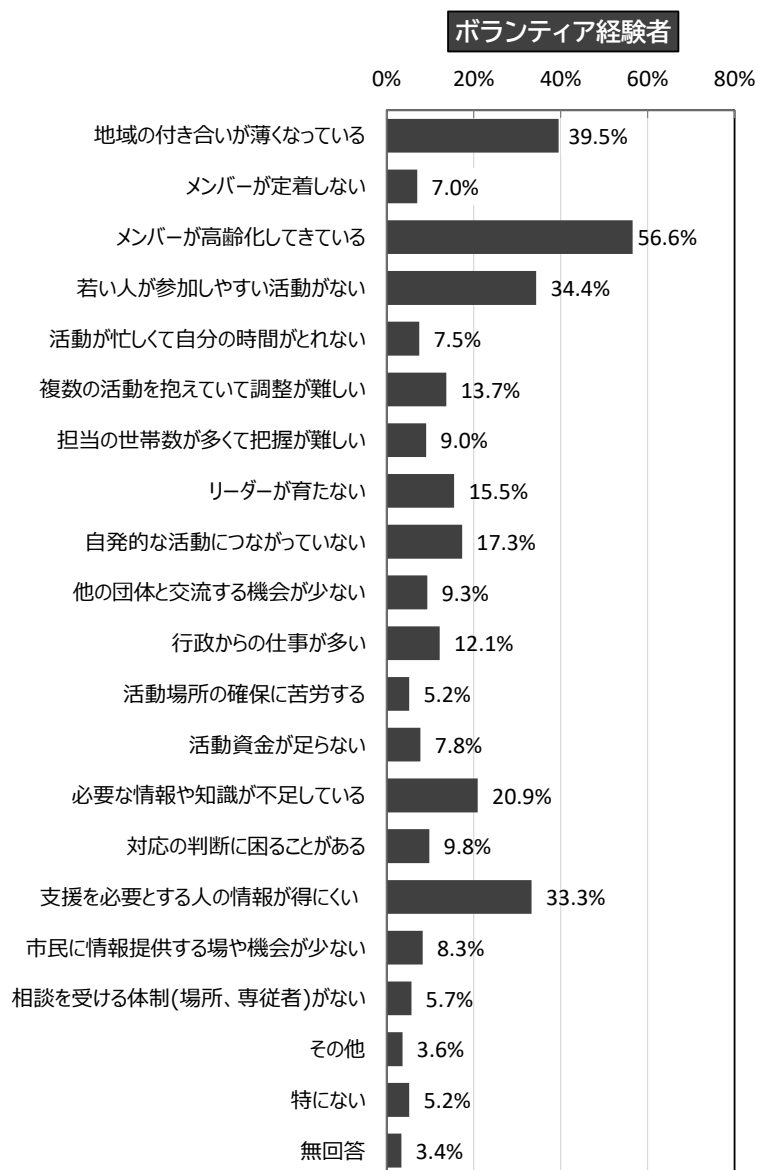
(2)-2 あなたが思う協力者はどのような方ですか。【複数回答】



(3)あなたが地域で活動を行っている中で、負担感をどのように感じていますか。

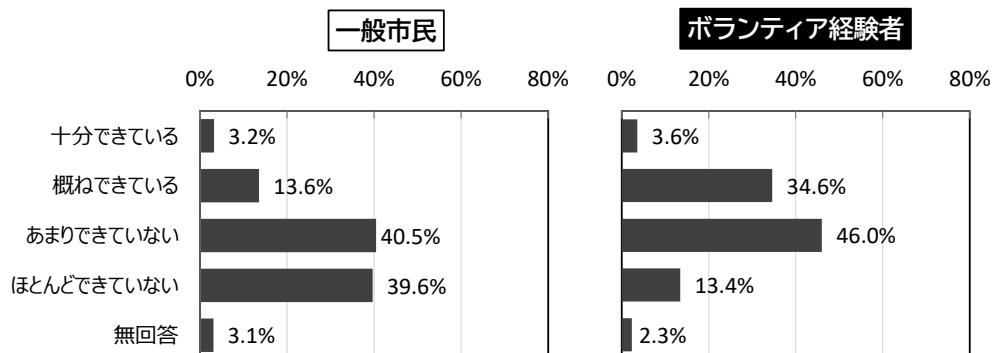


(4)あなたが地域で活動を行っている中で、困っていることは何ですか。【複数回答】



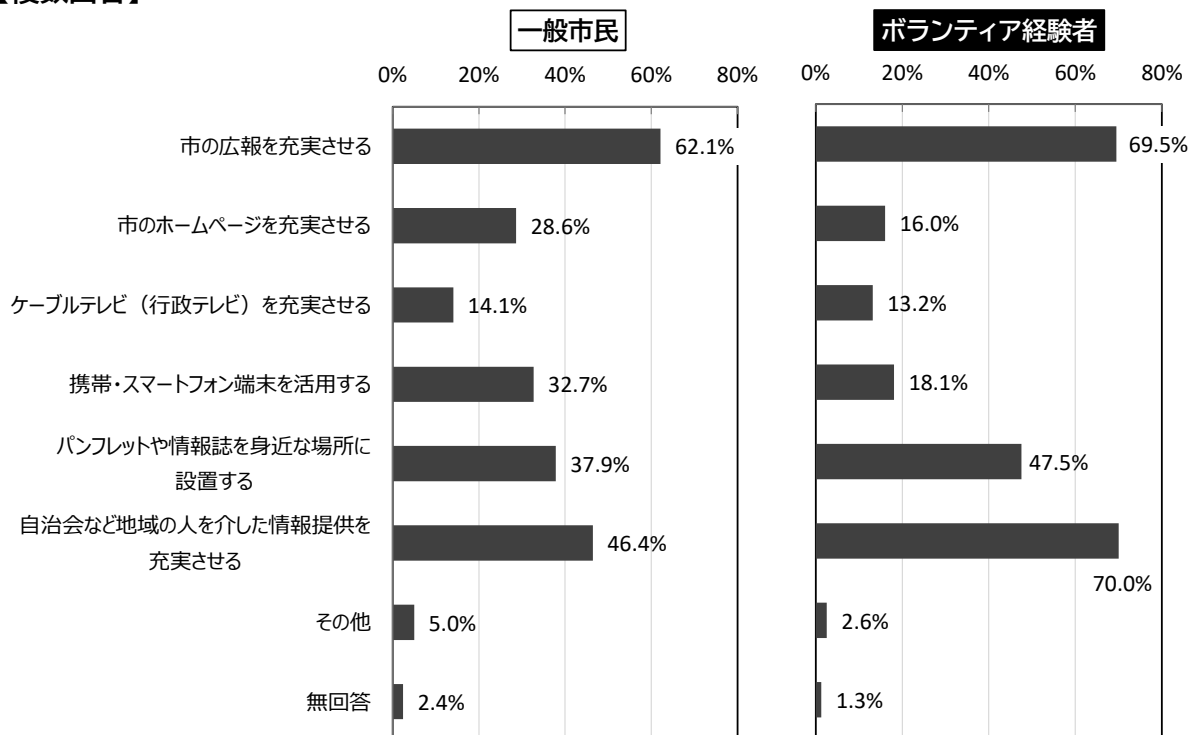
問4 福祉施策について

(1)あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか。

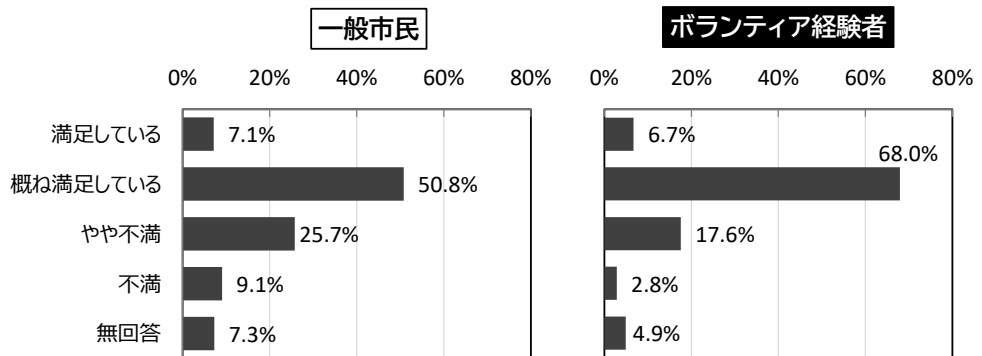


(2)あなたは、福祉サービスに関する情報について、どのようにしたら必要な人に届くと思いますか。

【複数回答】

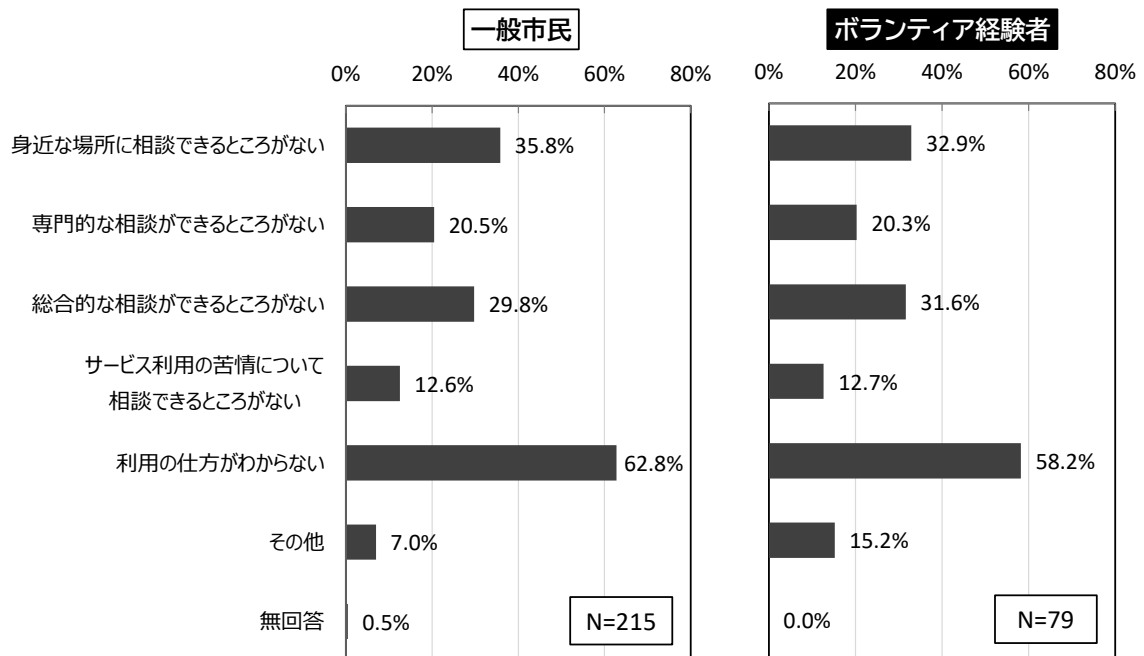


(3)あなたは、市の窓口や社会福祉協議会、高齢者サポートセンター、地域の民生委員・児童委員など、現在の相談支援体制に満足していますか。



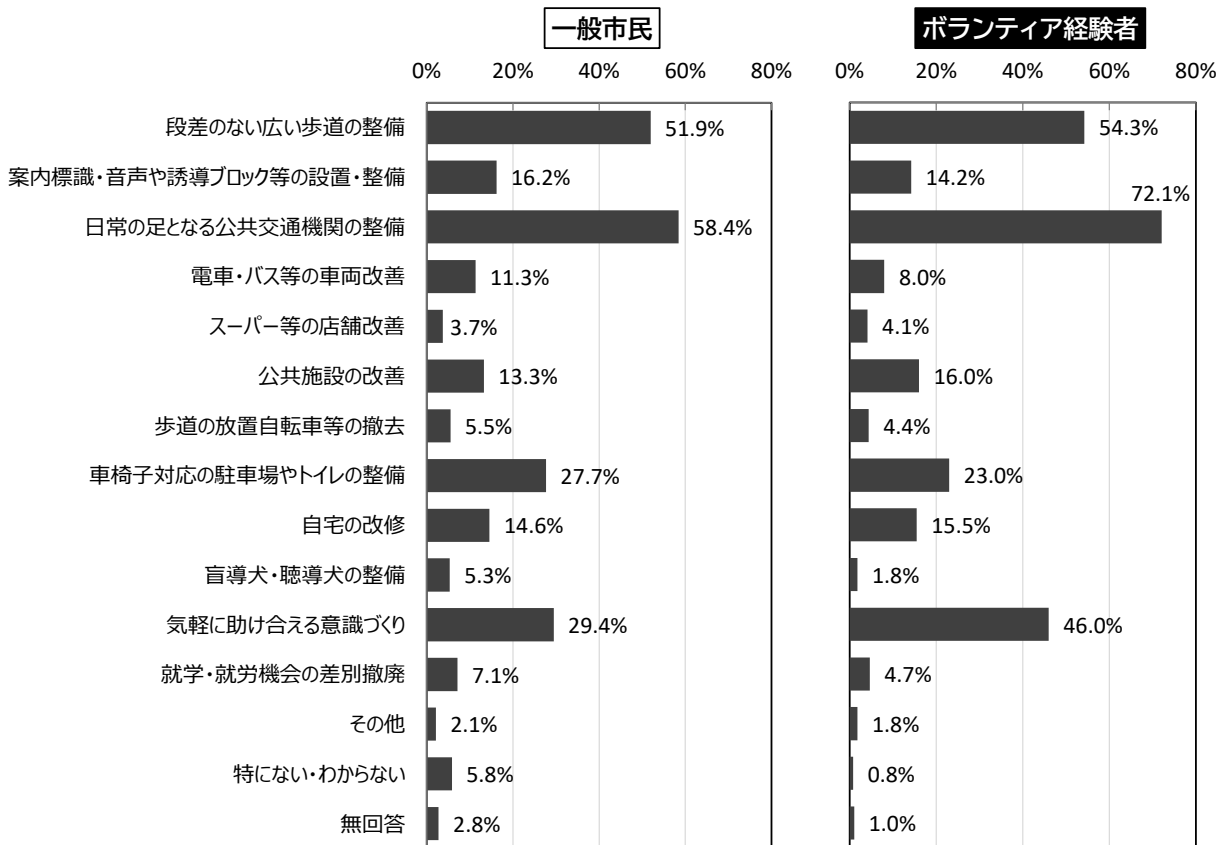
※(3)で「やや不満」または「不満」を選んだ方

(4)その理由は何ですか。【複数回答】

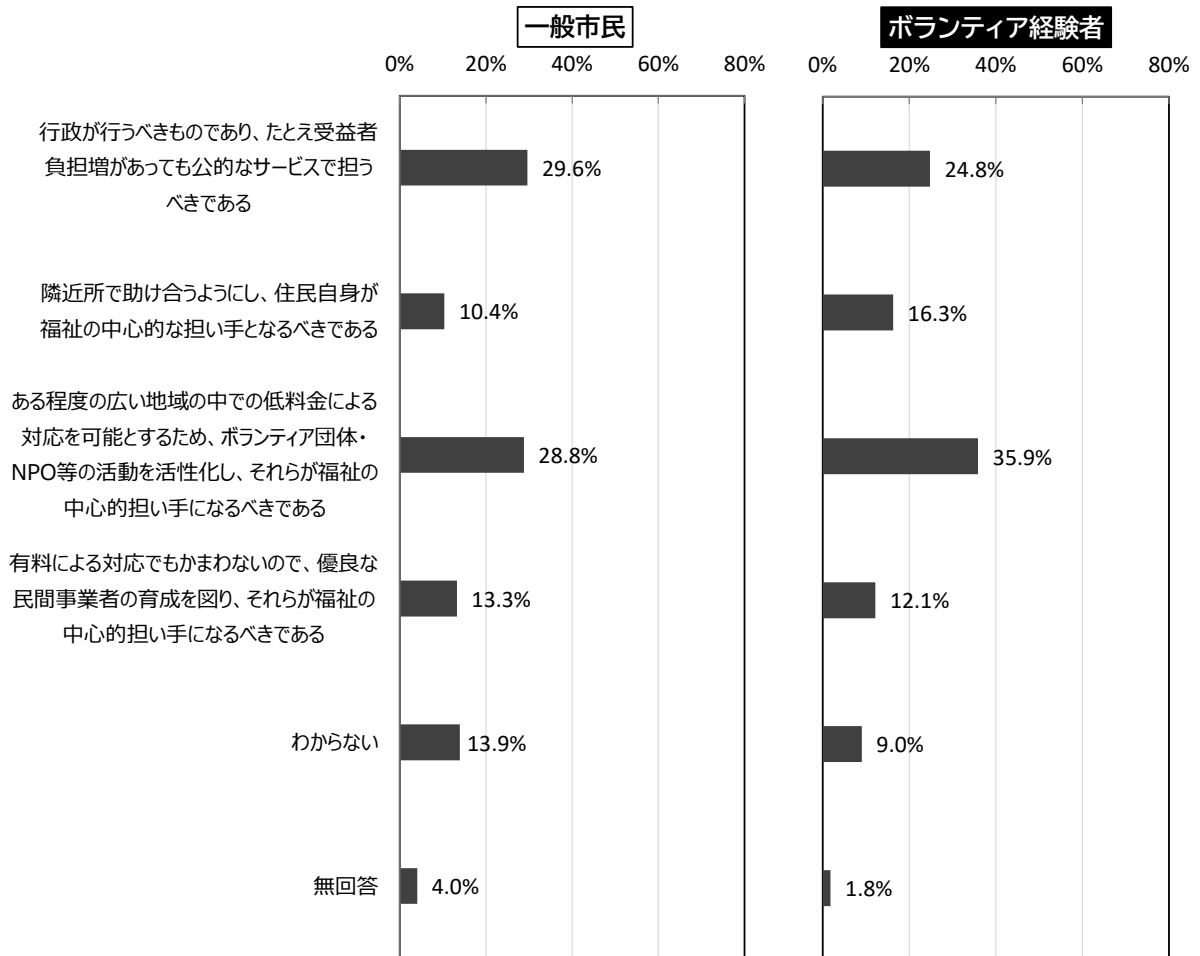


(5)あなたは、バリアフリーのまちづくりを進めるために、何が必要だと思いますか。

【複数回答:3つまで】

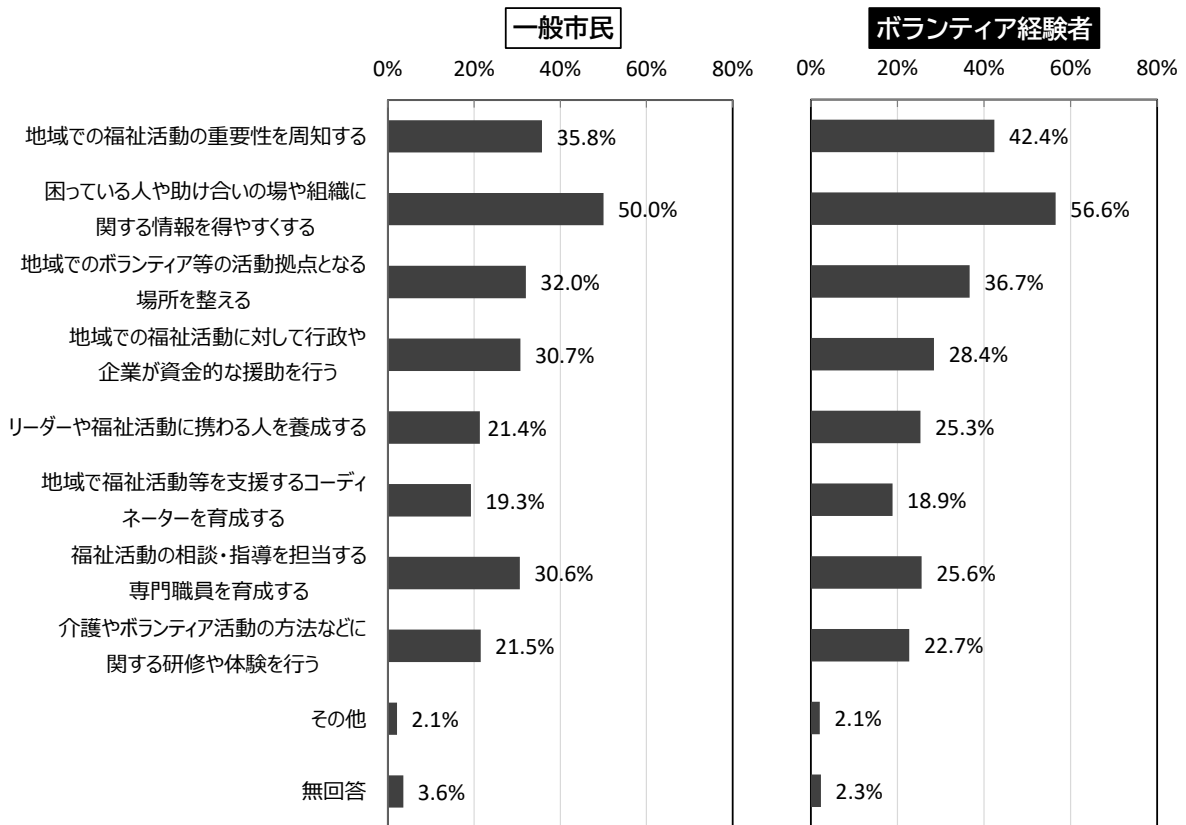


(6)あなたは、将来的に福祉サービスの提供のあり方についてどうあるべきとお考えですか。



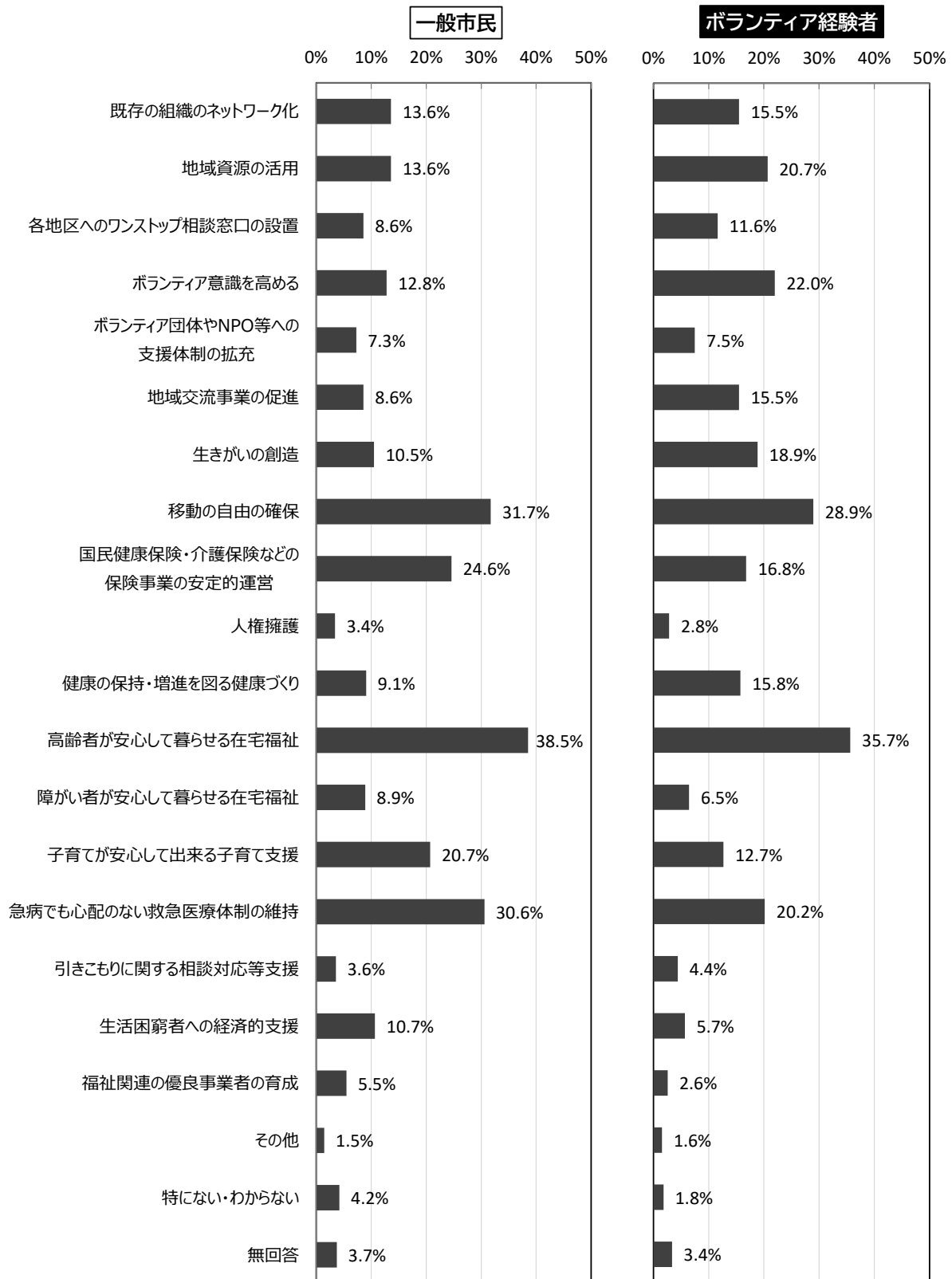
(7)あなたは、地域の福祉活動に参加しやすくなるために、どのようなことが必要だと思いますか。

【複数回答:3つまで】



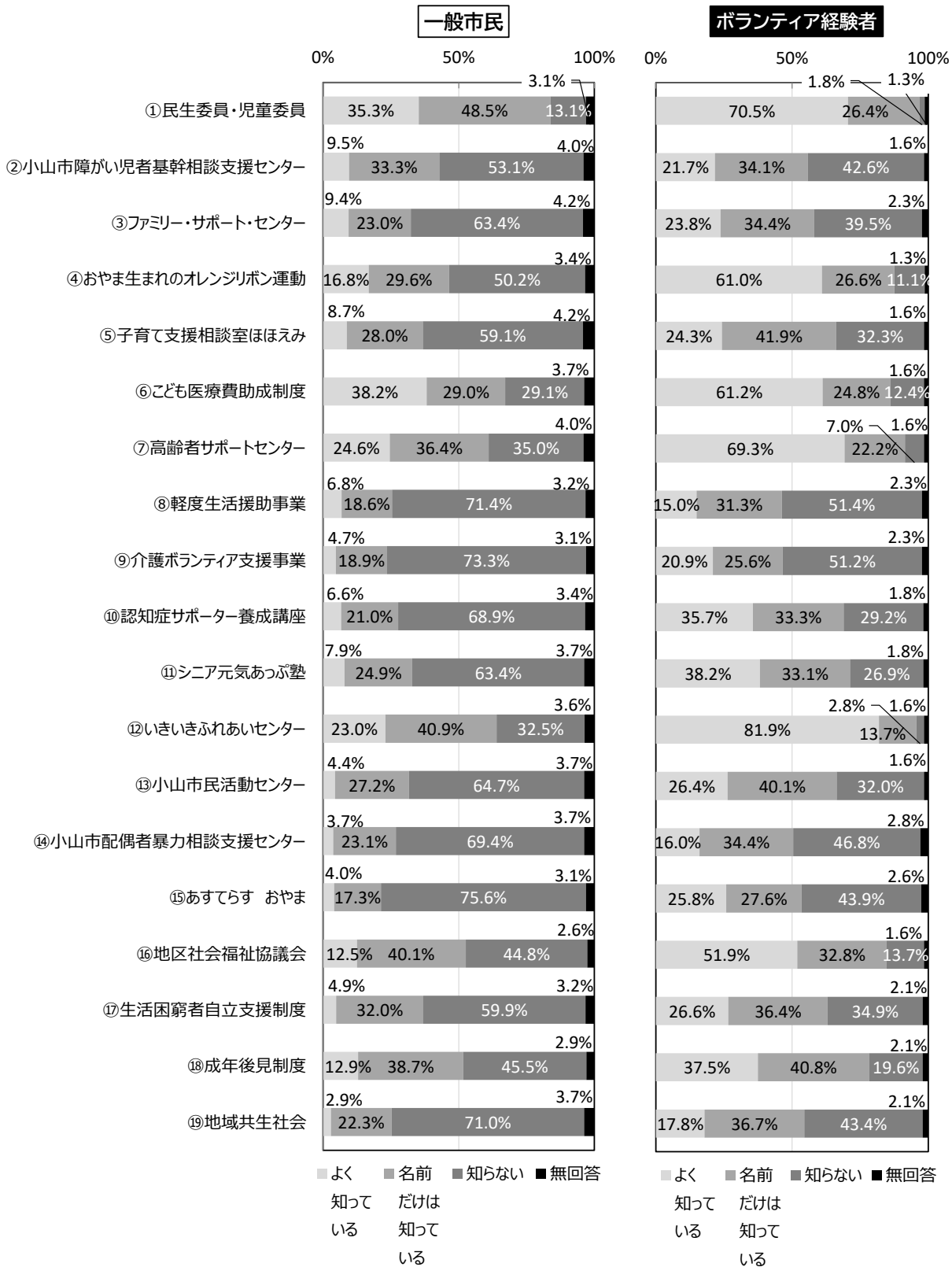
(8)あなたが、福祉関連分野で小山市に特に力を入れてほしいと思われる施策はどちらですか。

【複数回答:3つまで】



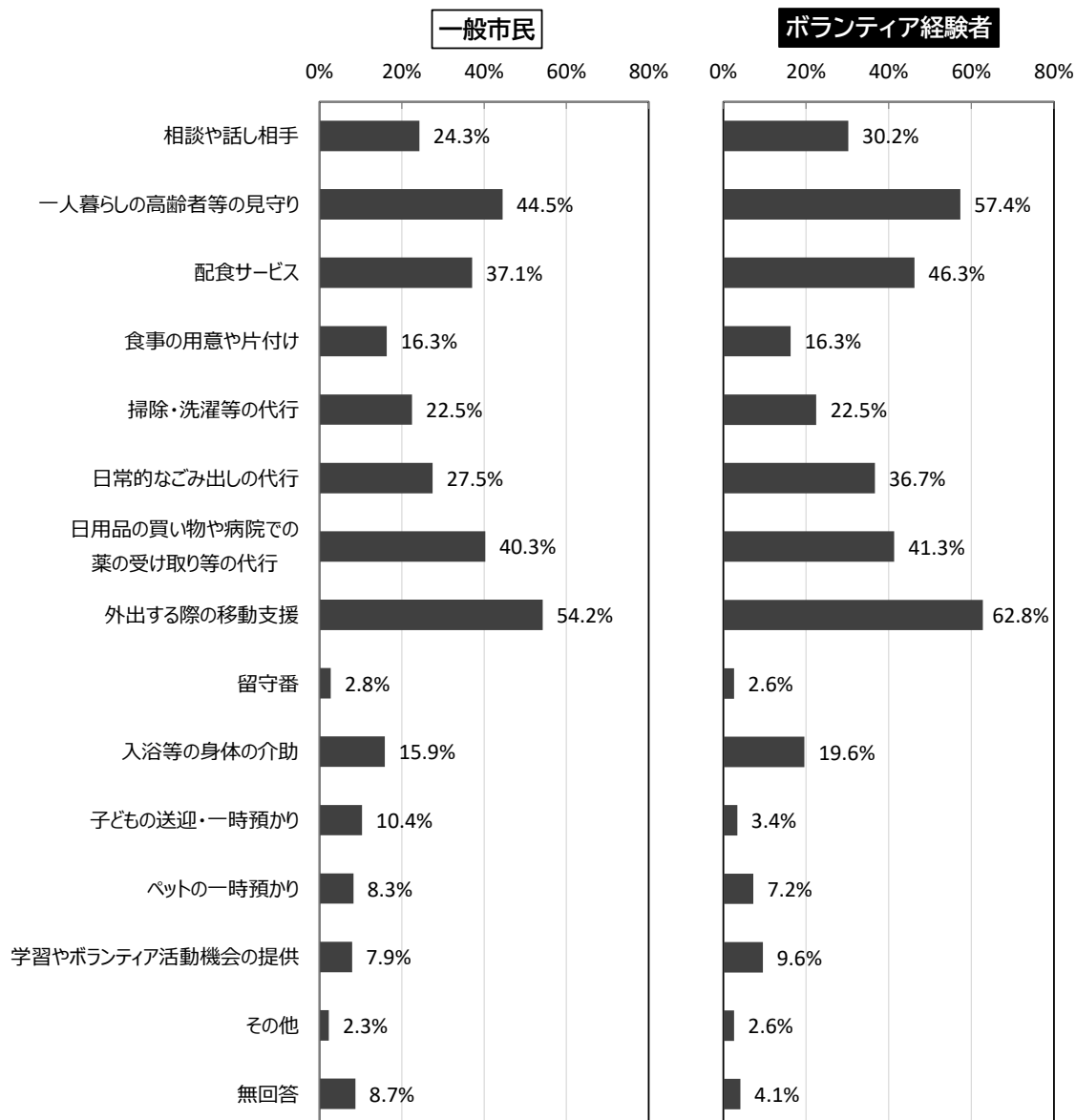
問5 福祉関係の各事業について

(1)次に挙げる言葉や事業を知っていますか。

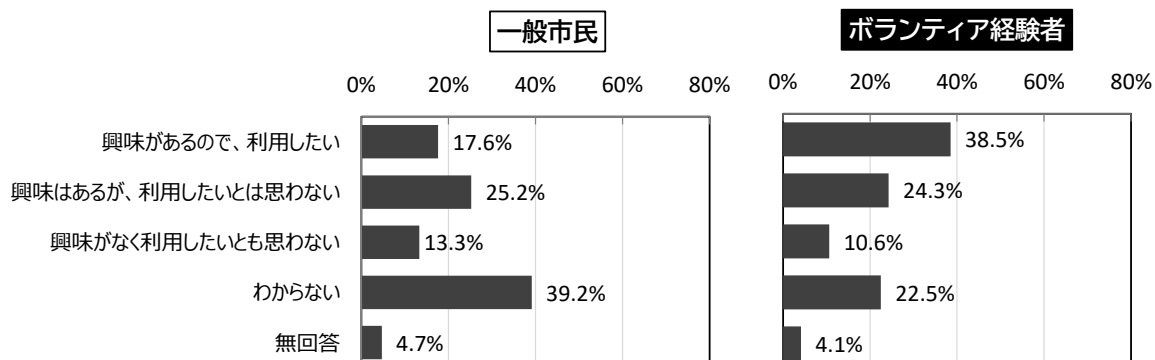


問6 地域福祉の方向性について

(1)あなたが、現在または将来、利用したいと思うサービスがありますか。【複数回答】

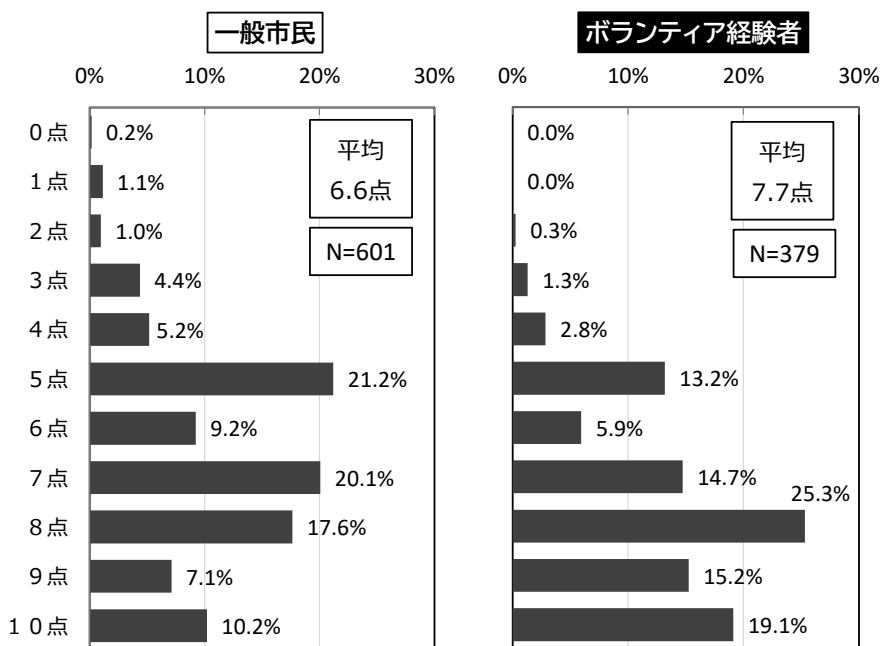


(2)介護ボランティア支援事業のようなポイント制度が様々なボランティア活動に活用された場合、あなたはどのように思いますか。

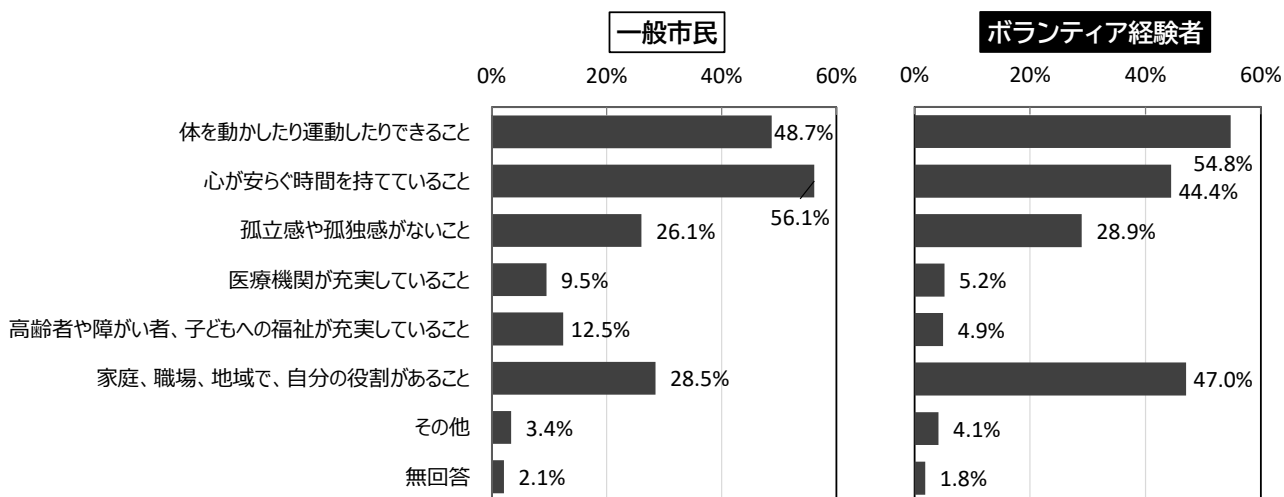


問7 幸福感について

(1)現在、あなたは日常生活の中で、どの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。



(2)あなたの幸せにとって、特に大切だと思うものはどのようなことですか。【複数回答:2つまで】



第4期小山市地域福祉計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

小山市 保健福祉部 福祉課
